

第百七十七回国
会
参議院内閣委員会會議録第九号

平成二十三年六月十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十四日

辞任

白 眞勲君

磯崎 仁彦君

補欠選任

岡崎トミ子君

岩城 光英君

六月十五日

辞任

齋藤 嘉隆君

岩城 光英君

岡田 広君

補欠選任

蓮 舩君

熊谷 大君

浜田 和幸君

六月十六日

辞任

岡崎トミ子君

蓮 舩君

補欠選任

ツルネ マルティ君

外山 斎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

松井 孝治君

相原久美子君

大久保潔重君

宮沢 洋一君

山谷えり子君

委員

植松恵美子君

江崎 孝君

芝 博一君

ツルネ マルティ君

外山 斎君

平野 達男君

牧山ひろえ君

熊谷 大君

国務大臣

(内閣官房長官)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣)

公共・科学技術政策)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣)

当大臣(経済財政政策、少子化対策、男女共同参画)

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

内閣府副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

総務大臣政務官

外務大臣政務官

厚生労働大臣政務官

農林水産大臣政務官

環境大臣政務官

防衛大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣参事官

内閣官房内閣参事官

内閣府男女共同参画局長

原子力安全委員会委員長

金融庁総務企画局審議官

総務省総合通信基盤局電波部長

法務大臣官房審議官

外務省北米局長

財務大臣官房参事官

文部科学大臣官房審議官

厚生労働省健康局長

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

厚生労働省職業安定局次長

厚生労働省社会・援護局長

経済産業大臣官房政策評価審議官

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

資源エネルギー庁原子力安全・保安院長

海上保安庁長官

防衛省防衛政策局長

藤井 直樹君

金澤 裕勝君

岡島 敦子君

班目 春樹君

乙部 辰良君

吉田 靖君

團藤 丈士君

梅本 和義君

飯塚 厚君

伊藤 洋一君

外山 千也君

平野 良雄君

黒羽 亮輔君

清水美智夫君

宮本 聡君

横尾 英博君

寺坂 信昭君

鈴木 久泰君

高見澤將林君

防衛省地方協力局長

井上 源三君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査

(電力問題が日本経済に与える影響に関する件)

(認定特定非営利活動法人の情報公開の促進に関する件)

(排他的経済水域及び領海の根拠となる離島の登記及び命名作業に関する件)

(被災地でのがれきの処理における政府の役割に関する件)

(被災者生活再建支援制度の見直しに関する件)

(放射能汚染による立入制限区域の利用方法に関する件)

(被災地における女性の悩み・暴力相談に関する件)

(東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と事故収束の見通しに関する件)

○総合特別区域法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松井孝治君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

昨日までに、白眞勲君、磯崎仁彦君、齋藤嘉隆君及び岡田広君が委員を辞任され、その補欠として岡崎トミ子君、蓮舩君、熊谷大君及び浜田和幸君が選任されました。

また、本日、蓮舩君が委員を辞任され、その補欠として外山斎君が選任されました。

○委員長(松井孝治君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣の重要政策及び警察等に関する調査のため

め、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣参事官藤井直樹君外十九名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○宮沢洋一君 おはようございます。

久しぶりの内閣委員会の一一般質疑でございます。官房長官、また与謝野大臣、中野大臣、大変それぞれお忙しい中でございますが、国会における審議というのも大変重要な場でございます。是非とも内閣委員会、国会がいつまで続くかありますけれども、波静かならば一般質疑をどんどんやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

まず、与謝野大臣に伺おうと思っております。今朝の新聞ですが、今年度の経済成長率の見通しが、一・五だったのがゼロ程度になるというような記事が載っております。震災の影響等々、そういうことになってしまふんだらうなという思いがいたしますが、一方で、大変心配なのは、特に原子力また電力の問題が中長期の日本経済に与える影響だと思っております。

短期的に言えば、もう驚くべき早さでサプライチェーンが回復したりということなわけでございますが、一方で、今回、原子力発電といったものが今後どうなるのか。特に福島の場合は恐らく廃炉ということでありまして、また今後点検中のものがどう再開するか等々というようなこと。また、原子力発電の代わりに、取りあえず夏場に向けていろいろ火力発電所等々再開したりしておりますけれども、重油というのは大変高い燃料です。原子力に比べればもちろんLNGも石炭も大変高い燃料で、これはいずれコストということで

電力料金にかなり乗ってくる。自然体で乗っていきますと、恐らく日本の産業、これまででさえ大変高い電力と言われておりましたけれども、そういう中で更に高くなっていく。大企業からいろいろ意見が出ておりますけれども、韓国なんかは既に日本の三分の一の電力であり、法人税を相当安くするというようなことでもう誘致活動をしているというようなこともあり、恐らく企業経営者も、このままでいくと日本で立地できないんじゃないか、産業を移さざるを得ないんじゃないかということが、特に大口の電力、産業の電力に関して言えば、将来的な見通しを考えると、なかなかそういう暗い気持ちになつていられる方は多いんだらうと思うんですね。

そういった意味で、この電力料金について、今後日本経済に与える影響について、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 最初の部分は、現在、成長率に関しては民間の二十二社の平均値を取つたものでございまして、政府としての経済見通しは七月の末にこれをやる予定になっておりますが、民間二十二社とそう違いもあるまいと思っております。

電力は量と価格両面で非常に日本のマクロ経済に影響を与えるのは、宮沢先生の御指摘のとおりでございます。昔の話ですけれども、日本はかつてアルミの製錬をやつていたことがあります。これはボーキサイトを海外から輸入してアルミのインゴットを造つていたんですけれども、こんなものはもう全く成り立たないということが分かつてアルミの製錬から撤退したことがあります。これは、まさに電力が高いために産業が成り立たないという典型であると思っております。

恐らく、電炉のように電気を大量に消費する産業はどう成り立っていくのかと。工業用電力というのは、一般家庭電力よりは電力料金は大量に購入するというので安い水準に設定はされておりますけれども、それでもいろいろな産業分野にコストの面で影響が出てくると同時に、また量的な

制限がありますと、それ自体が日本の将来の経済の非常に乗り越え難い一つのバウンダリーコンディションをつくつてしまふと、そのように懸念をしております。原子力政策を含めてエネルギー政策、またエネルギー政策を遂行するための海外との、それぞれの国との関係、そういうものはこれからの日本の政治にとって極めて大きな課題になっていく、ますます大きな課題であると思っております。

○宮沢洋一君 今後の日本の成長であり、また、恐らく日本の雇用ということを考えたときに、産業用の電力料金というものについては相当気を遣つていかなければいけないと私自身は思っております。大臣も同じお考えをお話しされたんだらうというふうに思います。

一方で、ちよつと外れるような話でございますが、実は先週、私自身少しショックを受けましたのが、関西電力が震災後、電力会社として初めて起債を予定していた。これは起債ができなかったわけですね。いろいろな要因があつたと思ひます。恐らく、東電の処理の中で、今法律が出たようですけれども、国の責任というものがはっきりしないといったような問題、また、原子力発電所の点検中のもので再開について、これまた国の方針といったものがはっきりしていない。関電は本当に大丈夫かなというようなことがあつて、政府系と目されるような機関投資家でも購入を断つたというような話も聞いておりますけれども。

やはり関電が起債できなかったことというのは私が申し上げたような理由でいいのかどうかという、与謝野大臣の御所見と、恐らく、電力会社が起債できないというところは今後の経済、金融にとつては大変大きな影響が出てくると思ひますが、その辺についての大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 一五％カットというのは、全体の電力需要を一五％カットするということではなくて、東京電力の例を見ましても、ピーク時の一五％カットということですから、恐ら

く、土日操業するとかあるいは夜間操業するとか、いろいろな工夫でこの一五％は東電の場合には達成可能だと思ひます。

ただ、海江田大臣によくお願いしていただきますのは、業種によつてはその一五％カットでさえ全体の業務に非常に大きな支障が来すという、例えば精密加工の工場等々はやっぱり例外をつくつてやるというきめ細かさが必要だと、これは経産省もよくお分かりいただいていると思ひます。

関西電力が一五％ということ、やっぱり東の方から西の方に製造業が少し移転するというのか、製造が移転しているという傾向もありますし、関西電力も用心深くああい措置をとらうということを経産省と御相談したに違ひないんですけれども、業種によつてはその一五％のピークカットでも業態として成り立たないというようなところはやっぱりきちんと個別に配慮をしていく必要があると、これを海江田大臣によくお願いしていただくでございます。

○宮沢洋一君 ピーク時の一五％のカット自体は、まさにきめ細かな配慮をしなければそれは難しい話では恐らくないんだらうと思っておりますが、一方で、質問したかったことは、関西電力が先週、震災後初めて起債を予定しておりました。続いて九電等々という流れがあつたわけですが、けれども、残念ながらその起債ができなかった。マージンが筋でいろいろ言われていますのは、例えば原子力発電に関する東電の事故等々を見て、国の責任といったものがはっきりしないというところ、それから一方で、点検中の原子炉の再開についてめどが立たないことといったことがあつて起債ができなかったということだというふうなマージンの関係者は言っておりますけれども、その辺について、与謝野大臣、どう考えられておるかということ、それと恐らく、電力債が今後いつ発行できるかという話。杜債市場、日本で五十兆と言われていますけれども、東電が五兆円、その他の電力で十兆円、十五兆、要するに三割は電力債なわけですが、この辺が今後発行は

難しいとなると、金融経済に与える影響も相当出てくるし、また電力会社の経営に与える影響というのでも相当出てくると思いますけれども、その辺について、与謝野大臣、どういう御所見をお持ちかなと伺います。

○国務大臣(与謝野馨君) 電力会社が資金を調達するときは、増資、起債、あるいは銀行借入れといういろいろな方法がありますが、電力債というのは元々電気事業法の中で規定されている社債でございます。担保によって守られている、債券としては非常に安全な債券のはずであるわけですが、これが札割れをしたというのは、あるいは発行できなかったというのは非常に残念な状況でございます。しかし、電力自体は装置産業でございます。膨大な設備投資資金も必要で、燃料を大量に使いますから運転資金も必要であると思えます。

電力債に対する市場の信頼がにわかに回復するとも思いませんけれども、その間、政府としては制度融資等やはり工夫をしながら、装置産業としての設備投資資金、あるいは燃料を購入して、電気を購入している面でのランニングコスト等の資金繰りについては、それが不足に至らないようにやっぱり官民挙げて電力会社の経営に誤りのないようにしていかなければならないと思っております。電力債については、市場の信頼が少しづつ回復していくものと期待をしております。

○宮沢洋一君 時間もありませんので、官房長官に質問をさせていただきます。

官房長官の発言というのはやはり大変重くて、市場に大変大きな影響がある。残念ながら、担当大臣の海江田大臣が発言しても市場は余り反応をしないんですけれども、枝野長官が発言されると、これは実は大きく反応するわけです。

特に、五月十三日、補償のスキームの基本的な枠組みを決定され、その後発言された結果、恐らく補償のスキームが発表されたわけですからマーケットは少し落ち着くべきところが、実はかなり荒れてきてしまった。クレジット・デフォルト・

スワップというんですが、東電債を、簡単に言えば、破綻して金が戻ってこないときに全額払ってやる代わりに幾ら払えばその保証をしてあげるよと、こういうことがかなり上がってきているようですし、また既存の東電債、これは上場はされていませんけれども店頭で随分売買されている債券でありますけれども、このCDSがどの程度上がってきているのか、また、最近、東電債の売買というものがどういう状況にあるのか、乙部審議官に伺います。

○政府参考人(乙部辰良君) 電力債のクレジット・デフォルト・スワップ、東電でございますが、震災以前は保証料率、おおむね四〇ベシスポイントで推移しておりましたけれども、震災直後に十倍の四〇〇ベシスポイントに上昇いたしました。その後、一旦低下いたしましたけれども、五月半ばから再び上昇いたしました。六月十三日には過去最高の一一六五ベシスポイントに達しております。昨日は若干下がりましたが、八五〇ベシス程度でございました。

東京電力債の売買でございますけれども、相対でございますので正確なデータはございませんけれども、市場関係者によりまして、最近では余り売買が成立していないということでございます。価格につきましては、震災前は九十八円前後で取引されておりましたけれども、震災後下落いたしました。若干の上下はございましたけれども、昨日は七十三円程度となっております。

○宮沢洋一君 先ほど与謝野大臣がおっしゃったように、一般担保という大変強力な意味では担保が付いている東電債であるにもかかわらず、一方で、補償スキームの大枠を決定したというある意味ではマーケットが安心していたときにもかかわらず、実はそういう状況が五月の十三日以降起こってきてしまっている。

これは、官房長官が五月十三日におっしゃった発言、これまでも国会でもいろいろ議論をされておりますけれども、この影響は大変大きかったとマーケットでは言われておりますし、私もそうだ

ろうと思っております。

まず、官房長官にそのときの発言の真意というものを伺いたいんですが、これを、記者会見の状況を見ますと、かなり巧妙におっしゃっていることは確かで、マーケットに影響を与えたくないというようにも当然おっしゃっているわけですが、けれども、おっしゃりたいことを要約すると、民間銀行が三月十一日以前の貸出債権、約二兆円ですけれども、これについて、一部なのか全部なのかはともかくとしても、債権放棄というものがなく、国民はなかなか理解をしないだろうと自分では思っている。国民の理解がないと公的資金の注入というのは行わない可能性があるということをおっしゃっているんですが、この発言の真意はどういうことだったんでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) まず、御承知のとおり、今回決めた東京電力に対するというか、原子力損害賠償に対する支援のスキームにおいても、ステークホルダーに対する協力を東京電力が求めるようにということ、それから、特に銀行については、その協力状況について政府にきちっと報告を行うようにということを求めています。

これは民間同士の関係取引でございますが、これ、東京電力が今回の原発事故によって経営状況が大変厳しくなったと。国の責任と東京電力の責任について、これは将来的に場合によってはその負担割合とかという問題は生じるかもしれないが、いずれにしろ東京電力が一定の責任を負っていることは、これは間違いないということの中で経営が大変厳しい状況になっていると。

民間企業であれば、当然のことながら株主も含めてステークホルダーの皆さんが、じゃ、経営状況の厳しくなった企業をどうするのかということについて、その企業の存続によって自らの権利等を確保するために一定の協力をするのは、これは当然のこととして一般の民間においても行われていることであります。

今回の支援スキームは東京電力を支援するものでは全くありません。それが目的ではありません。

ん。支援の目的は、損害賠償債権、賠償債権についてしっかりと支払われるようにすること。それからもう一つは、現に東京電力福島原子力発電所の収束に向けては、東京電力のみならず、いわゆる関係企業、協力企業の皆さんにも全力で作業に当たっていただいています。こうした皆さんが東京電力に対して持っている債権がしっかりと確保されるということでなければ、こうした協力企業が原発の収束に向けた作業を続けることができません。これは避けなければならぬ事態です。そして三つ目には、電力供給という公的意味を持った大変重要な仕事をしている、この電力供給を止めるようなことがあってはいけません。

この三つの目的のために公的に支援をするというものでございますので、そのことが、公的支援がない場合に民間の関係であれば当然行われるであろう協力関係を越えてというか、結果的にステークホルダーに利益を与えるようなことになるのは、私は国民的な理解は得られないだろうというふうに思っております。

そして、こうしたスキームを実施するためには、国会に法律を閣議決定して提出をしたかというふうに思いますが、国会の御理解もいただかなければなりません。予算措置についても国会の御理解もいただかなければいけません。既に国会においても幾つかの政党、自民党の方も含めて、いや、むしろ破綻処理をするべきではないかというような御意見も出ていらっしゃるわけでございまして、そうした皆さんを含めて、国民的な理解を得てこのスキームを、法律あるいは予算等を国会でお認めいただく、その前提となる国民の理解を得るためには、ステークホルダーの皆さんに一定の御協力をいただくことが前提になるのではないかと、私の認識を示したものであります。

○宮沢洋一君 結局、民間の融資に係る債権放棄といったことに触れた結果、一般担保が付いているはずの社債にまで実は影響が出てきたというのが、恐らくこれが一か月ちょっとの流れたらうと思うんですね。

私は、法律自体は昨日ですが、閣議決定をされたわけですが、法律は法律で審議をしていかなければいけないわけですが、官房長官が債権放棄がまだある、なければ国としてはなかなか協力できないよとおっしゃっていること自体は、大変日本経済に今大きな影響を与えてしまっている。例えば銀行株自体でも、ある意味では官房長官の発言で乱高下するような状況というものがあ

る。また、先ほど言った社債についても、五兆円持っている人、もちろん全て明らかになっているわけではないですが、かなり年金等々が購入しているであろうと言われていますけれども、そういう人、また個人でも持っている方がいらっしゃるんでしよう。そういう方が、先ほどの話ではありませんが、百円のものを七十円でしか売れないというような状況が実は起こってきているわけ

です。私は、債権放棄について言うと、今後のこともいろいろ考えていかなきゃいけないだろうというふうにも思っています。といいますのは、五兆円出ている東電の債券、恐らく三十年と長いものもあるようですけれども、債券を出してまた資金調達するというわけにはしばらくの間いかなしいし、ましてや今後の政府の処理次第で東電株というのが上場廃止されるということになると、公募債としての東電債は当然出せなくなってくるわけですから、そうした意味でいうと、その借換え資金というものは誰が出すのかという、恐らく金融機関しかないだろうと思います。

一方で、今後、福島等々の代わりに取りあえずは重油を高くコストの火力発電所等を動員していますけれども、今後やはり目の前でやっていかなきゃいけないのは、石炭火力とかLNG火力の発電所を東電が造っていくということ。五百万キロワットぐらいは恐らく要するだろうと思います。LNGでいうと、一キロワット当たり二十万掛かると言っています。造るのに、石炭火力だと三十万ですから、五百万キロワットのそういう火力発電所を造るためには恐らく一兆円から一兆五

千億のお金が必要になってきて、これまた銀行が融資しないと当然これはできないわけでありまして、そういうことを含めて考えられた上でおっしゃった発言なのかどうか、もう一度確認したいと思っています。

○国務大臣(枝野幸男君) 東京電力の状況、特に賠償債務についてしっかりと支払いを長期にわたっていただかなければならないという状況の下においては、今後の資金調達に当たっては、これは一定の政府の関与というか支援が必要であるという前提に立ちまして、今回、閣議決定いたしました賠償支援機構法案を策定したものでございまして、今後の借換え、借入れ等に当たっては、事実上の政府保証、まあ機構による保証になるか直接政府保証になるか、こういったことも含めてスキームの中に組み込んでいくものでござい

ます。○宮沢洋一君 今の御発言は、法案の中身になるかもしれないですけれども、要するに、東電が今後、賠償はちよつと横に置いておいても、先ほど申し上げましたように、債券の借換えのための資金需要、また新たな火力発電所等を造るための資金需要というものがあつて、これについて政府が直接か間接に保証して資金需要には対応するということをおっしゃったということではよろしいですか。

○国務大臣(枝野幸男君) そういったことが可能なスキームを用意しております。

○宮沢洋一君 可能かどうかというのは、要するに、先ほどの話に戻って、債権放棄がなければなかなか可能でなくなるといった意味合いがあるんでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) 私は、記者のお尋ねに対して、国民の理解が得られるかということをお尋ねをいただきましたので、国民の理解は到底得られることはないだろうということを申し上げました。その趣旨については先ほどお答えしましたとおりでございまして、具体的には、民間と民間の関係の中で、当事者の皆さんが様々なことを総

合的に判断をされる中で民間で御決定をされる、そのことを踏まえて最終的に法律案や予算が国会で御承認をいただけるのかどうかということでは決まるというふうにおっしゃっています。

○宮沢洋一君 五月十三日にどうおっしゃったか、もう横に置いておいてくださってよくて、要するに、債権放棄を求めたいと思っているのかどうかということだけお答えください。

○国務大臣(枝野幸男君) 私は、そのときも今も何かを求めはおりません。ただ、国民的な御理解と国会の御理解をいただかなければ今回の賠償支援のスキームは実行に移せないというふうにおっしゃっていますので、もちろん、政府として一番責任を持つて国民的な御理解、国会の御理解をいただくべく、一番努力をしなければならぬのは政府だということに思っておりますが、東京電力においてもそのための努力としてステークホルダーの皆さんに協力を求めることは、一般的にはそのことはお願いをしたいと思っておりますが、そこから先、具体的なことについては、まさに最終的には民間の御判断でしていただくことだと思っております。

○宮沢洋一君 最終的には民間の御判断と言いますが、民間の判断次第では国の関与が変わってくるということをおっしゃっているということではよろしいんですか。

○国務大臣(枝野幸男君) 政府としては、閣議決定して、法案、国会に御審議をお願いをするという状況に入っております。政府としては、いずれにしても、この法案を成立させていただき、いづれこれに関連する予算等についても御賛同いただいてこのスキームを動かし始めるということをお考えをしております。そのための前提条件となるものは、国会の御理解をいただけるかどうかということだけであります。

○宮沢洋一君 今回の法案についてはいづれ審議をすることになるわけですが、法案の中には民間の金融機関の債権放棄に係る規定というのはあるんでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) 規定はございません。○宮沢洋一君 そうすると、政府案どおりに成立したときに、民間金融機関に債権放棄を求める場というのはあるんでしょうか。それはもう東電任せで自分の知ったことじゃないと、こういうことですか。

○国務大臣(枝野幸男君) 国が金融機関に対して直接何かを求めるということは、法律上も、それからその法律の前提になっているスキームの考え方としても、全くそれは取っておりません。あくまでも、東京電力に対してステークホルダーの協力を求めるべく最大限の努力をしてみたいというところがこの法案の前提になっているスキームでござい

ます。○宮沢洋一君 そういうことであれば、私は、これだけ大きな金融に衝撃を与え乱高下する、投機家だけがもうかるような状況をつくり出すよりは、やはりこういう中で、自分としては債権放棄についてはもう触れないと明言することによってかなり債権市場も実は落ち着いてまいります。いかがですか。

○国務大臣(枝野幸男君) まず、私からこのことについて触れたことは一度もございません。お尋ねがあつたときにお答えをしているだけであり

ます。それから、社債については、実は、これ法的な処理をするべきではないかということは、御党の議員の方も含めて個人的な意見ということでおっしゃっておられますが、そうした場合には、賠償債権はどうするんだということになると、賠償債権は事後的に法律上優先させればよいじゃないかとかという議論があるわけで、でもそういうことをやったら、それこそ社債は一般担保が付いているわけで、一般担保を前提として皆さん取引をされているわけで、こういったことはやっぱりマーケットとの関係で、事後的に、その持っている期待権、一種の財産権ですから、憲法二十九条との関係でも揺るがしてはいけないというようなことは、私はこれは何度かしっかりと申

し上げてきているところでございます。

○宮沢洋一君　そこが大事なところで、私も全く同じ考えで、法的整理等々をした場合に賠償債権といったものがどこに消えてしまふかという問題があつて、一方で、東電自体は地域独占を今後続けるかどうかは別にしても、大変大きな公的な役割を果たしているところですから、東電がなくなつても第二東電をつくつて、ある意味でいうと東電の社員はそちらの方がうれしかもしれないけれども、それはさせやいけないということだろうと思つておりますが。

一点だけ、ですから、債権放棄について、そんなこともういいよとここでおっしゃると随分安定するんです。どうですか。

○国務大臣(枝野幸男君)　御趣旨は非常に理解もいたしますし、それから、私もマーケットに影響を与えたいとは思つてもありません。

したがつて、私はお尋ねがあつたとき以外はこれのことについて触れておりませんし、その際のお答えも十分いろいろと配慮をして発言をしてきているつもりでございますが、一方で、これは例えば電力料金や将来税金ということにならないように、最大限東京電力においては努力をしていただきます。しかし、これは確約はできません。まさに賠償がどれぐらいの規模に上るのか、それから原発の収束に当たつてどれぐらいのお金が掛かつていくのか、様々なことがまだ未確定な部分がたくさんありますので、確定できません。

でも、そうした皆さんの立場からすれば、公的な支援がなかった場合に民間同士で一般的になされる範囲内においてのステークホルダーの協力というものがなくて、そこだけは完全に守られて、例えば電力の料金や税金などというところにだけその負担が行くということになったら、それは私はやっぱり理解を得られないだろうということについてはしっかりと御認識を特に東京電力にはしていただかないといけないというふうに思つておりまして、そのことの認識を東京電力においてしっかりと持つていただいた上で努力をしてい

ただくことがあれば、私はそれ以上の何を何かに求めていたりとかしているものではありません。

○宮沢洋一君　なかなかおっしゃつていただけないわけですが、今お話しになつた、税金も上げないとか、税金を引き上げたりしない、税金で見ない、電力料金も上げない、こういうことを言っているから、実はみんな、そんなことできるわけじゃないかと、こういう話になるわけですね。

当然、電力料金について言えば、今回の原発の補償云々は横に置いておいても、既に大変高いコストの燃料をたくというところで、一説には年間八千億経費が余計に掛かる。これは当然電力料金に乗つてこなければ利益も何も出ないわけですから、そういった意味じゃ当然それは乗つてくる。

しかも、恐らく、先ほど最初に与謝野大臣とお話をしたように、日本の産業であり雇用といったものを考えたときに、その分をどうやって転嫁していくかということも実はかなり大変大きな要素になつてきて、そう簡単でもない。

それプラス、じゃ、それ以外のものでも今後その補償をしていきますよということになつても、東電の法人税引き前の利益というのは大体四千億ぐらいですから、コストカット等々したとしても、じゃ、五千億今後出していくとしても、それは賠償金などの程度になるのか、金利がどの程度になるのか、それでずつと東電という会社が利益を上げるに、当然配当も全くせずに生きていくということを恐らく想定して、それで二十年掛かるのか三十年掛かるのかで払っていくというようなことをすればということをおっしゃっているんだらうと思うんですけれども、そんな会社、要するに生かさず殺さずみたいな会社が本当に存続しているのかどうか。

今いる方だつて、二十年后には恐らく三分の二はもう会社からいらつしやなくなつていて、新しい人が入つてくる、そんな会社がずつと存続していくということ想定して今言つたようなことをおっしゃっているわけですか。

○国務大臣(枝野幸男君)　私、先ほども御答弁申しましたとおり、最終的に電力料金への転嫁やあるいは税金による一定の負担ということがゼロになるかどうかということについて、今の時点では残念ながら確約できない。ただ、まず東京電力においては、これはこのスキームを作るに当たつての様々な議論、検討の中でも、相当程度従来よりもコストはカットできる、資産についても相当売却できる部分があるということについての一定の検証をいたしております。さらに、より詳細にこうしたところについて検討するために、第三者委員会を設置をして専門家の皆さんにそうした内容についての精査をいただくことになつております。

まずは東京電力において最大限の努力がなされるということがないままに、じゃ、最終的にはどうせ電力料金上げなきゃいけないんだとか、そういった話になつてしまつては、それはその東京電力の最大限の努力ということが十分なものにならない可能性も高いですし、国民的な私は理解、納得も得られないだろうというふうに思つております。

まずは電力料金や税金などに転嫁をせずに東京電力の自助努力でどこまでできるのかということ、を最大限やつていただいて、それがもうこれで、今御指摘いただいたとおり、二十年、三十年にわたつて生かさず殺さずということとで本筋にいいのかと、それは確かにそういう課題出てきますが、まずは今できる最大限のことをやつた上でどうなのか。それと同時に、賠償の総額の規模とかもまだんだんより具体的に絞られてくると思ひます。

そうしたことの中で最終的な判断はなされていくという必要があると思ひますが、少なくとも、今の時点においては転嫁ということ考えずに最大限の努力をしてもらう、それを促すということが必要だと私は思つています。

○宮沢洋一君　いろいろコストカット、東電が出しているようですが、あんなこと本当にできるのかなと。正直言うと、あれは相当な下請い

じめをしないとできないコストカットだろうと実は思つておりまして、本当にそれは民主党、与党の方はそれでいいのかなと実は思つているところがありますけれども、そういう中で、私は、やはり国の責任、国の関与といったものははっきりさせていかなければいけない。いろいろコストカットをしていくにも当然限度がある。そして、電力料金である程度上げるとしても、日本の将来を考えたときには限度がある。そういう中で、やはり国の責任、国の関与といったものは、それはやらざるを得ない。それは、国民の理解がある、ないというよりは、国民の理解をそういうことできちりやつた上で求めるということが政治の姿勢だろうと私は思つておりまして、当初、報道によると、閣内で与謝野大臣と枝野官房長官の間で随分論争があつたというふうに聞いておりますけれども、与謝野大臣は国の関与についてどういうふう

に考えられていますか。

○国務大臣(与謝野馨君)　原賠法をどう解釈するかという純粋に学問的な議論は枝野官房長官としましたけれども、それは政治とは関係のない純粹の条文上の解釈、学説的なやり取りはしましたけれども、それは別にけんかをしましたわけではなくて、冷静、冷静な議論をさせていただいたと思つております。

○宮沢洋一君　そうすると、結果としては冷静、冷静な与謝野大臣が議論で負けたと、こういうことになるわけですか。

○国務大臣(与謝野馨君)　これは、条文をどう解釈するかというのには、文理解釈をしていくのか、あるいは全体、原子力のあの事故によつて損害を受けた人をどう助けていくのかという大乗的な見地、あるいは電力供給を円滑に今後続けていくためにはどういう方式を取るかと、そういう総合的な判断もまた必要であるということであつて、論争に負けたとか、そういう次元の低い話ではありません。

○宮沢洋一君　時間も迫つてまいりますので、中野大臣に質問させていただきます。

公務員制度改革の担当ということでありまして、この辺、二点ほど伺いたいんですけれども、これ質問通告はしていない話であります。実はこの国家公務員基本法の改正のときには大幅な議員修正をいたしまして、松井委員長と私が中心になってまとめ、その中で最後までもめたのが労働協約権、基本権に関する部分で、要するに、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解の下に、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする、こう書いてあります。

松井委員長がどう解釈されたかは分かりませんが、我々、当時の与党としては、まさに国民に示して、その理解の下にということを書くことによって、国民が理解をしないのであればこの問題は実現しない。逆に言えば、政府として法律を、この問題出さなくてもいい、ともかく理解をするまで努力をするといった意味で記述を入れさせていたわけでありました。

今回、国家公務員法の改正が、法律四、五本ですが、提案されていますが、国民の理解を得るためにどういう努力をし、そして結果的に国民の理解を得たという自信があるのかどうか、ちょっと教えていただけますか。

○国務大臣(中野寛成君) 最終的に国民の理解を得るということは、この民主国家では、国会の理解と同意をいただく、御決定をいただくということとで決められるものだというふうに思っております。

ただ、その過程の中で、争議権等、パブリックコメントにかけさせていただいた部分もございまして、その内容につきましては、これは世論調査ではありませんが、数の大小によって判断できるものではないと思いますが、内容的には、やはり公務員の争議権については大変シビアな厳しい御意見もございました。

それらのことも踏まえながら法案作成に当たらせていただきましたし、また全体像については、まさに段階を追いつながら発表をさせていただ

て、またそういう御意見を聴取しながら法案を作り上げて、今月当初に国会へ提出をさせていただいたと、四法案になりますが、といういきさつでございます。

むしろ、国会審議の過程の中で十分政府といたしましても説明を尽くさせていただき、御理解をいただけるように努力をしたいと思っております。

○宮沢洋一君 大臣の理解はちよつと違っているんです。この条文の主語は「政府は」なんです。最終的に国会が決めるわけですが、政府は全体像を国民に示し、その理解の下にと、こう書いてあつて、政府の義務が書いてあるわけですから、最終的に国会がどう判断するかは別問題でありまして、政府として何をどうやられて、そして労働協約権というものが大体何か分からない、国民に対して、多くの国民は恐らく状況を分かっていないと思います。労働協約締結権というのはこういう権利だよと、そして、これがある意味では全面的に与えるということに賛同を先ほど言った多くの国民から得たのかどうかという確認をしたかったんです。

○国務大臣(中野寛成君) 国民の賛同を得ることが、これはまあいろんなやり方があるのかもしれないけれども、世論調査もあるかもしれませんし、いろんな方法はあるのかもしれませんが、少なくとも、法案作成に当たりますまでに全体像を公にさせていただき、またマスコミの皆さんにも公表させていただき、またそういう過程の中でいろんな御意見が出された、それらを私も重んじながら法案を作成させていただいた。それまでが政府としての役割として、できる限りの方途を通じて今の御指摘の方向へ向かつての努力をさせていただいて今日に至つた、国会提出に至つたというふうな思っております。

○宮沢洋一君 この件はまた法案のときにゆつくりやらせていただきますけれども、この条文自体は、まあ正直に言えば出さなくていい理由を書い

てある法律でありまして、これをクリアして出されてきたわけですから、それをどうやってクリアしたかということとはきつちりと法案のときに審議させていただきます。

今回、公務員の四法ですが、公務員制度改革の四法と同時に給与法の改正が閣議決定され、国会に出てきたわけですが、給与を、ある意味で人事院勧告ではなく国家公務員の給与を下げるということと、一方で協約締結権を始めとして労働側のある意味では権限が強くなる法律との、これは理由において関係しているんですか、全く関係ないんですか。

○委員長(松井孝治君) 中野国務大臣、時間が来ておりますので、簡潔に御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(中野寛成君) 御指摘の国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案、総務大臣が所管をいたしておりますけれども、これはおっしゃるように、国家公務員の人事費を削減するため、労働基本権制約の代償措置の根幹を成す人事院勧告制度の下では極めて異例の措置を講ずるものと理解をいたしております。自律的労使関係制度への移行を先取りする形で、職員団体と真摯に話し合いをしながら取りまとめられたものと承知をいたしております。

よつて、自律的に勤務条件を決定し得る仕組みに変革する国家公務員制度改革法案と全く無縁のものではない得ない。ただ、まだその法案が成立しているわけでもありません。といつて、それを先取りする形で、その精神は同じ方向でございまして、そういう意味では全く無縁ではあり得ないということから、国会審議に臨ませていただくに当たつても、これはできるだけセツトといたしま

すか、同時に上程をしていただき、御論議をいただくのがふさわしいのではないかとこのように私どもは考えたということでございます。

○宮沢洋一君 質問を終わらせていただきますが、全く無縁ではないということはそう密接でもないということだろうと思ひまして、給与法だけ

先にとということもあり得るという趣旨の御答弁があつたのかなと感じながら、質問を終わらせていただきます。

○牧山ひろえ君 民主党参議院議員の牧山ひろえです。よろしくお願ひいたします。

認定NPO制度について、先日何らか質問させていただいておりますが、私の考えとしましては、提出書類は少なく、しかし中身は濃く、また透明性は高くという形にできれば持つていければと思っております。

玄葉大臣は、認定NPOに対する情報公開について、十四日の私の質問に対し、施行三年後の検討と、こういう規定がございしますから、今後の状況を見ながら、そういったこともしっかりと情報開示の在り方として必要に応じて適切な検討を加えていくというのがよいのかなというふうに考えております。御答弁されております。また大臣は、今年に寄附元年になるものと考えているという内容の御答弁もされております。

三年間様子を見るということですが、認定されていけば、そのNPOは信頼性においても大丈夫だ、また政府のお墨付きだと普通の一般の人は思つてしまひます。寄附元年であるからこそ、認定という言葉の重みをしっかりと受け止めていくべきだと思ひますし、また認定という言葉の信頼のあかしとして確立するべきだと思ひます。そのために、様子を見て三年間の間にも、フィードバック、監視、モニタリングをしつかりとしていくべきだと思ひます。

そこでお伺ひしたいと思います。

同じところで玄葉大臣は、私の姿勢としては、法所管の立場でございしますから、情報開示の徹底、そして地方団体の支援などの役割を果たしてまいりたいというふうに考えておりますと答弁されております。情報公開に関しては、先日御紹介いたしました、アメリカにはガイドスターというNPOがあります。そのNPOは、日本の国税庁に当たる内閣府から情報をもらつて、そして市民にNPOの情報を公開しております。

日本では、国税庁ではホームページなどで今の公開までが精いっぱい、これ以上の公開はなかなか難しいというお返事をいただいておりますけれども、日本にもチャリティ・プラットフォームさんのようにNPOの情報公開をしているところがございます。内閣府もNPOのポータルサイトを運営しておりますが、今後の情報公開の促進に関しては、玄葉大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(玄葉光一郎君) いつも牧山委員には、特に情報開示の指摘含めて建設的な御提言をいただいて、感謝を申し上げますというふうに思います。

まさに、先ほど寄附元年ということが御紹介いただきましたけれども、本日に本委員会の皆様のお力でかなり大きな前進が今、新しい公共の分野あるいはNPO等の分野について進んでいるというふうに考えております。

それで、今なるほどなと思つて聞いていたのは、提出書類は少なく、中身は濃く、透明性は高く、なるほどいいキャッチフレーズだなと思ひながら今聞かせていただいております。確かに、アメリカはガイドスターというNPOがNPOをまさに監視すると。日本にも、先ほどおっしゃったようにチャリティ・プラットフォームというのがあるよと、こういう話であります。

どういう形でこれから更なる市民による監視ができるのか、情報開示の徹底ができるのかということについてはしっかりと検討して、できるところからやつていこうというふうに思っております。

ただ、この間、皆様に御尽力いただいた法律でも既にかなりのことは書き込まれていることは御承知のとおりでございます。また、これまでの様々な提言の中にも、例えば、今までたしか閲覧資料のコピー請求なんかがあった場合、それはできなかつたわけですが、今度はコピーもきちつとできるとか、あるいはNPO法人に通し番号を振つてIDとパスワードを発行して、NPO法人の責任で自ら最新情報を更新できるようにするとか、いろんなことを少しずつ前進をさせたい

というふうに考えておりますので、三年間は何かしないということではなくて、できるところから、確かにフィルタリングきちつとしていくというか、前進をさせていく、そういう姿勢を保つていきたいなと、そう考えております。

○牧山ひろえ君 また、地方団体への支援というのは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。

○国務大臣(玄葉光一郎君) これは先日にも谷合委員からたしか御指摘があったというふうに思いますけれども、基本的には地方財政措置を要望し、そしてまたスタートアップ支援をしていくという中で基本的に地方を支援をしていく。あるいは、今度、地方に移るわけですね、所轄が。そうすると、その所轄の地方に対して説明会というものをきちつとやつていくとか、あるいはガイドラインの作成などをして、各地方自治体、つまり所轄をされる地方自治体に対して助言をするということとはやつぱり必要なんだろうというふうに考えているところでございます。

○牧山ひろえ君 ありがとうございます。

次に、ボランティアコーディネーターの話に移ります。

三月十一日の東日本大震災の発生以来、大勢の人々が被災地の早期復興のため現地に入り、活動しております。つい六月十四日の内閣委員会でもお話ししましたとおり、私も先日、宮城県の南三陸町に行つて瓦れきの撤去のお手伝いをしてまいりましたけれども、その際に、作業を計画し、振り分ける人が明らかに足りないのではないかと感じました。

もちろん、今現地でボランティアをコーディネートしている人は本当に不眠不休で大変な御苦労をされております。だからこそ、作業のコーディネーターや現地のニーズをボランティアに伝える人材を一人でも多く確保するか、あるいは、今既にコーディネーターとして活躍する人がそのまま長くともまれるような支援も必要だと考えております。

と申しますのも、コーディネーターというのはいきなり来てすぐなれるものではないようです。コーディネーターをやるには、被災地に長くいて、まず復興作業で働くほかのコーディネーターやボランティア、あるいは住民の方々と人間関係をつくつたり、信頼を得て、各地の問題も把握したり、あらゆる地元の事情を把握していただくにはどうしても時間が掛かると思うんです。

また、地元の信頼を得た人、この人だったら大勢のボランティアのリーダーになれる、あるいは指示ができると周りが認めた方、周りが信頼できる方にとどまつていただけるような財政措置を講じていただきたい。また、その方の能力に見合った報酬を検討していただきたいということも地元の方々から伺つております。そういう人がいて、本人のやる気だけでは、本人やその方の御家族の生活もありますから、財政面からサポートしなければどうしても続かないと思います。

そこで、ボランティアコーディネーターの確保について政府に聞いてみましたところ、予算は確保されているということでした。もしそうであるならば、この予算を現地で活用してもらつたために、その支援措置についてできる限り様々な広報をしていくべきだと思います。

そこで、今回、この内閣委員会の場をお借りしまして、制度について何点かお聞きすることで改めてこの場をお借りして広報をして、併せて委員の皆様各位にも御紹介をさせていただければ存じます。

まず初めに、ボランティア活動費というものがある。社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業の中に拡充され、この度の第一次補正予算に計上されたこと承知しております。この事業についてお伺いしたいと思います。

まず確認なんですけれども、この生活福祉資金貸付事業はボランティア活動というのが中に含まれておりますが、この資金というのはボランティアコーディネーターの確保に活用することは可能なのでしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) お尋ねいただきましてありがとうございます。

私どもの予算にセーフティネット支援対策等事業費補助金という費目のものがございます。これにつきまして、二十三年度の第一次補正におきまして増額二百五十七億円お認めいただいたところでございます。

この増額の中身でございますけれども、今般の東日本大震災の被災者の方々への特例的な生活福祉資金貸付け、無利子無担保の十万円貸付けなどがございますけれども、その原資そのものと、それから貸付けを行います都道府県の社会福祉協議会、あるいは窓口となります市町村の社会福祉協議会が震災に対応する業務を行うための事務費と、その合わせたものが二百五十七億円ということでございます。

御質問ございました社会福祉協議会が災害ボランティアセンターにおいてボランティアコーディネーターを採用する、配置する費用につきまして、この中で対応することが可能でございますので、私どもは幅広く御利用いただきたいと考えておるところでございます。

○牧山ひろえ君 各地の社会福祉協議会のニーズに的確にこたえるものになっているべきだと思いますけれども、この事業の活用状況は現在どのようになっているのでしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) 先月末までに御申請いただきましたということ、数字を集計してございます。まだ一部お出しただいてないところございますが、途中経過で申し上げますと、被災三県で事務費系統が二十二億円を含め、全国で二十八億円というのが現在の申請状況でございます。

したがいまして、ボランティアセンターの活動のための必要な経費につきまして私どもの方に額として上がつてきているのかなというふうに考えているところでございます。現在中身をチェックしているところでございます。

○牧山ひろえ君 現地のコーディネーターの方か

からも早く支援してほしいという話も聞いております。

現地のボランティアセンターからこんな声が届いております。申請の即日若しくは一週間以内で事後申請を認めてほしい、すぐに出すことと過去の活動にも支援するの二点をお願いしたい、現場にいる人間は既に三か月を自らの持ち出しで賄っており、もう時間的な余裕はないという声も被災地から上がっております。

現在協議中ということですが、速やかな予算執行を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人 清水美智夫君 御指摘のとおりでございます。私どもも事務作業を急いでいるところでございます。来月には、遅くとも来月末までには執行したいと思っておりますが、その中でもできる限り早くできないか、また役所に戻りましていろいろと内部調整してみたいと考えてございます。

○牧山ひろえ君 ありがとうございます。

このほかにも現地に入っているNPOの方を支援するための様々な支援策があるかと思えます。私が懸念しているのは、ボランティアセンターのNPOの職員が忙し過ぎて、せっかく支援のための予算が付いたとしても知らないかもしれないし、又は知っていたとしても申請すらできていない現状にある方も中にはいるのではないかと思います。それぞれ周知はなされているのでしょうか。

○政府参考人(藤井直樹君) お答え申し上げます。

今回の震災に関しましては、ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会のみならず、NPOなどの諸活動に対しても、今年度の第一次補正予算におきまして各種の支援策は講じられております。

具体的には、厚生労働省の予算によりまして、重点分野雇用創造事業の基金、これを五百億円積み増しをされまして、NPOなどが地方公共団体

からの委託を受けて震災対応事業というのを行うことを可能にしております。さらに、内閣府の予算でございますけれども、NPOなどが新しい公共の考え方に基づいて行う震災対応事業についても支援をするということになっておるところでございます。

政府としましては、NPOなどがこれらの支援策を十分に活用することによって、震災対応事業を安定的かつ継続的に実施することが被災地の生活支援にとつて極めて重要であると考えております。そのため、私も内閣官房のボランティア連携室におきましては、今回の大震災を契機に結成をされましたNPOなどのネットワークとの定期的な連絡会を設けておりますので、その場におきまして、さらには被災地に、各地に赴きまして、NPOあるいは地方自治体との意見交換の場を活用して、先ほど申し述べました支援の枠組みについて丁寧に御説明をして、その活用について働きかけを行っているところでございます。

今後とも、NPOなどに対する的確な情報の発信を始めとして、その活動の環境の整備充実に努めてまいりたいと考えております。

○牧山ひろえ君 いろいろな施策で周知をなさっているらっしゃると思いますが、中には質問すら浮かばないというか、本当にどうやって申請していいかわからないとか、せっかく予算が出ているのに使い方が申請の仕方とわからなかったり、本当に忙し過ぎて申請の手続ができなかったり、いろんな面で、もしかしたらこちらから聞いてあげなくてはいいけないということもあろうかと思えますが、その辺についていかがでしょうか。

○政府参考人(藤井直樹君) 状況として、まさに今委員が御指摘の点、あるかと思っております。被災地における支援でまさに手いっぱいという中で、更にそれを支援する方策を私も準備はしているわけでございますけれども、それをうまく使っていただくということで、その申請をしていただくこと自体を、まさにそれをまたサポートを

していただく、そういう方々も、実はこれもNPOの方々でありますけれども、それぞれの被災県にコアになる方々がおられますので、そういう方々とよく連携を取りまして、私どもも申し上げますし、あとは現地に常駐しておられるそういう方々から、こういう形で要望していただければこのような御支援ができますよということをとにかく分かりやすく丁寧に何度もお伝えした上で具体的な支援に結び付けていきたいと考えております。

次に、被災各地に私ども、辻元総理補佐官、災害ボランティア担当でおりますが、辻元補佐官、さらには私ども内閣官房のボランティア連携室の室員が何度も赴いております。そちらで地方公共団体、ボランティアセンター、NPOなどから現地の情報というのを、そのまま直接生の声をお伺いするということをいたしまして、また意見交換を行っているところでございます。

○牧山ひろえ君 是非よろしく願いいたします。コーディネーターの方々からのニーズを把握することはとても大事なことでございます。確かに、国の役割は制度づくりであり、現場の声は各県や各市町村の職員が聞くというのが本来の筋かとは思いますが、定期的な現地の現状を直接把握することもこれに限らず大事だろうと思っております。このためにも、今より一層地元と県、国との連携を図っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

見、情報交換の場をベースにしまして、各地の地方公共団体、ボランティアセンター、NPOなどとホットラインというものを構築をしております。まさに具体的な問題で困っているんだということが出た場合に、直接に私どもにも御連絡をいただいて、その場で必要であれば各府省について解決につなげるということで、具体的な問題の解決に努めているところでございます。

○政府参考人(藤井直樹君) 今委員の御指摘のとおり、国としましては、ボランティア活動に係る現地の状況というものを的確に把握すべきこと、さらに、そのために国、地方公共団体、現地のボランティアセンター、さらにはNPOなどの連携というのを強化すべきことというのは御指摘のとおりであると考えております。

では、これらの連携を一層密なものにいたしまして、ボランティア活動の環境整備に被災地の実情というものが的確に反映できるよう、引き続き努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○牧山ひろえ君 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

被災地におけるボランティア活動の参加促進のための環境づくりとして、経済界やあるいは観光業界、学校にはそれぞれ具体的にどのような働きかけを行っているんでしょうか。

政府としましては、これまで以下申し述べるような取組を行っております。

○政府参考人(藤井直樹君) 現在、各地のボランティアセンターに登録、活動しておられる人数というのは、これまでの延べでありますけれども、六月十二日現在で四十二万人というところまで来ております。この数、非常に大きいものでありまして、その活動は被災地の生活支援に大きな役割を果たしているものと考えております。

また、社会福祉協議会あるいはNPOなどとの定期的な意見交換会、これを東京のみならず、各地、ブロックである仙台、盛岡などでこれまでも開催をしておりますけれども、こういう場におきまして、ボランティアから御覧になった被災地支援の問題点あるいはボランティア活動に当たっての具体的な要望などというのを伺いして、具体的なこちらの対応につなげようとしていくところでございます。

今は高温多湿という時期を迎えておりまして、衛生面からも泥の除去というものが大変急がれているという現状があります。さらには、仮設住宅

への入居というものが今月もう本格化しかけておりますので、仮設住宅におけるコミュニティの確保、さらには入居された方の心のケアなど、ボランティアの活動自体対象範囲が拡大をし、また多様化をしているということが今の現状かと考えております。

以上の状況を踏まえて、五月二十七日に日本経済団体連合会、経済同友会及び日本商工会議所に対しまして内閣官房長官名で要請を行っております。具体的には、それぞれの団体の傘下の企業の方々に対しまして、ボランティア休暇制度の整備あるいはその活用を促進、さらには傘下の企業の社員の方、さらにはそのOBの方々のボランティア活動への積極的な参加というものを呼びかけをお願いしたところでございます。

次に、観光関係でありますけれども、同日、五月二十七日に内閣官房震災ボランティア連携室長から国土交通省の観光庁長官を通じて観光業界に対して働きかけを行っております。この中身、具体的には、ボランティア活動に参加される方の宿泊、移動手段、さらには食事、そういったものの確保を容易にする、それによってボランティア活動に参加しやすくなるという観点でございまして、そのためにボランティア活動というものをその内容に組み込んだ旅行商品、ツアーですね、そういうものをつくっていただきたい、それを積極的に販売をしていただきたいということを願っております。

さらに、学生の方でありますけれども、学生の方々については、ボランティアを担われる主要な担い手の一つであるということで、大いに期待をしております。ボランティア活動というものが学生の社会性を育てるという観点からも有意義であるということ、文部科学省の方でもお考えになっていただいております。文部科学省の方から四月一日付けで各大学等に通知をいただいております。

この内容としましては、先ほど申し上げたような観点から、各大学などの判断によってボランティア活動に単位を付与することができるといった修学上の配慮、さらには、ボランティア活動に関する情報というものを各大学で学生の方々にきちんと伝えていただくようにと、そういったことを通知をいただいているところでございます。

政府としましては、これらの各方面に対する働きかけを通じて、今後ともボランティア活動への一層の参加促進に努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○牧山ひろえ君 先ほどの観光業界のお話、とても興味深く伺いましたけれども、旅行商品というのは具体的にどんなようなものがありますでしょうか。これから夏休みを迎える方が多いと思うんですけれども、広報も兼ねてお願いします。

○政府参考人(藤井直樹君) 今申し上げたのを、例えば具体的に申し上げますと、二泊三日であれば、初日に例えば松島を観光いただいで、その晩、松島にお泊まりいただく。その次の日に石巻へ行ってボランティア活動に汗を流していただいで、石巻は宿泊場所というのはありませんので、そのまま例えばバスで仙台へ行きまして、その奥に秋保温泉という有名な温泉地がありますけれども、そちらにお泊まりいただいで帰る。例えば、こういうパターンが一つの例としてございます。これは各地それぞれですけれども。

結局、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、ボランティア活動をする際にどうしても宿泊ということが必要になるといことなわけですけれども、その場所が被災地にはなかなかありませんので、その場所をきちんと確保したいと。さらに、東北地方の観光地自体、今回の震災を契機に非常にお客様が減っているという意味で打撃を受けておられます。これは具体的な被害がなくとも、一部は風評かもしれませんし、あとは、やはりそういう被災地に遊びに行ってもいいのだらうかという一般の国民の皆様の遠慮というものもあるというふうに聞いております。ただ、とにかく東北地方の経済自体を元気にしていくために観光というのは非常に大きなファクターであ

りますので、これは観光庁としましても是非こういうことで、ボランティア活動というまさに社会貢献活動と組み合わせる形で、一方で観光もして、東北の地域にお金をきちんと使ったと、そういうことでタイアップができないかということ、先ほど申し上げたようなツアーというものを出発したところでございます。

これにつきましては、先ほどの一例でございますけれども、ほかの県におきましてもかなりいろいろな取組ということが大手の旅行会社あるいは中小の旅行会社、かなり発案をされておまして、これらにつきましては、私どもの連携をしております。「助けあいジャパン」というサイトにおきまして、全体的なツアーがあつてということ公表させていただいてるところでございます。

○牧山ひろえ君 この旅行商品というのはもう一般の方々に出回っているものなんでしょうか。また、申込みはもうあるんでしょうか。

○政府参考人(藤井直樹君) 既に発売をしておりますので、旅行会社でもあるインターネットからでもお申し込みいただけるということで、かなりそういう売行きという意味でも、週末を中心に好評をいただいているというふうに観光庁からお伺いしております。

○牧山ひろえ君 外国の方々にも是非東北の方にやっていただきたいと思っておりますけれども、外国にお住まいの方々に対する広報はいかがでしょうか。

○政府参考人(藤井直樹君) 観光庁の方に先ほど要請を申し上げたということは申し上げましたけれども、この中身につきましては、日本国内の方の旅行に加えて、海外からも是非被災地にお越しいただきたいということを含んでいるところでございます。

海外から日本にお越しになる方については、いわゆる原発の問題もありまして、いわゆる風評あるいは不正確な情報に基づいて、全くその影響がない部分においても非常に、行けるのかどうなの

かという意味で風評の被害が大きいというふうに聞いておりますので、これは観光庁が非常に力を入れて今その安全性をPRしておられることでありますけれども、具体的にお越しになるときのプランの一部として、今申し上げたようなボランティアツアーなども含めてまた活用いただければと思っております。

○牧山ひろえ君 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。
「日本はひとつ」しごとプロジェクトという被災者などの就労支援や雇用創出のための事業があると承知しておりますけれども、事業の今現在の状況や求人数についてお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(黒羽亮輔君) 被災した方々の自立と生活の安定につながりますように、就職支援や雇用場の確保に取り組んでいくことは非常に重要だと考えております。

そこで、雇用に関する総合対策といたしまして、「日本はひとつ」しごとプロジェクトというのを取りまとめまして、これに基づきまして復旧事業等の求人やハローワークに提出してもらいうような民間事業者を求めることや、ハローワークのきめ細かな職業相談、職業紹介、出張相談の実施などによりまして、一人一人への就職支援に全力で取り組んでいるところでございます。

さらには、地域の雇用創出のための基金事業につきましても、平成二十三年補正予算によりまして五百億円の基金の積み増しを行ったところでございます。この事業によりまして、現時点で被災三県で約二万人の雇用が計画されておまして、約八千八百人の求人がございました。仮設住宅での食事の提供、高齢者の見守り、地域の安全パトロールなどで既に約五千七百人が雇用されております。

厚生労働省といたしましても、基金事業の更なる活用に向けまして、具体的な事業の例を示すなど自治体の事業化を促進するとともに、これらの

求人につきまして、ハローワーク等を通じて被災された方々の雇用に結び付けていきたいと考えております。

○牧山ひろえ君 次に、義援金についてお伺いしたいと思ひます。

義援金についてですが、被災者への配付が遅れていると言われております。菅総理は、十三日の本会議において、義援金を被災した方々のお手元に一日でも早くお届けするために、まず日赤等から都道府県に対する義援金の送金を早めること、そして配付事務を行う市町村のマンパワーを増強することなどが必要であると答弁しておられます。また、同じ日ですが、細川厚生労働大臣が日赤本社を訪れ、都道府県に対する早期の配付を要請し、対応を協議したことも承知しております。総理が話しておられる一点目、日赤などから都道府県に対する義援金の送金を早めることに關しては、現状はどうなっているんでしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) 義援金について現状を御説明申し上げます。

六月十五日、昨日現在でございますけれども、日赤など四団体に寄せられております義援金、国民の皆様の善意は二千七百二十七億円ということになってございます。

このうち、第一次配分、すなわち全壊でございますとかお亡くなりになられた方につき三十五万円などといった形のものでございますけれども、そういう考え方に即しまして八百四十四億円が被災都道府県に送金されているというのが現状でございます。

それで、今後に向けての取組ということでございますけれども、被災された方々のお手元に一日でも早くこの義援金が届くようにすべきだということは関係者の認識を一にすることでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

ます。日赤など四団体は義援金配分割合決定委員会というものを中央におつくりになっておるわけでござい

を合わせて作り上げた法律ですから、そういうことも含めて広報、普及に努めてまいりたいというふうに思います。

それと、せっかくなんでも一言申し上げると、災後日本という言葉は最近使う方が出てきています。つまり、戦後日本から災後日本と。つまり、三・一一というのはそれだけ大きな時代の区切りではないかということがあります。今回、日本人の連帯感とか礼節とかを世界から称賛される、そういうことが起きたわけですが、同時に、例えば自衛隊の部隊、あるいは作業員、原発のですね、そういった人たちに對して、例えば米國が応援に来た、部隊が応援に来て、彼らの士氣の高さを見て本当に奮い立ったという話も直接お聞きをしました。

何を申し上げたいかというと、本当に災後日本の日本のあるべき姿の一つとして、こういった、何というんですか、自発的に公に貢献するという、こういう活動がもう日本中に広がっていく、まさに日本人そのものの価値というものを高めて今いつているわけでありまして、そういう日本のありよう、私は活私豊公という言葉を使って、私を活用して、得意分野を活用して公を豊かにする、そういう社会というのは私はこれから日本のあるべき姿の一つではないだろうかというふうに思っておりますので、どうぞこれからも松井委員長始め委員の皆様様々な建設的な提言をしていただいて、更にこの分野が大きく進展いたしますようにお願いをさせていただきたいというふうに思います。

どうもありがとうございます。

○牧山ひろえ君 ありがとうございます。

今原発のお話もありましたので、時間が少し余っているのでお話をしたいと、お知らせだけしたいと思いますが、原発で働く若手作業員に代わって、退職をした技術者の人たちが今手を挙げてくださっております。若手作業員よりも比較的放射線に対する影響が少ないのではないかと、若手人達を守らなくてはならないという

という気持ちから、退職した技術者の人たちが今手を挙げておりますことをお知らせしたいと思います。

質問を終わりたいと思います。

○山谷えり子君 自由民主党、山谷えり子でございます。

六月六日の決算委員会で枝野官房長官に、被災地をお回りくださいまして、私たち、被災者をお励ましくださっております天皇皇后両陛下、また御皇室の皆様への感謝と、それから、今上陛下、何代でいらっしゃいますかという質問をさせていただきましたが、その折、枝野官房長官は回答いただけていませんでしたけれども、今改めて質問させていただきます。

○国務大臣(枝野幸男君) 今上陛下、百二十五代の天皇陛下であられると承知しております。

○山谷えり子君 本日に長い間御皇室を頂きながら、私たち日本人は平和の国、文化の国、道義の国を紡いでまいりました。また、御皇室は、世界の平和を祈り、また国民の幸せを祈り、五穀豊穡を祈り続けてくださってきた、この長い歴史、国柄、これを是非、海外の人に説明するようときもあると思いますので、すばらしい国柄というのを私たちみんなで見つけながら、すばらしい政治をやりたいというふうに思っております。

ところで、昭和二十七年四月二十八日というのは何の日でございますか。

○国務大臣(枝野幸男君) 済みません、直ちにはちよつと浮かんでまいりません。

○山谷えり子君 敗戦六年八月のGHQの占領、それから主権を回復した日でございます。来年の四月二十八日が六十周年、主権回復記念日でございます。

自民党では、主権回復記念議員連盟というのをつくりまして、この日を毎年記念日として、主権とは何か、主権回復できたということはどういうことかということをみんなで学び合う、確かめ合う日にしたいというふうに思っておりますけれども、この主権回復記念日に対して何か御感想あればお教えください。

○国務大臣(枝野幸男君) 我が国にとって、長い歴史の中でこの国にとって大変重要な日というものは幾つかあるかというふうに思っております。古くはそういうところから始まるんだというふうに思いますし、また一九四五年、昭和二十年の八月十五日というのが一つの大きな節目であるというふうなお考えの方もいらっしゃいます。

そうしたことの中で、第二次世界大戦を受けた後の主権の回復という日が一つの大きな我が国にとつていわゆる記念日という意味を持ち、その日に当たって様々なことがなされるということについては私は望ましいことだというふうに思っております。ただ、政府という立場でどういうふうにしてその日を対応するのかということについては、これはまさに様々な我が国としての、しっかりと記憶にとどめる日が幾つかある中において総合的に判断しなければいけないことだろうと思っております。

○山谷えり子君 自民党は議員立法を出したいというふうに思っておりますので、是非政府の方も良い形でまとまっていこうというふうに一緒にしたいなというふうに思っております。

吉田総理は当時そのときの記者会見で、国を守る決心がなければ独立も有名無実になる、国民にこの決心を付けることが、諸君、マスコミの役目であるぞというような会見をしておられます。また、いろんな社説を読みますと、憲法改正が政治課題だとか、いろいろなことが当時社説に見られていました。

占領時代に憲法という国の根幹、基本法を占領軍の力によって作らせるといふのは国際法違反だと思ひますが、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) 今の点についてはいろいろな御意見があることを承知しております。一方で、衆参両院において憲法調査会が設置をされ、その場において専門家の皆さんから御意見を伺うことを含めて、五年以上の期間にわたつて様々な御議論がなされ、それを踏まえたそれぞれの院の調査会の報告書ができていくということを承知をしております。そうした御議論も踏まえながら政府としての対応をまいりたいと思っております。

○山谷えり子君 憲法にはいろんな問題があると思いますが、まず第一に、やはり成立が占領時代であつたという点ですね。それから、戦後六十五年、いろいろな状況が変わつてきているにもかかわらず、この六十五年間憲法改正を一回もしていない国というの、ちよつと調べましたが日本ぐらいしかなくて、時代に合わないところが数々出てきている。あるいはまた、今回の震災で痛感しましたところは、非常事態の宣言といひますか、非常事態に對する対処が憲法には何も記されていない。これも世界の多くの国々で規定があるわけでございます。衆議院で憲法審査会が開始し、先日、参議院の方でも始動する体制が整つたわけですから、是非、国の本場に大きな方向、形を決めていく憲法を審議していきたいと思ひます。

ところが、民主党がこの審査会のメンバーを出してくれなくて、実際動かないんですね。憲法改正手続法が成立したのが平成十九年ですね。それから、もう今年二十三年ですね。一体なぜこのようにな、与党がそういう態度であるか。あるいはまた、政府としては、現政権はどのようなスタンスを持っていられようのでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) 私もかつて民主党の憲法調査会長を務めた、また衆議院の憲法調査会長代理を務めさせていただいております。様々な経緯については承知をいたしております。

一方で、憲法は、公権力を名あて人とした法でございます。もちろん広い意味では国会や裁判所等もその名あて人でありまして、特に行政権が憲法の名あて人でございます。ある意味でいえば、行政府は憲法のまいたの土のこいでございます。

ます。

それから、実際、今できております手続法などにおいても、発議権は国会にあるということでございます。そうしたことを考えますと、これについては議会において様々な御議論がなされることが望ましく、主たる名あて人である行政府の立場からは、これについては発議権を持つ国会の御議論を見守るということにとどめるのが建設的で前向きな憲法議論が進んでいくための前提条件であると考えております。

○山谷えり子君 民主党は綱領もまとめられないし、安全保障の議論もまとめられないし、なかなか政府としてリーダーシップを取っていくということが現状できないので今のようなお答えだったんだらうなというふうに思っております。

民主党のインデックスでは、憲法とは公権力の行使を制限するために主権者が定める根本規範であるというのが近代立憲主義における憲法の定義です、決して一時の内閣がその目指すべき社会像や自らの重視する伝統、価値をうたったり、国民に道徳や義務を課したりするための規範ではありません。これ民主党のインデックスなんです。が、やはり憲法というのは国柄を示すものでもあり、また責任や義務ということも示すものであり、やっぱりこのインデックスの書きぶりは本当に多くの国民が共有できるものなのか、果たして、というふうには思っております。

続きまして、六月六日にやはり決算委員会では日本の離島について質問をさせていただきました。中国が昨年、海島保護法という法律を作りました。中国の全ての島に名前を付けていく、それは海洋権益の保護と防衛の前線を築くというような意図で作った法律でございまして、当然、尖閣も中国のものと、中国はそういうふうな主張しているわけですからそうなるわけでございます。が、日本では有人島が四百二十一、無人島が六千四百二十六あり、登記がどうなっているか、必ずしも明確ではない。二千二百十八の島に今名前が付いていない。これを何とかすべきではないか

という私の質問に対して、枝野官房長官は大変前向きに、安全保障上重要度の高いところから登記をしてやっていく、確かめていく必要があるというふうにお答えくださいました。その後、どのような指示をどんな部署になさいましたか。

○国務大臣(枝野幸男君) 先日、国会で貴重な御指摘をいただきました。それを踏まえまして、国土地理院、法務省を始めとする関係省庁に対して、具体的に早急にできることから名前を付けていく、そしてそれを海図等にしつかりと示していくということについて指示をするとともに、これまでの進捗状況について把握をしたところでございます。

○山谷えり子君 法務省にお伺いします。今、個人所有の離島の数、それから登記がどのくらいされているか、お答えください。

○政府参考人(園藤丈士君) まず、私有地につきましては、不動産登記法上、表題登記の申請義務がございしますため、離島の私有地につきましても表題登記はされておるものと考えております。

したがって、関係省庁などから所在を特定した上で具体的な離島について登記の有無の調査を求められた場合には、それに応ずることは可能でございますが、私もいたしまして、現在のところ、離島であつて個人が所有しているもの又は登記されているものというカテゴリーでもってその所在や数について具体的に把握できている状態ではございません。

○山谷えり子君 是非、早急に具体的に把握していただきたいと思ひます。

財務省に伺ひます。

国有財産の島は幾つで、管理はどのような状況になつていますでしょうか。

○政府参考人(飯塚厚君) お答え申し上げます。離島の国有地につきまして、現在、国有財産台帳に登録されているものが合計で四千九百十六件でございます。そのうち、有人島の土地につきましては四千五百件、それから無人島の土地が四百十六件でございます。

○山谷えり子君 今、個人所有の島それから国有の島は、恐らく財務省が台帳のような形で全部書いてあるわけですか。それから、各役所の所有あるいは地方公共団体の所有、いろいろあると思ひますけれども、その辺はどういう分け方になつていふのでしょうか。

○政府参考人(飯塚厚君) 私ども国有財産を所管しておりますので、国有財産につきまして関係の各省庁でそれぞれ所管が違います。それぞれの所管ごとに国有財産台帳に登録するということになっております。

また、離島でございしますけれども、無主の国有地につきましては国有財産ということになるわけでございますけれども、そういった財産全体が国有財産台帳に登録されているというわけではございません。これまで、例えば領海等の関係で意味があるというような部分につきましては調査を行つて、そういったものについては悉皆的に国有財産台帳に關係各省で登録しているということでございます。

○山谷えり子君 無主、所有者が分からない、ないというようなものについては台帳に必ずしも登録されていないということですので、法務省それから財務省、それぞれ縦割りでなくて、きちんと全ての島が把握できるように作業を進めていただきたいと思ひます。

平成十九年に総合海洋政策本部というのが内閣府につくられて、各役所から出向で二十人ぐらいが働いてくださつております。今、二百海里のEEZの根拠となつて島、百島ぐらいあると思ひますけれども、これどのぐらい名前を付けてきかんと把握し終わつていふのでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) 我が国の排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島については九十九島がございします。そのうち名称が既に付けられている離島は五十島であります。

○山谷えり子君 残り五十島はいつごろまでに作業を終えられそうですか。

○国務大臣(枝野幸男君) まず、今名称が政府と

して付けていない四十九の島のうち、十の島については既に地方自治体や漁業協同組合等に対して調査を行ひまして、地元においてどういう呼び方をしているのかという調査の結果、名称が判明をしております。地図、海図等に名称を記載することを本年五月に決定をしたところでございします。

残り三十九島については、現地においても通称、呼称等がない、あるいは把握できないということでございますので、これについては名称決定ルールを早急に検討し、本年度中に名称を決定することを目標として、順次海図、地図等に記載をしていきたいというふうに考えております。

○山谷えり子君 それが終わると、まあ本年度中か来年の少し初めの方ですか、そうしますと、今度は十二海里、領海の根拠となつて島への名前の付ける作業、あるいはきちんと把握して台帳に、いろいろなところに登録する作業が残つていふと思ひますが、そちらの作業はいつごろまでに、どういう進展状況でしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) こちらのほうは、実は率直に申し上げて、いわゆる島以外に岩礁のようなところまで含めると、率直に言つて、まだ全部の数が把握できていないという状況にございします。

ただ、まさに我が国の領海についての我が国の支配をしつかりと様々な意味で明確にするという趣旨からは、特にその離島等により確保される領海面積の大きさ等の優先順位を考えながら、優先順位の高いところについてはできるだけ早く今と同じような手順で呼称を確定をさせていく。

また、先ほどお尋ねのございました、私有地であればちゃんと登記がなされているのかどうか等の把握についても、これも先ほど法務省から御答弁いただきましたとおり、この地域のこの島はどうなつていふんだというところであれば把握ができますので、そういったことの確認をして、しっかりと、様々な公的記録上我が国の領土であるということを明確にする手順を急がせたいと思つてお

ります。

○山谷えり子君 官房長官は記者会見で、たとえ内閣が替わっても何年掛けてもやっていくべきことだというふうにおっしゃられましたので、是非、引継ぎ引継ぎしながら、スピードアップを図っていただきたいと思ひます。

続きまして、昨年の九月、尖閣諸島の海域で中国の漁船が日本の巡視船に体当たりをしてきたと、九月二十四日には中国漁船の船長を処分保留のまま釈放してしまつたという、本当に苦い思いがありますけれども、六月の十七日、沖縄返還の日ですが、千隻ぐらゐの中国船で尖閣諸島の海域を埋めようじゃないかというように呼びかけが以前ありました。しかし、つい最近になりまして、東日本大震災で苦しんでいる日本、水に落ちた犬をたたくべきではないというようなことで、それを取りやめになったということも言われております。

六月十七日、不測の事態に備えて、海上保安庁等、あるいはどのような状況を今予測していらいっしやいますか。

○政府参考人(鈴木久泰君) お答えいたします。

六月十七日、もうあしたでございしますが、現在のところ、尖閣諸島へそういう抗議団体の船が多数押しかけるといふような情報はございせん。ただ、私どもとしては、尖閣諸島に関する我が国の一貫した立場に基づきまして、その時々々の状況や情報に応じて巡視船艇、航空機等の勢力を十分配備をして、関係省庁とも連携しながら必要な警備を厳正かつ適切にやっていきたいと考えております。

○山谷えり子君 昨年十月、私は沖縄に行きまして、自治体の議員さんの方とか漁業組合の方とか、いろいろお話を伺いました。中国漁船がいっぱい操業しているんだということとか、あるいは、日本の船が行こうとすると、トラブルを恐れてか、行かないでくれ、漁にしようという話もあるというふうなことをお聞きしました。

沖縄管区石垣支部ですか、そのようなことを日

本の漁民に対してなさつていらつしやるんですか。

○政府参考人(鈴木久泰君) 私どもの十一管区本部が那覇にございまして、その出先の石垣海上保安部が石垣市にございまして、一般論として、船舶安全法等の関係法令を遵守するように、必要に応じ航行安全の観点から指導、助言を行つておるという事実はございしますが、こういう指導、助言が日本漁船の尖閣諸島周辺海域における操業を阻害しているという状況にはないと認識しております。

○山谷えり子君 一般論として指導、助言を行つているということなんですが、割合最近も、本当に、漁に出ようとすると立入検査を何度もされたというふうなことを日本の漁民の方から聞いておりますので、そのようなことはなく、むしろ漁民の方には安全操業していただけるように海上保安庁としてはお努めいただきたいというふうに思ひます。

先日、参議院の予算委員会の理事たちが、そのとき、中国漁船がぶつかつてきた、あるいは海上保安官が乗り込んでいくというふうなビデオ、十時間以上あるんですが、早回しをしながら全部を見た。本当にあの海域に中国漁船がたくさん出て、海上保安庁の船が、出ていってください、出ていってくださいと言つても、ちつとも言うことを聞いてくれない。六人の保安官が命懸けで乗り込むシーンなんというのを見まして、胸が痛んだというふうな感想を私、聞きました。

元海上保安官がユーチューブにビデオ流出、一部です、したために、日本人は、あるいは世界のみならずその真実を知ることになったわけですね。それまでは中国が、日本の船が中国の船にぶつてきたんだというふうな、そんな言い分がまかり通つていたわけですから、その真実を知ることができるようになったというのは大変いいことだというふうに思ひますが、しかし、あれは本当に短い。もつと全貌というものを全部のビデオでやっぱり国民は知るべきだろうというふうに思ひ

ます。

枝野官房長官はこの全体のビデオを御覧になられましたか。

○国務大臣(枝野幸男君) 私は拝見しております。

○山谷えり子君 それでは、ユーチューブのあの部分は御覧になりましたね。感想があれば教えてください。

○国務大臣(枝野幸男君) この事件は、本当に我が国の領海に対して、あるいはそれを守っている海上保安庁の職員に対して大変許されない事件であつたというふうに出ておられますが、あのユーチューブ等を通じて出された映像によつてそのことが更に明確に示されているというふうに出ております。

○山谷えり子君 そうしますと、中国の漁船の船長を釈放したのは間違ひだったというふうにごえいらつしやるんですか。

○国務大臣(枝野幸男君) その時点における政府の対応として適切に行われたものというところで引き続きを受けております。

○山谷えり子君 本主に主権を守る意思がないと、中国は先日でもベトナムのケープルを切つていったりとか、あるいは宮古と沖縄の、まあ公海ですけれども、艦艇を太平洋の方に動かしていったりとか、本主に覇権的な行動をし続けております。それから、軍事費の増強、これも不透明なままでありまして、しっかりと主権、国益を守るために官邸はお働きいただきたいと思ひます。

あのベトナムのケープルが切られたときに、多くの国々がおかしいじゃないかと言つたんですが、日本は正式には何にも言っていないんです。その辺のことはどういうふうにお考えになつていらつしやるんですか。

○国務大臣(枝野幸男君) 国家として、政府として、我が国の主権、特に領土、領海をしっかりと守るということは、一義的な何よりも重要な役割、責任であるというふうに出ております。そうしたことの中で、我が国の固有の領土であ

ります。尖閣諸島あるいはその周辺海域に対する様々な行動がなされていることについては大変遺憾に思つておりますと同時に、そうした行動を許さないために政府としても最善を尽くしてまいりたいと思つております。

特に、海上保安庁においては、大変厳しい装備の中でその職務を果たすために全力を挙げていただいているところでございますが、全体としての予算の制約のある中ではございますけれども、この海上保安庁の領海の警備に対する体制や装備等の強化については、政府としても、政府を挙げて優先事項として進めてまいりたいと思つておりますし、是非、それに当たつては国会からも御支援をお願いをしたいと思います。

○山谷えり子君 そうであるならば、官房長官の誠実さとして、十時間以上のビデオ、一部早回ししてもいいですから、全体像を御覧くださいまして、一体何が必要か、何をせねばならないかということをお断りしていただきたいというふうに思ひます。

そしてまた、国民にもビデオが公開されるように、それもまた国会のそれは意思だということにおつしやるんだというふうに思ひますけれども、やはり主権、国益を守るといふことはそういう政府の姿勢というのが大きいものですから、是非そのような形もお考えいただきたいと思ひます。

ビデオを全部御覧に、一部早回しでもいいですが、なられることについてはいかがですか。

○国務大臣(枝野幸男君) 正直にお答え申し上げますが、時間的余裕があればそうしたこともしたいというふうには思ひます。ただ、御承知のとおり、官房長官の職務はこの失閣での衝突事故だけではございません。そうしたことの中で、必要な部分についてのビデオと、それから、具体的にこうした事件を踏まえて、どうした体制や装備等が必要であるか等については、まさに専門的な知見、知識、経験を持つている海上保安庁から、こうしたところがあればもつと警備がしやすくなる

とか安全にできるとかということについての報告等はしっかりと承って、そして、予算の制約のある中ではありますけれども、できるだけそれにこたえていくべく努力をしていきたいと思っております。

○山谷えり子君 お忙しいのは分かりますけれども、主権、国益を守るために、尖閣諸島の海域がどうなっているかという現実を是非御覧いただきたいというふうに思います。

先週の木曜日の六月の九日ですが、石垣市長が政府にも要望なさったというふうに思いますけれども、昭和二十年の七月に尖閣諸島疎開船遭難事件というのがございまして、犠牲者が百十人前後、遺族会も結成されております。慰霊碑が昭和四十四年建立、慰霊祭を是非遺族会の皆様そして石垣市として行いたいので上陸許可を出してほしいと。この検討状況はどうなっているのでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) 遺族の方々の御要望は、これは大変重たいものだというふうに思っております。一方で、尖閣諸島の平穩かつ安定的な維持及び管理を図るという政府の賃借目的を踏まえながら、あえて申し上げますが、御要望は重たいものだということの前提の下で対応を総合的に判断、検討しているところでございます。

○山谷えり子君 固定資産税の課税の実地調査も、石垣市長あるいは市議会が全会一致で上陸していただくと。あるいはセンカクモグラ、あるいはヤギの繁殖状況、自然生態系、環境問題、上陸して調査をしたいということも昨年の十月に政府に要請しておりますが、この検討状況はその後どうなっておりますでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) 今の二つの目的のことにつきましては、国の機関を除き上陸等を認めないという所有者の意向を踏まえ、尖閣諸島の平穩かつ安定的な維持及び管理のためという政府の賃借の目的に照らして、原則として何人も上陸を認めないという方針を取っております。

地方税法に基づく実地調査につきましては、何

度かお答えを申し上げておりますが、これまでも上陸調査せずに課税をできており、徴税費用最小原則等を踏まえて上陸を認めないとの結論になつているところでございます。生態調査についても、その必要と、平穩かつ安定的な維持管理のためという目的を総合的に勘案した結果、現時点では上陸を認めないという結論になっております。

○山谷えり子君 それに関しましては今所有者の意向を踏まえておっしゃられましたけれども、慰霊祭は、所有者の意向はどうなっておりますでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) 慰霊祭については、あえて先ほど違った表現で御答弁申し上げました、重たいものだということに思っております。御遺族の意向が、そのことを踏まえながら、所有者の意向等についてもしっかりと確認をして、総合的な判断をしてまいりたいと思っております。

○山谷えり子君 一月七日に政府の回答で、平穩かつ安定的な管理のために上陸を認めないというような政府回答なんです。これ固定資産税の課税の名前なんですよ、たしか。センカクモグラとかヤギの繁殖とか、自然生態系のことをなぜ固定資産税の担当課長が出せるんでしょうね。

○国務大臣(枝野幸男君) 直接の御通告がありまじせんので確認をしておりますが、基本的には、固定資産税課税に当たったお問合せに対する回答ということで担当課長名であったというふうに記憶をいたしておりますが、今後、こうした御要望に対するお答えを出すに当たっては一定の配慮が必要ではないかと私はそのときも思いましたので、今のお尋ねも踏まえて、今後この種の御要望に対しては、よりしかるべく総合的な立場で回答申し上げるべき立場の者から回答すべきであるということで、各省、特に総務省等には指示を出したいと思っております。

○山谷えり子君 本日に事なかれ主義で場当たりで、権限のない人がそんな通知を出しているんですよ。本日に真面目に国は守ることを考えてい

るのか。上陸許可、地元地域主権とか民主党政権はいつもおっしゃるんですけども、それをどう受け止めているのか、本日に真面目にやっていたきたい。そして、上陸許可、慰霊祭の実施ということは多くの遺族会の皆さんが願っていることですから、実現できるように取り計らっていただきたいというふうに思います。

さて、中国の大使館が、東京都港区南麻布のK R、国家公務員共済組合所有の土地、千七百坪ぐらいですが、落札いたしました。松本外務大臣は、ウィーン条約第二十一条、公館開設のための便宜にのつたものであると国会でも答弁をされているんですが、しかし、このウィーン条約十一条では、接受国、日本は、職員数について合理的かつ正常と認める範囲内のものとするを要求することができるといふふうにされております。今の中国大使館は一万一千平米、東京に八か所、関係部署があります。今回で九か所目になります。

外務省に問い合わせましたが、中には面積不明とか、古くてよく分からないという非常にトンでもない回答が来ているんですね。ほかに、札幌総領事館、大阪総領事館、ここは教育部宿舎、別の場所に計三か所、福岡総領事館、長崎総領事館と、どこの国よりも大きくて数が多いんです。これが合理的かつ正常な範囲なのか。ウィーン条約はそれはそれで分かれますけれども、合理的かつ正常と認めた日本政府の根拠を伺いたいと思えます。

○大臣政務官(徳永久志君) 今御指摘がございました外交関係に関するウィーン条約及び領事関係に関するウィーン条約による合理的かつ正常と認める範囲とは、使節団の職員数に関するものであるということでございます。そして、この際には、合理的かつ正常の規模というのはどのような形で認めているのかということでございますけれども、現在の、例えば日中関係の重要性、さらには在日中国人の数であるとか、そういった面を総合的に勘案をして判断をされるところだというふう

に思っております。

なお、現在の在京の大使館における外交官及びその他の職員の数等を比較していきますと、中国が極めて突出をしているという状況では必ずしもないというふうに認識をいたしております。

○山谷えり子君 大使館、公使館は固定資産税も掛かりません。K Rのこの土地も二千万円ぐらい固定資産税も入っていたわけですが、それが国はもう入らなくなるというわけですね。

それから、今、名古屋城のそばで中国が約二千四百坪ぐらい買いたいと言っている。これは国家公務員宿舎の跡なので、国有地なので随意契約で決まってしまう。それから、新潟の中心市街地、小学校の跡地、ここにも四千五百坪ぐらい買いたいと言っていました。これ、人々の反対で今のところストップしておりますが、ほかに二か所また新潟の市内で土地を見付けて、これならどうだ、これならどうだというような形で言っております。

中国は、日本だけでなく多くの国々でこうした土地の買い方を行っているというふうにも言われておりまして、政府として、他の国はどのような方針でどう対処しているのか、お調べになつていらっしゃるでしょうか。

○大臣政務官(徳永久志君) 中国の他国における土地取得の状況につきましては、政府としてその全てを把握する立場にはございませんが、その動向については、それぞれ我が国の在外公館を通じて極めて慎重に注視をしていくというふうに行っているところであります。

○山谷えり子君 アメリカなどは、相互主義を原則とする外交使節団法でそうしたことをそれぞれで判断するわけですね。日本の場合、そうした政府の判断基準というものが全く示されておらずに、相互主義じゃありませんよ、日本は中国の土地を買えないわけですから、相互主義でもない。これは、一回、もう少し各国の対応を調べられて、そして、日本で今どのような土地が押さえられつつあるかということも調べられて御検討

いただきたいと思います。いかがですか。

○大臣政務官(徳永久志君) 相互主義の問題につきましては、外国政府が公館を開設することを容易にするための便宜を図る義務というものがある。このウィーン条約で定められておるわけでありまして、我が国としては、それが接受国として負っている義務であるということでございます。したがって、相互主義を前提としたものではないというふうな理解をしております。この土地取得につきましては、先生の御指摘も踏まえまして、ウィーン条約の趣旨並びに我が国の国有地の処分方法の在り方を含めて総合的な検討が必要だということに考えております。

○山谷えり子君 もう少し真面目に検討しながら行っていた方がいいと思います。中国は国防動員法というような法律も昨年作っております。国民は非常に不安に思っているというところを受け止めていただきたいと思います。

中国は世界で第二位の、日本を抜いて経済大国になっているわけですが、まだ日本はODAを出しておりますけれども、これはいつおやめになられるのでしょうか。

○大臣政務官(徳永久志君) 今後の対中のODAにつきましては、日中関係全体及び各協力の意義などを総合的に考慮しつつ、有効な対中外交のツールを構築していくという観点から随時検討を行った上で実施をしているところであります。また、予算要求に伴うものにつきましては来年度概算要求に反映をしていく考えでありますけれども、ちなみに、今後のODAの在り方全般につきましては、中国の経済発展の状況を考えれば増やすということにはならないということで、松本大臣、前原前大臣もるる国会で説明をしているところであります。

○山谷えり子君 増やすではなくて、私は止めるという意味で質問したんですけれども、本当に真面目に御検討をいただきたいと思います。国民は非常に違和感を持っているんじゃないかというふう

うに思います。

続きまして、五月三十一日、世界保健機関、WHOの専門組織、国際がん研究機関が、携帯電話の電磁波に発がん性のおそれがあると指摘しました。五段階のリスク評価で上から三番目に当たるとの報告でございますが、耳に当てて通話を長時間、長期間いたしますと、脳腫瘍や聴覚神経がんの可能性、毎日三十分間の携帯利用十年間で神経腫瘍危険性も四〇％上がるというふうな報告でございます。

厚生労働省はこの報告、どういうふうな受け止めて、どのような対策を今後取っていくとお考えですか。

○政府参考人(外山千也君) 世界保健機関のがん研究の専門機関である国際がん研究機関、IARCにおいて高周波電磁界の発がん性評価が実施され、携帯電話の使用について、人に対して発がん性があるかもしれないと評価されたことは承知しております。

なお、この判断の根拠となった、我が国も含む世界十三か国が参加をしておりますインターホンスタディーの研究結果によりまして、全体として携帯電話使用によって神経腫瘍及び髄膜腫の発生リスクは増加しなかったと。暴露の程度でグループ分けした解析では、暴露レベルが最も高い群で神経腫瘍の発生リスクの増加が示唆され得る結果も示されたが、疫学研究の妥当性を左右する偏り、バイアスと誤差、エラーを考慮すると、電波の暴露と因果関係があるとは結論できない。携帯電話の長期間のヘビー使用によるリスクについて更なる調査が求められるということになっております。

携帯電話により健康影響につきましては、これまで電波の規制を行っている総務省を中心に研究が進められてきておりますけれども、厚生労働省といたしましても、当然、病院や現場の専門家も抱えておりますことから、総務省が行う研究へ協力するとともに、独自に社会科学研究を行うことを検討し、国民へ正しい情報を周知するな

ど、関係省庁と連携して積極的に対応してまいりたいと考えております。

○山谷えり子君 日本は対応が全くできていないんですね。電磁波過敏症も重い人も軽い人もいろいろありますが、頭痛とか吐き気とかめまいとか、欧米では専門医がいまして保険も適用される。あるいは自治体によっては電磁波を遮蔽するためのリフォームにお金を付ける自治体などもあります。

特に子供は電磁波に大変に弱いということは、もう十五年ぐらい前から海外で言われているところでありまして、例えばロシアの国立非電離放射線防護委員会は、十六歳以下の子供は携帯電話を使わない、イギリスの国立放射線防護委員会、八歳未満の子供には携帯電話を使わせないように、カナダのトロント市公衆衛生局は、八歳以下の子供たちは固定電話を使ってください、アイルランドのアイルランド医師環境協会は、十六歳以下の子供には携帯電話を使用させないよう

に。ロシア、フランス、フィンランド、ドイツ、イスラエルなどでも制限あるいは禁止というふうな、子供の携帯の使用に関して様々な勧告や禁止が出ていますけれども、各国はなぜこういう規制、勧告、要請を行っているかと厚生労働省は判断しているんですか。

○政府参考人(外山千也君) 各国は独自にそういうふうな評価をして判断してやっているんだと思います。

○山谷えり子君 ふざけないでください。当然、各国が何の根拠でどのような議論があつてこの規制をしたか、勧告をしたか、厚生労働省はデータがあるんじゃないんですか。そして、それを無視してもいいと、日本は。こんな規制はもう考慮するに値しないと日本は判断しているわけでしょう。そういうことですよね、今の答弁は。

○政府参考人(外山千也君) 先ほど申し上げましたように、この判断となりましたインターホンスタディーにつきましては、我が国も総務省を中心として参画しているわけでございます。その結果、先は

ど論文の結論を申し上げましたけれども、携帯電話の長期間のヘビー使用によるリスクについて更なる調査が求められるというふうな結論付けてあるわけでございます。

厚生労働省といたしましても、それに、どういいますか、今回の結論について指をくわえてただ黙って見ているというわけじゃなくて、総務省のやる研究について積極的に協力しようということになっておりまして、しっかりとリスクについてはまた評価していきたいというふうに思っております。

○山谷えり子君 更なる調査を待ちたいんです。更なる調査を待つのではなくて、各国でこのような規制が始まっていると。それから予防原則の観点から、日本で、特に子供たちの携帯電話の使用については本当にもう少し前向きに調査してほしいというふうに思います。

通信用の高周波の規制値は日本は本当に高いんですけれども、ヨーロッパなどは、ベルギー、スイス、イタリア、ギリシャ、クロアチア、病院や学校の周り、老人介護施設は世界の基準値よりも二分の一あるいは十分の一にしようという国々もあるんですね。是非、本当に、後から分かってこめんなさいではなくて、子供たちを守るのが、国民全体の健康を守るのが厚生労働省の役割ですから、枝野官房長官、今のやり取りを聞いてどうですか、政府としてリーダーシップをお取りいただきたいんですか。

○国務大臣(枝野幸男君) 私自身、この専門家の皆さんのいろんな研究や各国の状況は今や取りの中で伺ったところでございますが、まさに予防原則が重要な特にお子さんについては課題だというふうには思います。

したがって、厚生労働省においては、各国の状況、そしてその基になっている根拠、理由等についても十分に把握をして、健康を守るという観点、特にお子さんについての健康を守るという観点からの積極的な対応が望ましいというふうに思いますので、私の方からも厚生労働大臣にもそ

うした要請をしておきたいというふうに思っています。

○山谷えり子君 電磁波の関係省庁連絡会議というのがございまして、環境省、総務省、厚労省、経産省、国交省、消費者庁、あるんですが、半年とか一年に一回しか開かれておりません。是非この議題で積極的にプロジェクトチームをつくってやっていただきたいと思えます。枝野さんのリーダーシップを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(松井孝治君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(松井孝治君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、岡崎トミ子君が委員を辞任され、その補欠としてツルネマルティ君が選任されました。

○委員長(松井孝治君) 休憩前に引き続き、内閣の重要政策及び警察等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○熊谷大君 自由民主党の熊谷大でございます。

本日は質疑の機会を設けていただきまして、ありがとうございます。前半は玄葉大臣に国家戦略について、後半は官房長官に政治道徳についてちょっと問いを有意しておりますので、どうぞよろしく願います。

現在、被災地で中小企業が立ち上がりとしております。たとえば被災をしていますが、何とか地域経済を回していきたい、支えていきたいということとで頑張っている企業も多々ございます。その中の一つで、気仙沼市内にあるジーンズを、ジーパンを作っている会社がございますが、その世界では非常に有名なジーンズの生地を作っている会社

でございます。何とか被災を逃れてこの被災地に立ち上がるために、雇用という面で応援したいと。

しかし、気仙沼は御承知のとおり、まだ水の復旧も、また電気の復旧もちょっとペースが遅いところがある、それでも自分たちで自家発電機を用意して、頑張って雇用に寄与できないかということでハローワークに申し込んだと。雇用を促進しようと思つて従業員を募つたと。そしたら、待てども待てどもハローワークからは全然来ないんですね。世間では仕事がないというふうに行われているんですが、何でだろうと思つてハローワークに問い合わせると、こういう答えが返ってきたそうです。今、失業保険を受けているので、皆容易に自ら動くこととしないと。

やっぱり、復旧のように、見通しも立たない中、ここで、じゃ次のこの職場があるからそこに行こうというふうに思つても、もしその再就職した職場が、もしかしらサブライチェーンの寸断とか、あとは電力がどうなるかわからない状況で本間に会社が会社としてやっていけるのだろうかということを見ると、やっぱり二の足を踏んでしまう状況にあると。

こういった意味で、東北は大臣も御存じのとおり中小企業が非常に多いところでございます。国家戦略的観点から中小企業をそういった意味で応援していく又は支援していくと。やっぱり雇用、しっかりと国家がこういう支援をしていくから先行きこのようになっていくよということを、姿勢を見せたいだいて、安心して再就職又は雇用に寄与するように是非考えていただきたいんですが、大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(玄葉光一郎君) もう委員は被災地のことを十二分に御存じで、今ジーンズの会社の例を挙げられました。ちょっと私も率直に申し上げて、今日、中小企業ということに特化して用意をしてまいりませんでしたが、ただ、おっしゃったように、一つは、とにかくまず生活の糧、医療そして学校、住宅、まだ復旧段階という

意味ではそこだと思うんですね。で、これからその後復興になっていくわけでありませうけれども、その生活の糧の部分で、今おっしゃったとおり、一つの手法が失業保険だ。しかし、おっしゃったとおりなんです、これも。私も被災地に何度も足を運んでいますが、失業保険もらっている、それは当然働かないで、雇用されずにむしろ今失業保険受けられる間は受けましようという話になつてしまいがちであるということがあります。

私自身も石巻に行つて、南三陸に行つて、陸前高田に行つて、例えば緊急の雇用創出事業というのがありますよと市町村長さんに言うんですね。そうすると、いや、そんな広範に使えるのかと。

町が、市が、ある意味直接雇つたり、あるいはNPO、企業が委託して雇つたり、そういうお金も一次補正にこんなに組み込まれているのかと言つていただければいいんですが、さあ雇おうとすると、おっしゃったとおりなんです、失業保険に入っているから意外と来ないと。

ですから、国家戦略的観点というよりは、もう少し、何というんですか、目の前のこととしてまず対応しなきゃいけないこととして、そういったもっと柔軟な対応をそこでどこまでできるのかと、雇用調整助成金も含めてなんですけれども、そのことがまずあるんだろうと。

その上で、いわゆる緊急の雇用を安定した雇用に変えるための部分について、まさに我々は、それこそ国家戦略的観点から復興プランを、当然市町村の皆さんが中心になりつつも、これは宮沢委員なんか当初おっしゃってましたけれども、私もそう思うんですけど、財政力が非常に弱い自治体が多いものですから、やっぱり阪神・淡路、神戸の震災と比べるとどうしても国がより応援をしていかないとなかなか立ち上がれないし、復興に向けて前進できないという側面があると思いますので、その点を私自身も気を付けながら、これは政調会長という立場でもしっかりと、直接の今ラインに入っているわけじゃありませんけれども、前進させるために努力したいと、そう考えて

おります。

○熊谷大君 今日私は私も玄葉大臣とスーツの色が同じですから、気持ちもそういった意味では同じ方向を向いているのかなというふうに思つて、反映されているのかなと思つて本心に強く、是非お願いしたいと思つております。

それで、雇用の安定化というのは非常に被災地で重要な課題となっております。

先日、岩手県の方に文教科科学委員会の方で視察に行つたときに宮古市の方に行つてきました。そこで、被災に遭つた小学校に訪問させていただいて状況を聞いたんですけども、全校児童二百名の生徒のうち、準要保護、経済的な保護が必要とされる子供の割合は九十六名だったんですね。つまり、親御さんが失業をしてしまったと。港町でございまして、お父さんが漁師さんをやつていたらお母さんは加工会社でパートをしていた、それが一気に一網打尽にやられてしまったので、子供たちがその割合を非常に食つていまして、それが子供たちの心のケアということで非常にそういった観点からとらえられておりまして、親御さんまた保護者の皆様のいわゆる先行きの見通し、所得の安定、収入の安定が立たないと子供たちの心も安定していかないだろうというのが現場の先生の感想でありました。

そういった意味では、雇用をいかに国家が本心に戦略的に安定化させていくということは長期的にも、また喫緊の課題でもあるというふうにも思っております。是非よろしく願います。

そういった意味で、復興とか生活再建ということと考えると、私も北海道の奥尻又は神戸の方にどうのように生活再建また復興をしようとしたのかというところで視察をさせていただきました。神戸の復興地、被災地が復興したところを視察した際に非常に感心したんですが、例えば先進医療集積地というものがございまして、非常に関心を持てるような内容でした。復興の目玉として新事業に対して大胆な補助とか試みが行われたということ、非常に見ていて、えらい物すごい立派な

建物で、景観も近代的なビルで、すごいなというふう思ったんですけども、一つ残念だったのは、何か人間味がないとか、ちよつとぬくもりがないというふうな感想を抱きました。

その理由は何かなのかなと思うと、やはり法人が多い、つまり会社を誘致しているということだったと思うんですね。やっぱり法人を誘致するという、雇用の観点から多く雇用を創出とか促進ということで注目される、また、皆さんそのようにしたいというふうな被災地また自治体なんかは思うと思うんですけども、そうするとやっぱり、どうしても法人税を減免していかなくてはならないということが挙げられてくると思います。

その大きな魅力の一つである法人税減税というのは、どうしても消費税とか付加価値税を上げるということのセットとして考えられなければならないというものが先進各国の共通した理解だと思っております。韓国は法人税を二四％にしたのに対して消費税を一〇％、ドイツでは法人税二九％に対して消費税一九％、これは二〇〇七年に一六％から一九％にドイツは上げております。各国恐らく皆同じだと思います。法人税を下げることで消費税を上げて税収の不足分を賄うということだと思います。

ただ、今、大臣も御存じのとおり、被災地では増税という議論は果たして本当にいいのだろうか。これから全てを失った人たちが、車を買換えよう、又は二重ローンを抱いたとしても新築を建てよう、又は家を建てようといったときに、そこで増税だ、又は消費税が上がるといふふうになると、本当に買い控えとかにつながつて、消費マインドが余り上がっていないんじゃないかなというふうな思っております。

そうした観点を考えると、実はアメリカというのは日本と同じような法人税率です、これはカリフォルニアの例ですけれども、でも、アメリカでは非常に多くの人が集まったり企業が集まったりして、税収世界一の冠たる経済大国ということその地位を維持しております。

ここでアメリカの例を引いたのは、アメリカというのはそういう点で非常に国家戦略的にうまいなというふうな思っております。それは何かというと、企業もそうなんですけれども、人をよく集める。研究者を全世界から集める。それは留学生の段階から集めて、その留学生がアメリカに土地に根差してベンチャーとか企業を始めて、また新しい付加価値の高い産業を興していくと、そういうような循環をしているなというふうに見受けられます。

そうした意味で、国家戦略として法人を誘致するというのももちろんそうかもしれないんですけども、研究者とか人をどんな世界から集めようというのを国家戦略として、その集積地を被災地のメーン産業として、またメーン研究所として何か拠点になるような考え方は今お持ちでないか、又はこれからお持ちになる予定はないのかということをお聞きかせください。

○国務大臣(玄葉光一郎君) 一つの建設的な御提言をいただいたんだらうというふうな思います。つまりは、我々も、今残念ながらもまだ通っておりませんけれども、法人税については実効税率を五パー下げるという法案を出させていたでいてる。これは国際競争力の観点から、特に空洞化を避けるという意味も込めてそういう提案をさせていただいているわけでありまして、ただいま熊谷委員がおっしゃったのは、法人税は考えてみれば大切だけれど、もっと大切なことがあると。それは、上手に魅力的な研究者、学者などを集める工夫をすべきではないかと、こういうことだと思えます。そのためには、やはり研究施設そのものが魅力的なものでなければ人は集まらないと。

現在は、残念ながら、仙台の東北大学であつても震災でかなりの被災を受け、同時に放射能の風評被害もあつて、外国人、留学生だけではなくて研究者までリテラシーの問題もあり海外に戻つていくというのが現状でありますので、これからまずその風評被害を払拭しつつ、同時に、今おっしゃったとおり、やはり何かの目玉的なテーマを

しっかりと定めて、しかもそこじゃないとできないというふうにはしないと、なかなか私は簡単にいわれる世界から囁望されるような方々が被災地に集まつて研究機関に勤めていただくということはできないと思ひますので、それが何なのか。それはいわゆる環境技術なのか、再生可能エネルギーの技術なのか、あるいは省エネ技術なのか、様々な選択肢はあり得るでしょう。あるいは放射能の問題なのか。

そういったことを当然これから念頭に置きながら我々は被災地の復興に取り組んでいかなきゃいけないし、少なくとも科学、技術、イノベーションのいわゆる一つの拠点を被災地にこういう形でやはりつくり上げるということは極めて私は大切なことだというふうな思っておりますので、そこは御提言を生かせるように、私の立場で誠意を持って尽力したいと、そう考えております。

○熊谷大臣 戦略的な観点では是非お願いしたいなというふうな思っております。そうして、先ほど玄葉大臣から原発の風評、それをいかに収束させていくかというのは本当に重要な問題だと思っております。午前中にも宮沢委員からそれについて、電力量の供給ということについて、原発が止まった後はどのような戦略を立てていくのかということが非常に重要な観点になつてくると思ひます。

私、大変気になつたんですけども、これは大臣、どのようなとらえられたのかなと、ちよつと戦略ということ、国家戦略ということでお聞きしたかつたんですけども、中部電力の浜岡原発はやっぱり停止の要請を受けてそれを停止します。関西電力から融通を受けられるはずだった一五％も、それもなくなつてしまつた。それを受けてトヨタ自動車の豊田章男社長は、十日に記者団に対して、安定供給、安全、安心な電力供給をお願いしたいと訴えて、円高に加えて電力不足が広がる現状に、日本で物づくりがちよつと限界を超えたと思うという危機感を表明いたしました。これ本当に国家戦略として位置付けた企業の在り

方、また電力供給のそもそのインフラの在り方として非常に考えておかねばならない、また戦略的な観点でとらえて中長期ビジョンをしなければならぬというふうな思っております。

さらに、NTTデータさんの方は、電力の安定な供給ができなければ今後海外を含めて移転先を再検討すると。データをやっぱり海外に移転させる、個人情報なんかやいろんな情報がそのデータに含まれていると思ひます。それが果たして海外に出たときに、国家として本当に戦略的にそれでいいのかというふうなことも考えられると思うんですけれども、玄葉大臣の見解をお聞かせください。

○国務大臣(玄葉光一郎君) 環境エネルギー、この戦略を言わば再設計していかなくちゃいけないと、まず基本的にそう思っております。

大きく物事をまずとらえると、やっぱり短期、中期、長期で分けて考える必要があると思ひます。大きな流れは、私は集権型から分散型へとというふうなパラダイムを、旧来のパラダイムから新しいパラダイムに変えていく、まずこの方向性を定めることが大事であるというふうな思ひます。それと、例えば二〇三〇年の発電の電力総量と現在の発電の電力総量は、実はエネルギー基本計画では全くと言っていいほどほぼ同じになつています。果たしてそれでいいのか、あるいはそうあるべきなのかという、私はここは、いわゆる省エネ技術というものを新しい次元に高めることで、かなりの程度発電電力を抑えながら、もつと言えはスマートメーターなど含めて、いわゆる需給をしっかりとコントロールしながら行っていくということこそ可能だというふうな私自身は考えております。

ちよつと長期的なことは冒頭申し上げて恐縮なんですけれども、やっぱり二〇三〇年くらいを大体一つのゴールに置くと、私はさつきスマート発電所のことを言いましたが、電池の革命も極めて大事で、何を言いたいかというと、一つ一

つの技術の体系を別次元、新次元に持つていくというのを常に念頭に置きながらさっきの大きなパラダイムシフトをしていく。でも、短期のところは、今おっしゃったとおり、せつかくこれから復旧していく、復興していくというときに、この短期のところをいわゆる一気に今申し上げたようなことを進めてしまったらどうなるのかといったら、確かに電力不足が生じる可能性というのがあります。ですから、この短期と中期と長期に分けて、これはリアルな工程表を作り上げたいということで今作業をしている最中でございます。

そもそも原発は二〇三〇年には、今五十四基ですけれど、新設十四基ということが当初の予定でありました。原発の占める割合というのは、たしか発電電力量で五三％だったというふうに思いますが。逆にこれを考えたときに現実的なのかと、これは。原発を国民の皆さんは今どうとらえ、これからどうとらえていくのかということを考えると、新規十四基というのはそもそも極めて難しいと思います。そして、これから高齢化という問題が起きてリブレースできるのかどうかという問題も考えていかねばなりません。

そういったことを考えながら、原発のいわゆる割合というものを定めながら、再生可能エネルギーの割合を定めながら全体の発電電力量を抑える技術というものもさちつと開発をして大きな方向性を定めていかなきゃいけないんじゃないかというふうに私は自身は考えています。そうなる、集権型から分散型ですから電力システムの議論にも当然議論は及ぶということになります。ただ、これも時間軸が大事で、すぐその議論に入って、すぐそういうことになるんだということになれば、恐らく様々な混乱が生じるでしょう。

そういったことも全て含めながら、まさに戦略的に短期と中期と長期に分けて計画を作って発表させていきたいと思います。その下で計画を推進をさせていただきたい、そう考えてまさに現在作業をしている最中だということでございますので、今

おっしゃったようなことも踏まえながら、当面の復旧復興に差し支えないように、当面の電力不足対策も、特に経産大臣が中心になると思いますけれども、しっかりと対応できるようにさせていただきます。そう考えております。

○熊谷大君 パラダイムシフト、私も確かにそのとおりの議論をするには本当に国民的な議論を喚起しなければならぬというふうに思っております。

ただ、物づくり国家としてのやっぱり継続は担保しておかなければならないと思っております。玄葉大臣も御存じのように、天然資源のない我が国は、やっぱり人的資源に頼るしかない。その人的資源は物づくり国家としての発露が最も適切だというふうに私も思っておりますので、そうした考え方又は思想的な部分も国民的な議論を喚起していただければなというふうに思っております。

以上で玄葉大臣の方は結構でございますので、退席しても結構でございます。

○委員長(松井孝治君) それでは、玄葉大臣、御退席いただいて結構です。

○熊谷大君 続きまして、官房長官に質問をさせていただきます。

最初は瓦れき処理に関する発言についてでございます。私、質問主意書を出しました。瓦れき処理の発言について、仙谷官房副長官の発言についてでございます。

仙谷官房副長官は五月八日にNHKの番組で、被災地に残る瓦れきについて、思い切った特例措置を議論しており、是非国直轄の方向でやりたいと発言しておられました。私もそれで、その発言を聞いてやつと国も重い腰を上げたなど。被災地を回っておりますと、とにかく瓦れきを何とかしてほしいと、瓦れきが本場に一刻も早くここからなくならないと復旧復興がままならない、遅々として進まないというのをもう何度も口を酸っぱくして言われたし、耳にたこができるくらい言われ続けておりました。

それで、しかしなぜ自治体がなかなか手を出せなかったか。それは、官房長官も御承知のとおり、やっぱり限られた財源ということが非常に自治体の首長さんの頭の中にはあつて、なかなか動き出せなかったということがございます。

それで、やつと国も本格的に考えてくれるのかというふうに思ったら、質問主意書を出させていただいた回答が、ちよつと私も残念だったんですけれども、結局は、全額国庫負担の財政措置がなされるとされているものの、国の役割としては、財政措置のほか専門家の派遣、処理施設に係る情報提供などの支援の実施にとどまっているので、ごめんなさい、これ質問ですね、これでどういうふうな回答が来たかという、瓦れき処理について、現行制度の在り方を検討する必要があるという考えを示したものと承知しているところなんです。

やつぱりこれ聞いて、皆様のお手元の資料の一枚目を御覧になっていただきたいんですけども、瓦れき処理について、国直轄の考え方を宮城県知事が断念をいたしまして、自分たちでやるしかないということを用意表明したんですね。宮城県知事は、瓦れき処理について、国と平行線の議論を続けて復興が遅れても被災者は喜ばないというふうな見解を示しました。

これで、本当に期待をして、またぐんと落とされて、じゃ、しょうがない、県で一生懸命取り組んでいこうかというふうに思ったら、今度はまた、またですね、仙谷官房副長官、六月十二日にフジテレビで今度は同じような趣旨の発言をしております。やつぱり瓦れきは国でやる。その後、先日、総理が岩手県の釜石市に視察に入りまして。その際も瓦れき処理を国で市長からお願ひされて、分かりましたと、了承したと報道されております。

これ、一体どっちなのかと。やつぱり上の方で、国の方で発言のぶれがあると、それに対応しなければいけない現場というのは一喜一憂したり右往左往したりするのが現状でございます。それ

でなかなか、また足踏みしてしまうというのが現場でございます。やつぱりはつきりとした姿勢、態度を示してほしいというふうに官房長官に思いますので、是非見解をお示しください。

○国務大臣(枝野幸男君) 現場の皆さんにどっちなんだということ戸惑いを生じさせていることになっているとすれば、それは大変申し訳なく思っております。

瓦れき処理につきましては、もう本当に被災地にとつて、多くの被災自治体にとつて、ある意味で最大の課題とも言えるぐらい大きな問題であるというふうに私も承知をしております。自治体によって自らの対応で一定の処理ができていて、ほとんどと言つていろいろ状況があるところ、対応ができていないところ、いろいろな状況がある中で、国がまずは積極的な役割を果たしていく必要がある、このことについては一貫して共有をしております。

そうした中で、このお示しをいただいた宮城県知事に対する政府からの御報告については、宮城県知事から私も直接、直轄というふうな御要望もいただきまして、政府としても直轄でやるならどういうやり方でできるのかという検討と同時に、今、現に宮城県庁等という点で御不便を感じ御苦労されているのかということ踏まえる中で、まずは早急にできることとして、環境省の職員が今宮城県庁、ちよつと正確ではありませんが、十名弱のチームを組んで宮城県庁に入つていただいて、実際に県の担当者の方と一緒に処理をする。したがって、その事務手続であるとか、それについての様々な前提となる知識、情報等についても一体となつてやっていただくというようなやり方によって、御苦労されている部分のある程度の部分については、まずは一定の解決を図るということを進めているところでございます。

さらに、環境省において、各市町村を五月三十一日から六月十七日までの予定で直接回りまして、それぞれの状況、事情をしっかりと把握をし

てきているところでございます。

直轄でできる部分について、それが効率的な部分についてやりたいという希望は持っております。ただ、自治体もなかなか実際にそれぞれが処理するのが難しいという一方で、じゃ、国がやったら迅速に進むのかということについても様々な障害があるというふうに承知をしております。どのやり方をすれば最も早く効果的に処理が進むのかという観点から、実情も踏まえながら、選択肢としては直轄でやることも含めて、この間、特に現地回らせていただいた情報も含めて検討をする。そこに向けて、まず第一段階としては県庁等に環境省の職員を大量に送って処理の迅速を図っていると、今はこういう状況でございます。

○熊谷大君 その状況は非常によく分かっているんですけども、やっぱり遅いんですね。もう三か月たっております。もうすぐで百か日行きます。

やっぱり宮城県に関して言えば、四千億の費用をその瓦れき処理に充てなければいけない。それ、ヘドロの処理は入っていないんですね、災害瓦れきだけなんです。それで今本当に、十分の九国が持つてくれて、十分の一は起債でということ。やっぱり四千億の十分の一だから、かなり逼迫した財政の中で非常に、先ほども申し上げましたように、限られた財源ということを考えなければいけない。だからどうしてもいろんなことに對して二の足を踏んでしまうんですね。

というのは、官房長官も御承知のとおり、六月十四日、十五日に出ましたけれども、生活保護、これは二百万人超すということ出ています。三月、半世紀ぶり、震災で失職増加ということで。やっぱり生活保護、もう非常に多くなっている。その生活保護の費用を賄わなければならないのも、やっぱり市町村であったり県であったりすると。

そういったことを、もろもろのことを考えると、やっぱりお金を掛けなければ、いわゆる限られた財源でどれだけ、どのように効率化してやら

なければいけないかということ、非常に頭が痛いところだと思っております。だから、そういうところで政府が、国がもう瓦れきのことは任せてくれ、一括でやるからと、お金も考えなくていいからと言ってくれるだけで、非常にその先がスムーズに進むと思うんですね。

御存じのとおり、瓦れきの処理は宮城県でまだ一四・九%しか進んでおりません。これを一気に加速度的に進めるには、官房長官始め内閣の意思だと思います。それをどういうふうに思われるか。

○国務大臣(枝野幸男君) 御指摘のとおり、これ、自治体の財政の立場からは、裏負担ちゃんと国が負担するというものになっていくわけでありますが、いろいろためらいがおりになるだろうということは十分承知はいたしておりますが、とにかくしっかりと裏負担を含めて最終的には国が負担をする、その間の財政的なやりくり等についての不安がございだろうということで、そういったことについても丁寧に、特に各市町村等では、十分にその裏負担の話についても伝わっていないあるいは信頼できないということがあつてはいけないということで、環境省の職員を直接当たらせているところでございます。

そうした意味では、財政的な部分については御心配なく進めていただきたいということについて、政治的にも実務的にも、よりはっきりと分かりやすく、信頼していただけるようお伝えをしたというふうな思っておりますし、と同時に、いかに迅速化をするかということについては、先ほど申しましたような視点で、常にいろいろな工夫を模索をしていきたいというふうな思っております。

○熊谷大君 今官房長官がいみじくもおっしゃったように、信頼できない。いわゆる政治に対する不信感が今非常に、自治体職員だけじゃなくて、首長だけじゃなくて、被災者の中また被災県の中にも多く蔓延、蔓延と言うと失礼ですけども、広がっております。

やっぱりここで、資料二に用意させていただいたとおり、もう震災直後からこれは本当にゆゆしき問題なんですけれども、官房長官の直轄の部下、直系の部下下だと思えますが、東内閣府副大臣が視察中に居眠りしたり、次に三ページに、内閣の政務官、阿久津政務官が、被災地と国会とは認識がかなりずれていると、被災地は十分計画どおりにやっているというふうな発言ですね。全然進んでいないのに、いわゆるこの政務官の方の認識の方が私はずれていると思うんですけれども。それに加えて、内閣不信任案、東内閣府副大臣、被災地で要職の方として政府から派遣されているにもかかわらず辞意を一回出して、またそれを撤回するという、そういった政治のごたごたが非常に現在被災県を中心に信任を落としているということ、これを申し述べさせていただかなければならないなというふうに思っております。

そうした政務官を始め副大臣、現場に張り付いていたという方が内閣との調整機能をして、いろいろ被災地のためになるような政策を実現していかなければならないというふうに思っております。ですから、果たして本当にそれが機能しているのかどうか、政府の役割が機能しているのかどうかというのが非常に不信感を持たれているということ、それ、ちょっと資料の四ページを見てください。

震災後、国からの通知がもう先月の時点で千件を超えている。これは本当にいろいろなメニューがあつて助かっておるのでございますが、その調整をどのようにしていくか、又はどのように実現させていくか、何がベストなプランで、どれが余りこの被災の状況に合っていないかということ、通知をいろいろ現地の政務官又は副大臣というものが取捨選択しなきゃいけないと思うんですね。またそれを、このニーズは、被災地のニーズは、これが要望が多かつたですというニーズをどんどん上げていかなければいけないのに何でこういう事態が起きているのか。千件を超えて全く膨大で把握できない。それが良い政策と

して実現できていないという状況、これはマンパワ不足とかよく言われますけれども、そういうのはもう三か月を過ぎてだんだん解決されてきています。それをどのように今後スムーズな復旧復興につなげていくのか、これは官房長官の腕の見せどころだと思っておりますけれども、どのようにお考え又は解決させていくのか、考えを聞かせてください。

○国務大臣(枝野幸男君) 震災後に国から地方自治体への通知が非常に大量に上りまして、それぞれの自治体における対応にも大変御苦労があつたというふうな承知をいたしております。率直に申し上げて、特に震災直後に当たりましては、次々と生じてきている現象に対して適切にスピーディーに現地に対して御通知を申し上げなければならぬということの中で、緊急災害対策本部として取りまとめた御連絡、御通知をする部分と各担当省庁が直接個別の問題について対応する部分というふうに分かれておりましたので、それぞれが目の前のことに対応するために必要な通知を出した結果としてこういったことになったというふうに思っております。このこと自体は大変自治体の皆さんには御苦労をお掛けをしたというふうに思っております。

今後は、今参議院において御審議をいただいております復興基本法に基づきまして、復興本部とその下の事務局、復興本部の現地本部というところが近い将来の復興庁も見据えて一元的に、最大限一元的にそこを通じて情報を集約し、また情報をお伝えをするという体制へと、もちろんそれを見据えて徐々に緊急災害対策本部の方も進んでいるわけでありまして、一方で、若干申し上げると、事態が落ち着いているだけに、もう完全に各省庁単独でいろいろ対応ができる世界の部分のところもある程度出てきているというところの中にありますので、悩ましさはあるんですが、ただ、できるだけ、特に復興本部ができましたら、様々な通知その他についても復興本部を通じて各自治体に御連絡をする、あるいは情報はそこを一元化し

て集約をするということに努めてまいりたい。そのことによって、こういった千通の通知というような問題や、逆に必要な情報が必要しも適切に上がっていないんじゃないかという不信を招かないように努力をしてまいりたいと思います。

○熊谷大君 今後のことはそれでお願したいんですが、今までのことですね。三か月間、本当にじくじたる思いで被災地の方々も思っていたと思うんですね、うつうつとした日々を過ごしていたと思います。それはやっぱり地元の県議の皆様、また市議の皆様も同じだと思います。

資料の最後、六ページも見てください。私もこれ、避難所を回っていてよく言われることでした。よく言われることで、私も何でそれを、被災地の意見をどんどん国会上げたりやったり委員会が発言しているのに現場まで届かないのかと、非常にじくじたる思いを持っておりました。ちょっと読ませていただきます。

「視察ラッシュ 被災地困惑」というのがありますね。宮城県議会の議長であられる畠山議長が仙台市を訪ねた横路衆議院議長に、国会議員は超党派でまとまって来るように配慮をというふうなことを申し上げております。被災自治体からは、大勢視察に来て要請を聞いてくれるが、その後、各省庁の担当者確認すると全く進んでいない事例が多いと。これ、本当に不信につながっているんですね。

私、避難所を回っていると、政治に対する被災者の不信、物すごく、又はルサンチマンのようなものがたまってあります。今度ちょっと生活が上向いたら、避難所を解散したら、絶対あの町長リコールしてやるのか、次、あの市長には入れないとか、もうそのレベルですよ。自分たちの思いが、政治に物すごい期待するところがあるのにもかかわらず全くそれが実現されていないという現実、しかもそれが発災してから一か月とかじゃないんです、もう三か月なんです。

官房長官は今後、今後とおっしゃいますけれども、多分発災直後からずっとおっしゃられていた

と思います。今後、今後そうします、検討します、考えますとおっしゃられていたと思うんです。でも、官房長官、あなたの第二の故郷でしょう、宮城県は、私も仙台出身です、その体力がほとんどみんな弱まっているんですよ、瓦れきに埋もれて。みんな、お年寄りだけじゃなくて仕事を持っていた人も、それまで元気に生き生きと生活していた人もだんだんだんだん表情が暗くなってきた、先行きどうなるんだろうと、見通し立たないと、それが一番の不安だと皆さん言いますよ。

それを、こんな言われて、本当に実現しているかどうか分からないと言われて、どう思われますか。これをちょっと、もう時間も来ましたから官房長官に確認をさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(枝野幸男君) 被災者の皆さんから本当に切実な様々な御要望をいただきながら、それに必ずしもこたえ切れていないということについては大変申し訳なく思っております。

率直に申し上げて、すぐに全ての御要望にこたえ切れるだけの、これは行政といえますが、様々な意味での力がないという部分のところは、ある意味では率直に認めざるを得ないというふうに思っています。だからこそ、優先度の高いところから、切実度の高いところから着実にしっかりと御要望にこたえていき、そしてそのことによつて、今の時点では思っていただけではないと率直に思いますが、ああこうやって一歩ずつ進んでいくんだから、ちょっと時間が掛かるかもしれないけど将来にはこうやって希望が持てるんだというふうな思いを被災者の皆さんに持っていただけに対応をしていく必要があると。

御指摘のとおり、三か月を超えまして、いろいろな意味で被災者の皆さんも、本当にこれからどうなるんだという様な思いが強まって、そうした中で政治がきちっと前に進んでいない、しっかりと対応が前に進んでいないという思いが強くなれば、まさに被災者の皆さんの心にあるいは暮ら

しに掛かっていく圧力というのは今まで以上に更に大きなものになるというふうに思っておりますので、着実にできるところから前に進んでいるんだと、優先度の高いところから着実に進んでいるんだということを感じていただけるような努力を更に進めてまいりたいというふうに思っております。

○熊谷大君 ありがとうございます。最後に吉野作造の言葉を紹介して終わりたいと思います。

憲政の常道は政党によって行わなければならない。その政党の定義は民衆の良心を反映する政客の集団でなければならない。そうでなければ超然内閣である。いわゆる民衆の良心を反映していない内閣である。私は今、残念ながら、与党民主党のこの内閣というのは超然内閣になっているんじゃないかなというふうに思っております。是非とも民の方を向いた政治をしていただけたらなというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

○谷合正明君 公明党の谷合です。まず、被災者生活再建支援制度について質問させていただきます。

これ、基金が今あるわけですが、第一次補正予算でこの基金の積み増しが行われました。しかしながら、全壊世帯数、はつきりとした数は分かっていますが、相当な世帯数行くと急ぐことと、また加算支援金のことも考えますと早急にこの基金への積み増しを行う必要があると思っております。二次補正の指示が先般あったということですが、私は早くこの基金の積み増しを行うべきであると考えておりますが、まず政務官の御答弁をお願いしたいと思います。

○大臣政務官(阿久津幸彦君) 御存じのとおり、現行の被災者生活再建支援制度は全国の都道府県が相互扶助の観点から基金を拠出して運営している都道府県主体の制度でありますけれども、今回の災害への対応に当たっては、住宅被害の全容は依然として明らかになっておりませんが、現在の

被災者生活再建支援基金の基金総額では対処できないものと見込まれております。また、全国知事会からは国と地方の負担の在り方について見直しを求める意見も出ておりまして、今後、政府部内で十分な検討をさせていただいて議論して行いたいというふうに考えております。

いずれにせよ、被災者に支援金が円滑に支給されるように責任を持って調整してまいりたいと考えております。

○谷合正明君 その最後に言われた円滑に支給されるということが大事でありまして、都道府県会館から、要するに基金の残高が気になり始めて、被災者に対する申請が上がつてきているんだけれども支給が遅れていくのではないかと、そんな不安の声も私は恐らく今後出てくるんだろうと思えます。ですので、明確な言葉はありませんでしたが、私は国の負担は当然引き上げていくべきであると思えますし、早急にこは手当てをしなればならないということをお願いしたいと思います。

それで、資料を配付させていただいておりますが、私は先般の予算委員会でもこの支援制度の適用地域の対象をどう判断するんだというふうなやり取りを防災担当大臣とさせていただきます。一定規模以上の方々が被災されたときに、先ほど言われたとおり、都道府県の相互扶助でやりましょうと、それも国が二分の一支援するという形でこのスキームがつくられた、これは議員立法でつくられました。その一定規模以上なのかどうかこれを測る基準というのは、御承知のとおり、ここに書いてあるとおり全壊世帯の数、これはメーンであります。ここに「一、制度の対象となる自然災害」で①から⑥までありますが、いずれも、いろいろ書いてありますが、全壊世帯数があります。今回の東日本大震災はこの⑥のところに該当してくるわけですが、私が気になっておりますのは、一定規模以上かどうかを測る基準が全壊世帯数だけでいいのかと。私は、全壊世帯数だ

けに着目するのは不十分であって、大規模半壊、これもカウントしていくということが一定規模以上の災害かどうか測るという上では重要ではないかと考えているんですが、いかがでございますでしょうか。

○大臣政務官(阿久津幸彦君) 被災者生活再建支援制度の趣旨は、御指摘いただいたとおり、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な一定規模以上の災害が発生した場合には、全都道府県の相互扶助及び国による財政支援により対応しようとするものでございます。

具体的には、例えば十世帯以上の全壊被害が発生した災害については本法の支援の対象としておりまして、それ以外の災害においてはそれぞれの地方公共団体における支援が期待されているところでありまして、実際、現在二十五の地方公共団体が独自の支援制度を設けているものと承知しております。この中には、支援法の対象とならない半壊等の世帯に対する独自の支援制度を設けている地方公共団体もあると承知しております。

支援法が適用されなかった市町村の被災世帯に対して支援法と同等の独自の支援を都道府県が行った場合に、支援金支給額の二分の一が特別交付税措置されておりまして、いずれにせよ、お尋ねのような支援法の適用要件を満たさず同法の対象とならない場合には、地元の都道府県における取組が期待されるものと考えております。

○谷合正明君 それは分かるんです。いや、分かるというのは、そういう答弁が来るだろうなと分かっていたんですけれども。

要するに、例えば⑥のところで、二世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村、人口五万人未満に限ると。これは合併前の旧市町村単位でも適用可というところまで実はこの被災者生活再建支援法は制度を変えてきたというか、十世帯からいろいろ一定の条件の下で五世帯とか二世帯に緩和してきたわけですね。

その法律の趣旨というのは、要するに、二世帯以上の全壊被害が発生すれば一定規模以上だとい

う判断でこれが適用にされると。一定規模以上の判断を、私は全壊だけじゃなくて大規模半壊も含めるべきじゃないかと。というのは、全壊世帯が仮にゼロ世帯で、大規模半壊が五十、百出てきたと。これ、適用にならないわけですね。全壊は二世帯で適用になります。全壊ゼロで大規模半壊は五十、百だ、これは適用にならない。これは私はおかしいではないかと。

政務官に聞きますけれども、全壊二世帯と大規模半壊百世帯、どっちが災害規模は大きいんですか。

○大臣政務官(阿久津幸彦君) 今の例示だとそれは答えは明確なんですけれども、ただ、御指摘の部分で単純計算でやらせていただきますと、大規模半壊二で全壊一ということであると、大規模半壊四で全壊二扱い、こうなるわけですね。ちよつとその辺含めて、もう少しこれは議論を重ねる必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○谷合正明君 議論を重ねていただきたいんですね。

だから、〇・五とカウントするのとかどうかというの、これはまた議論があると思います。ただし、今のままだと大規模半壊が幾ら出ても全壊がないと駄目なんです。だから私は問題提起しておりまして、災害救助法では半壊世帯は〇・五とカウントするわけですよ。災害救助法では半壊世帯に対する住宅の補修費用が出るわけです。被災者再建支援法では大規模半壊に対しても基礎支援金も出てくるわけです。基礎支援金が出るということは、やっぱりその災害規模に着目しているわけですね。ですから、その適用要件となる地域指定の際に、私はもう少し検討を重ねるべきではないかと。恐らく政務官も検討しないなんて言っているとは思っておりません。是非とも検討していただきたいと。

これをやるのは政省令ですよ。議員立法で作ってまいりました。だから、法律でやらなきゃいけないかったら、私は議員立法で出したいぐらいです。

す。でも政省令ですから、これは政治家である、そして被災者支援の担当である政務官が声を上げるべきだと私は思うんですよ。いかがですか。

○大臣政務官(阿久津幸彦君) 確かに、この被災者再建支援制度のところには災害救助法の部分の引用も御存じのとおりでございます。引き続き真剣に検討させていただければというふうに考えております。

○谷合正明君 よろしくお願いします。

それで今、避難所から、仮設住宅ができたんだけれども、せっかく抽せん当たったとしても、なかなか仮設住宅に移らないというケースが出ています。その理由について、原因についてどのように認識されているのか、まず伺いたいと思います。

○大臣政務官(阿久津幸彦君) 私も岩手、宮城、福島、避難所を各地かなり数回らせていただいて、いろんな話を避難所に暮らす方々にお伺いしました。私が、済みません、伺って聞いたところで言うと、やや、昼間に行くので高齢者の方々が多いということもあって、元々自宅のあったコミュニティの近くに住みたいんだというような御意見が多かったです。

ただ、今いろんな、もう少し広い調査もやっておりますので、その広い調査の結果をさせていただきますと、応急仮設住宅の入居が遅れている原因としては、一つには市町村の手続が遅れている。これ、大分改善されてきましたけれども、まだ遅れている部分があるというふうに考えております。完成してから入居募集を行っているなどがその例でございます。

それからもう一つは経済的な負担。食費とか光熱費等の自己負担などがございまして、その部分への不安を感じる。あるいは、先ほど私が申し上げたコミュニティから離れたくない個人的な理由。子供の学校とか交通の便などもあると思います。そういうことによつて、割当てがあっても入居しないケースがあります。

それからもう一つは、民間賃貸住宅など、より

条件の良い物件を選択するといったものが考えられます。

○谷合正明君 仮設住宅をお盆までに着工するんだと。その仮設住宅をハードの部分ばかり着目されていて、なぜこれが移らないのかという、まさにそのソフトの部分の部分が抜け落ちているんじゃないかと。その原因は追及されているということではないですか、その原因が分かればしっかり手当てしなければならぬと思います。いたずらに時間を経過しても、これは駄目でございます。

そこで、二つ目の理由と挙げられた経済的負担でございます。

確かに、避難所では三食出て光熱費負担がない、ただ一旦仮設住宅に出ると原則これは自己負担でやりますよという世界になると、この落差が激しいわけですね。仕事を持って一定の生活する資金があれば、それは仮設住宅に入るといことは可能かもしれませんが、基本的に何もかも失っているような方々がいきなり避難所の生活条件から仮設の生活条件というのは、ちよつとギャップがあり過ぎるんじゃないかと思えます。

そこで、私は、以前、食生活と事業というのを雲仙・普賢岳のときにやっておりました、国と長崎県が負担し合つて。これを復活すべきではないかなと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○大臣政務官(阿久津幸彦君) まず、一番最後の部分の雲仙・普賢岳のところからお答えしますけれども、平成三年の雲仙・普賢岳火災の際に実施された食生活と事業は、災害の継続によつて本来の生活拠点における収入の道が絶たれ、復旧活動への着手等、本格的な生活と事業の再建活動を開始できない者に対して食生活の供与を行うことにより、自らの努力により生活の自立を支援したものであり、長崎県の事業に対し国が補助を行ったものでございます。

その後、平成七年の阪神・淡路大震災を契機として平成十年には被災者生活再建支援法が制定されて、それ以降の災害時には、自立した生活を開

始するために必要な経費として被災者に対し支援金が支給されているところがあります。したがって、現在では被災者生活再建支援金の支給が制度化されているため、今回の震災においても同様のケースではこの支援金をお使いいただけるものと考えております。

一方、応急仮設住宅への早期入居に向けて、先ほどのスケジュール調整とか市町村の入居事務の体制の強化とか情報提供、雇用の確保維持、支援金、義援金等の活用による入居者の経済的負担への対応といった取組を行っているところであり、すし、強化していかなければならないと考えております。

ただし、私は、今谷合先生がおっしゃった意味合いというのは非常に私個人としては分かりません。やはり、仮設住宅に移るといのは大変な不安であり、ハードルがあると思うんです。経済的なものだけではないと思いますけれども、様々な不安が仮設住宅への移動をなかなか進まない理由になっているのではないかと。

先生はボランティアとかNPO、NGOをやられていたと思うんですけれども、何かいろんな手だてを、先ほどの経済的な初動の支援を含めて考えられないものかというふうに私自身も真剣に考えております。是非今後とも議論を深めながら御指導をいただければというふうに考えております。

○谷合正明君 前半の答弁だけ聞いていたら私怒っていたんですけれども、後半の答弁で本音が出てよかったなと思っっているんです。

食事供与事業というのは一つの在り方です。別にこれで解決するとは思っていません、私も。しかし、現実には役所の書いた答弁の中では、いわゆる基礎支援金があるから今回それで食事供与事業というのがなくなったと、基礎支援金が支給されているから生活できるんだという頭の整理になっているんですけれども、それは現実じゃないですよ。だって、基礎支援金、今どれくらい支給されているんですか。六千件くらいでしょう。でも

仮設住宅が三万戸です。これギャップがもう既に生じているわけですよ。おかしいんですよ、その理屈は明らかに。

このつなぎのための生活保障であったり、そうしたことを考えていくのが私は政務官の仕事であると思っっているんです。だから、政務官には、現行の制度を柔軟にやっていくだけでは無理であれば、新しい制度をつくっていくべきだと思っ。それをやらなきゃ、何のために被災者支援の担当で現地に行つて政務官としてやっていくか、私は分からないですよ。そのことをしっかりとやっていただきたい。

そして、次に生活保障の話でございます。

震災による生活保障世帯が五百四十九世帯でしようか、三月十一日以降発生したということでございますが、今後この生活保障も増えることは想定されます。予算のこの積み増しということが必要ではないかと思いますが、厚労省としてはどうなんでしょうか。

○大臣政務官(岡本充功君) 御指摘の生活保障費につきましては、毎年度、直近の生活保障の動向等に基づいて所要額を計上して、それを予算化しているわけでありまして、平成二十三年当初予算においては国庫負担金として二兆五千六百七十六億円を計上しておるところでございます。

今回の震災によって、今委員から御指摘の、新たに生活保障を必要とする方が出てくるのではないかと御指摘はいただいておりますのであります。把握することができませんし、今後、生活保障の動向には十分注意を払い、必要な対応を取っていかねければならないと考えております。

○谷合正明君 先ほど熊谷委員の方からも御指摘がありましたけれども、生活保障のこの負担なんです。通告では直接はしなかったですけども、要するに、被災地域においては全額国で負担してもらえないかという声があるわけですね。これまでは東京、大阪とかそういう大都市における生活保障という問題があったと思う。だけ

ど、この東北の被災地で、特に財政力の弱い自治体が今までないようなケースで生活保障の申請が増えてくると考えれば、今回、震災特区で被災地域における生活保障は全額国費で見るとか、そういうことも検討課題としてやっていくべきじゃないかなと私は思っんですが、これ、岡本政務官でいいですか。

○大臣政務官(岡本充功君) 各地からそういう御要請いただいております。

今、全体的には生活保障制度の在り方について国と地方の協議を始めまして、本年八月末ぐらい一つのめどとしてその協議取りまとめたいと思っっています。その中ではいわゆる国庫負担の在り方ということについての議論は直接はなされておりますが、しかしながら、今委員から御指摘の、被災地においてはどうかという御意見も出てくるのは当然想定をされます。

現実的には、この地方負担の部分もいわゆる交付税で見ている部分が相当程度ありまして、とりわけ財政力の弱い自治体においては当然そういう対象になるわけですが、財政力がこれまで強かったところについては当然負担をしていただいていたわけでありまして、そういうところからはまた改めてそういう御要請があればそれについて省内で検討していく必要があるのかと思っ。が、現時点において直接的にそういう御要請を受けているという状況には、財政力の強いところからそういう要請を受けているというわけではありません。

○谷合正明君 今、財政力の弱い小規模な自治体等からはそういう声はもう実際上がつてきております。日弁連なんかもそういう声明を出されております。

生活保障との関連で申し上げますと、私は以前この内閣委員会でも、生活保障というのは確かに最終的なセーフティネットなんですけれども、いろいろ条件がやっぱりありますよね、資産要件だとか、車を持っていたら駄目だとか、結構ハード

ルがあると思うんですね。

今回、被災地域に限って見ますと、被災者向けの生活保障とはちよつと別の生活支援制度というのがあっていいんじゃないかなと私は思っ。おるんです。実際に被災地では生活保障を申請することに抵抗感もあるというふうに聞いております。

今回の厚労省が出してきたデータでは、現役世代の生活保障の受給、被災地域では現役世代の受給者が増えたということが報告で上がっております。それらを勘案すると、潜在的な生活保障を希望する世帯、多いんじゃないかなというふうに私は思っ。ております。

以前、大塚副大臣は検討しなければならぬというふうに、この私の提案に対して検討しなければならぬと答弁されているんですが、その後、省内でどのように検討されているのか、伺います。

○大臣政務官(岡本充功君) 委員が四月の二十一日のこの内閣委員会で御質問されて、三宅島噴火の際の東京都の事業についてのお話をされたということは承知をしております。

その際にもお答えをしたとおりでありますけれども、東京都が独自事業として実施をしたいという生活保護に至る手前での生活再建が可能となるような事業、これが国でできないかというような御趣旨であらうというふうに思っ。が、現実的には様々な今制度が走っておりまして、例えば金銭面での支援にとどまらず、住居の確保や被災された方の雇用創出、それから就労支援など、こういった取組をしています。

五月に成立させていただきました補正予算でも、更に雇用保険の期間、それから雇用調整助成金の期間やその要件等の緩和を含む一段の弾力化をしておたり、そういう様々な施策を実施をしているところでありまして、こういったところのまさに運用具合を見ていくということが必要で、まさに委員からそういう御指摘を受けつつ、我々として検討して、現在様々な取組を行っているということで御理解をいただきたいと思います。

○谷合正明君 検討したんだかしてないんだかよく分からないですけれども、要するに厚労省がいろいろやってきていることは、それはそれで分かっています。いろんな雇用政策であるとか住宅支援であるとか、それは分かっています。できることは全てやるというところが、大塚副大臣もそのとき答弁していたんですけれども、できることは全てやるというところの中に私が申し上げたような制度というものも当然検討しなきゃいけないんだと。

現に、生活保護とは何か別建ての生活支援制度が欲しいんだという声が上がってきているわけです。やっぱりどこかに今やっている政府の被災者支援制度ではまだ漏れがあるんだと、そういう認識の下で動いていかないと、現行制度やっています、やっていきますだけじゃやっぱりギャップが出てくると私は思っておりますので、よろしくお願ひします。

生活保護に関して更に質問しますと、最近の報道で、義援金等が入ってきて収入認定になって生活保護が打ち切りになるケースが相次いでいるという報道が出ております。これは厚労省が、通知でいいのかな、各都道府県、指定都市、中核市あてに出しておりますが、最後の方に、2の(2)に第一次義援金のように云々のところでは、これは包括的に一定額を自立更生に充てられるものとしてと書いてあるところがあって、要するに義援金等は収入認定しなくて結構ですよという趣旨だと私は受け止めているんですが、どうなんですか、今の報道と現実、どうなっているんですか。

私は、義援金というのは、生活基盤の回復や被災したこと自体に対する慰謝や弔慰として支給されるものであって、収入認定になじむようなものじゃないと思うんですよ。だから、曖昧な通知を出すよりは、義援金は収入認定しないと、第一次義援金は収入認定しないと、はっきりとしたことをやった方がいいんじゃないですか。

○大臣政務官(岡本充功君) 来る義援金の金額に、したがってやるんだと思います。だから、自

立更生計画を立てて、その計画で必要とされるお金を見た上で、それよりもっと高く、だから義援金とか、今後東電の賠償とか、どれだけのお金が出るかはちょっとまだ決まっていまませんが、その金額の多寡で決まっていくというのが、まさにこの通知その中でも、包括的に見ていいですよというのがこの委員御指摘の、五月の二日ですか、出させていただいた通知でありまして、そういう意味では他から得る所得と自立更生計画で必要とされる金額を比較をした上で決めていくということになるんだと思います。

○谷合正明君 いや、何かそこがしっくり来ない部分があるんですよ。やっぱり義援金の性格は、まさにこれ税金とまた違って、全国からの善意で寄せられたものでございまして、私は一次義援金と最初に申し上げたんですけれども、その金額の範囲であれば収入認定しないということをやはり明確にメッセージとして打ち出すべきじゃないかなと。おっしゃるところは分かりますよ。だけれど、それは制度を運用する側の理屈であって、何となくやっぱり被災者の立場に立っていないんじゃないかなと私は思うわけです。

ですから、この厚労省の通知と反するような事例がないように、自治体等へそういった事例がないようなことを厳格にやっぱり徹底的に指導していただきたいというのが私の思いでございます。

○大臣政務官(岡本充功君) 個別具体的な話はなかなかお話しできませんが、実際にこういう事例が今回保護の停止に至ったのかという話を、保護の廃止ですね、至ったのかということをやっと聞き取りました。

正直申し上げると、義援金だけではあれば保護の廃止にならなかった世帯もあります。義援金に併せて東京電力からのいわゆる仮払金ですか、補償金ですが出て、足し合わせていくと金額が大きくなってくると、こういうような話でありまして、委員御指摘の、今回福島県でのケースなんかでは、義援金のみをお受け取りになられた場合であれば保護の廃止にならなかったであろうと思わ

れるケースもありますので、義援金が出たことイコール保護の廃止になっているというわけではないということも御理解をいただきたい。

そういった意味で金額の比べという、補償金がたくさんこれから出てくるということになれば、当然保護の廃止になる方が出てくるということも御理解いただきたいと思ひます。

○谷合正明君 この点についてはまた今後とも協議させていただきたいと思ひます。

それでは、官房長官にお伺ひするんですが、ちょっと細かい部分になるんですが、ボランティア活動の車両が高速道路を使用する際に、これは無料で使えるんですね。これは国土交通省の道路整備特別措置法に基づいて、災害救助のための車両は高速道路を無償使用できるとなっております。今回初めて東日本大震災でボランティア活動の車両も対象になったんですね。

これはこれで私は評価したいんですが、実際にボランティアといっても個人あるいは団体様々あって、ボランティアに行きますよということをや、その申請を社会福祉協議会にするわけですよ。社会福祉協議会が電話で受けて、許可書というんですかね、ファクスで何か書類を相手先に送るわけですね。そういう事務が今すごい大変だという声が上がっています。私が実際行っているところ聞いたら、南三陸町は、以前は社協はプレハブか何かでファクスもないような状況だったわけですよ。その状況の中でこういう制度が始まってしまつて、もう本当に大変だと。社協のスタッフが本来やりたい業務がいっぱいあるんだけれども、それがなかなかできないぐらいにいっぱいこの申請が来ていると。夏休み前にこれ何とかしてくれないかという声があるわけです。

ボランティア連携室が今内閣府にありますね。ですから、そういったことも含めて官房長官に実情も知っていただきたく、この質問をさせていただきまますが、この対応についてよろしくお願ひします。

○国務大臣(枝野幸男君) 今回貴重な御提起をい

ただいたと思っております。一定の何らかのチェックを掛けませんと、ボランティアの車両というのは外形的には区別が付きませんので必要かと思ひますが、特に被災地の社協に御負担を掛けるといふことでは一種本末転倒的なところが生じてしまう可能性は高いというふうには思っております。

御指摘を踏まえて、ボランティア連携室や国土交通省、関係省庁連携しまして、現場の、特に被災地の社協の御負担にならないようなやり方ができないか、直ちに検討をいたさせます。

○谷合正明君 是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

実際本当にボランティアに来るかどうか分からない電話もいっぱいあるんですよ。それは一つ一つチェックできないわけです。チェックできない中で、ただ単に申請書が来て許可書みたいなものを発行しているみたいな状況だそうでございます。むしろ被災地の高速道路は無償開放というんですかね、期間を区切って、そのぐらいやるべきじゃないかなと。そうすればこういった問題も解決するんだと思うんですが、これは私の、私たちが公明党の提言として言わせていただくのとどめたいと思ひます。

また、成年後見の質問もあるんですが、ちょっと時間も中途半端ですので、この点についてはまた次回に譲らせていただきたいと思います。

私の質問は以上でございます。

○小野次郎君 みんなの党の小野次郎です。

冒頭、是非、官房長官にも配付している資料の地図を見ていただきたいと思います。これは元々は文科省のホームページから取ったもので、この赤く色を塗りましただけで、私の事務所の方で等高線に沿って塗らせていただきました。

つまり、今の規制というのは、二十キロ以内が警戒区域に入っていて、それから黄色い線でくくったのが緊急時避難準備区域、そして緑の線でくくったのが計画的避難区域と、基本的には同心円状になっていて、プラス飯館村という感じで行

政区画で切ったというのが大まかな説明かなと思いますけれども、私は、五月の予算委員会的时候から、基本的には積算線量に沿って生活に対する規制のレベルを変えていくべきじゃないのかということをお願いしております。

もし同心円状を基本とする規制が必要だとすれば、それは当初の事故発生直後に、どの方向にどれぐらい影響があるか分からないときに距離で切ったと、それは合理性があるのかもしれないかもしれません。また、五月のときに官房長官も、あるいは海江田経産大臣もお話しになりましたけれども、

万々一また改めてこの東京電力福島第一原発から何かあったときに、円滑な避難を確保するためにやはり同心円状の規制が必要なんだというお話だったと思うんです。しかし、また同時に私が申し上げたのは、今そこにある危機と。これからずっと生活の中で現在する不安というんでしょうか、危険というんでしょうか、というものはやはりこの積算線量に沿ってなされるべきだということも一理あると私は思うんですね。

それで、特に赤く塗ったところは、この数日報道でも出ていますけれども、南相馬市とかあるいは伊達市にもホットスポットと言われる地域が出てきているという話が報道されていますけれども、この文科省のホームページだけ見ても、明らかにそういうところがたくさんあるんですね。伊達市、福島市、二本松市、本宮市、郡山市にもこの赤いところや十ミリシーベルトを超えるところが出てきています。逆に、行政区画で切っているために、十ミ리를割っているところも飯館村にもあるし、反対に、はみ出たような形で相馬市とか南相馬市の方にこの赤い地域が出てくる場所もある。基本的に、ですから積算線量推定マップに従って規制を考えないと、本当の意味の今そこにある不安に対しては対応できないんじゃないかなと思うんです。

具体的に質問しますと、三十キロ圏外に点在するこうしたいわゆるホットスポットと言われているところに対して、避難していただくのがいいの

か、あるいは除染のいろんな方法を取るのがあるのか、特にお子さん方については、こういうところにも多分小学校なんかもあるんだと思うんですけれども、お聞きになっていただくとおり、文科省とも例の校庭の基準の話も議論させていただいてますけれども、小さいお子さんだけでも疎開させた方がいいんじゃないかと、いろんな方法があると思うんですが、現実には、さっき僕が言及した同心円とあるいは行政区画での規制以外のところは手を打っていないわけですね。これでいいんですか。

○国務大臣(枝野幸男君) 御指摘のとおり、今回までに計画的避難区域を指定してお願いをしている地域の外側で部分的に高い積算放射線量になってきている、したがって、一年間で二十ミリシーベルトを超える可能性のあるところが生じております。これに対しては、当該地域の周辺部を相当詳細なモニタリングを掛けるところでござい

ます。そして、御指摘をいただきましたとおり、なぜその地点が高いのか。例えば雨どいとか、それから何か下水とかなんとかという様々な事情で、除染をすれば下がるのか、それとも、若干の広がりを持つていて一定程度はなかなか除染できなくて、しばらくの間は一定の高い放射線量が予測されるのかということや、当該地域周辺にお住まいの皆さんの生活パターンや、確かにお子さんとか妊婦さんとかということを配慮しなきゃならない。

そういったことについて、今地元自治体にも御協力をいただいて詳細なモニタリングと詳細な意向や実態調査を掛けるところでございまして、これは今日か明日かというぐらいのタイムリミットで、まずは特にその中の高いところについての方針と対応策をお示しをできるだけ準備を整えつつあるところでございます。

○小野次郎君 しっかりと対策を取っていただきたいと思

ちよつと問いの順番が逆になりましたが、この

地図をもう一度見ていただくと、丸い線が一本、二本、三本、一番外側の線は実はずうの事務所で五十キロと、この物差しで測りながら丸くかいた線でございます。官房長官も御存じだと思いますが、あの事故発生直後にフランス政府は自国民に五十キロ以遠に出なさいという指示をしました。アメリカ政府は五十マイル以遠に出なさいと。五十マイルということは八十キロです。その意味で、八十キロの線は引きませんでしたが、五十を引き、八十を仮に引くと、このままだらという

ときに受けた放射線量自体では健康被害を生じていない線量であるという、これが一年間今の状況が続くと二十ミリシーベルトを超えるということ

で、直後の避難のエリアとしては今回は健康に被害を及ぼさない対応はできたのではないかと、更にふうに思っておりますが、繰り返しますが、更に大きな事故が万々一でもあることに備えた避難の計画等については当然検討しておく必要があるというのが今回の教訓だと思います。

○小野次郎君 半分何か私の話を理解していただ

いていないと思うんですね。つまり、そんなことを言っていると、今住民は住んでいるんですよ、ここに。結果的にも、三か月間続けて。だから問題じゃないかと申し上げているんで、やはり当初の措置に問題はなかったと、そんなところで言い張る必要はないんじゃないかと私は思います。

次に、これに関連して続けて申し上げますと、いわゆる放射線の管理区域というのが年間五ミリシーベルトを超える場所と

言われているし、また二十ミリシーベルトというのも一定の基準とされていますが、放射能汚染によって、現状のままでは、例えば大規模な除染とか土の入替えとかしない限り、現状では今後ともこの五ミリシーベルトとか二十ミリシーベルト、相当期間汚染されたままになるだろうと、立入り、利用を制限する必要

がある場所というのは、ざっくりでいいですけども、どれぐらいの面積に上ると推定されていま

すか。

○副大臣(松下忠洋君) ざっくり言いますと、数

字では二十キロ内、三十キロ内、これはもう計算

すればすぐ出てくる数字でござい

ますけれども、二十キロ圏内では約六百平方キロメートル、計

画的避難区域五百平方キロメートルという数字が出

てきております。

○小野次郎君 こうしたまあ物すごい面積ですけ

れども、これについて私は新しい利用法というの

も考えるべきだと思っております。今損害賠償の話

ばかりが話題になりますけれども、損害賠償とい

う

うのは、官房長官も弁護士さんですからよく御存じだと思えますけど、請求というのがあって、それについて損害賠償という立証をして賠償を受けるという形で行われますけれども、しよせんやっぱり金銭で支払われるというのが原則ですよ。ただ、これだけの五百とか六百平方キロという面積が今までどおりには使えないんだとしたら何か新しい利用法を考える、そのためには、この前本会議でもちよつと官房長官に質問をさせていただきましてけれども、新しい利用法を視野に置く使い方をするためには、国が所有権とか利用権を買い上げたり借り上げたりするような、むしろ収用に類する特別措置法みたいなものを作るべきじゃないかなと思うんですけれども、そういうお考えは内閣においては無いんでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男) まず、先ほど副大臣が御答弁を申し上げたのは最大でということでございますので、その中で積算線量の低いということ、あるいは結果としてそういうことは、降り積もっている放射性物質の量が少ないということ、かなりありますので、さらにそれをできるだけ除染などの努力によってできるだけ元のところに戻りたいという当事者の皆さんの御要望を最大限まずは実現できるように努力をするということが政府としての一番の役割だと思っています。

その上でも、御指摘のように、かなり長期にわたって戻れないという部分が残念ながら出るということになった場合には、単なる金銭の賠償にとどまらず、御指摘いただいたようなその当該土地をしばらくの間地上権的にお貸しをいただくのか、それとも売っていただくのかということを含めて、逆にお住まいはいただけないけれども有効に、じゃ、その狭い日本の国土の中の土地をどう生かすのかということを含めて考えなければいけないという問題意識は政府内で共有しております。

ただ、今の段階は、まずは早く収束させて、できるだけ多くの皆さんに元の土地に戻っていたかどうかということに向けた最善の努力をしているところ

でございます。それと同時に並行に、もし戻れない場合についての今のことについては検討を進めてまいりたいと思っております。

○小野次郎君 その準備は早くしておいた方がいいんじゃないかと私は思います。それは、ほかの委員からももう何回も出ていますけど、賠償を東電だけにさせるのか、国がそれを支援する形になるのか、その支払う順番とか金額とかの問題がありますけれども、新しい利用目的が国として見えてくるところはそういう措置を先行させることによって、あとは求償権をどっちがどっちに埋め合わせるかというのを決めなきゃいけませんけれども、それを並行して組み込んだモデルをつくれれば、やはり現実にお金を手にもすることも早いかもしれないし、新たな利用法に、太陽光発電とかその他に使われるのも早いかもしれない。

それを、今の官房長官のお話のように、とことん最後まで努力して駄目だったときは考えますと言っていると、そのときになって、もう何年もたつちやうんじやないかと思うんで、ちよつと私はそこは早く、収用という言葉の響きがすごく権力的な感じがするんで、その言葉を使いたくないというのは分かりますけれども、しかしそれは早く考えた方が地域住民にとっては有効な場合もあるんじゃないかと思えますので、言葉の響きにとらわれずには是非前向きに御検討いただきたいと思っています。

次の問いに移りますが、端的にお伺いします。原発事故の直後に、金融機関グループが東電に多額の無担保の融資をしていますよね、二兆円近く。この融資については、裏で政府の債務保証が付いているんじゃないですか。

○国務大臣(枝野幸男) そのような事実は存在しません。

○小野次郎君 官房長官は記者会見の中で、事故のリスクも考慮に入れて融資がなされるのはマーケットの基本だとも強調したと。事故後の東電への融資に関しては別に考えたと述べて、債権放棄などの対象外だとの認識を示したとなつていま

が、これは事実ですか。

○国務大臣(枝野幸男) 午前中も御質疑ありましたが、私は債権放棄を金融機関に求めるということは、これは国民の関係でございますので、政府としてすべきでないと思っておりますし、しておりません。東京電力において、金融機関を含むステークホルダーの皆さんにはしっかりとした協力をお願いをしていただきたいと、これは東京電力に求めています。具体的にどのような協力をお願いし、協力を得られるのかというのは基本的には東京電力の判断でございますし、民間企業である東京電力が協力を求めるものでありますから、どのような協力をされるのかということについてはそれぞれの金融機関等ステークホルダーの御判断ということにならざるを得ません。

その上で、ただ、私も認識をしておりますこととして、認識をしていることとしてです。その事故の前に融資をされた時点における銀行の、何というんでしょう、リスク管理と、事故が発生していることの中で、しかし東京電力の様々な状況、事情を判断して金融機関が三月末に融資をされたということについては、それは東京電力と金融機関との関係においてもいろいろと性格が違うということは承知はしておりますので、そういったことはその国民の間での協力を求めたり、それに応じるかどうかということの中では違った扱いになるだろうなということを申し上げたもので

す。

○小野次郎君 それは、じゃ、枝野個人の印象を開陳しただけだということですか。

○国務大臣(枝野幸男) いや、私の認識でございます。つまり、民間と民間との間でいろんな協力を東京電力が、これは政府の求めに応じて東京電力が協力を求めるわけですが、具体的な協力をどう求めるかは東京電力の御判断ですし、それにどう応じられるかも民間の金融機関の御判断だという前提の下で、ただ、例えば東京電力と債権者との関係についても、銀行等の債権者と社債を持つていらつしやる債権者では性格が違います

し、それから取引、売掛金、買掛金などの債権でも性格は違います。同じような意味で、震災前の、事故前の債権、銀行の融資と三月末の銀行の融資については、これは性格に違いがあるんですねという認識をお示ししたものです。

○小野次郎君 話すり替えていませんか。だって、違うだろうというのは分かりますよ、どう違うかといったら、片方がある意味で善意の第三者なんです。そんな事故起きる前にお金貸していた人は。ですけれど、官房長官の言い方はそうじゃなくて、事故発生前の債権者については債権放棄もあり得るんじゃないかとおっしゃりながら、事故後については別だと、これはだから債権額から外しちゃ駄目ですよという趣旨のことを言つたと、少なくとも報道はそう伝えているんですよ。

今の官房長官のお話は逆の説明をしていますけれども、大体、金融機関に二兆円貸してくれたというのが普通に信じられますか。官房長官がそうやってアシストをし、また報道でいえば松永経済産業次官が、メインバンクの三井住友銀行の当時の頭取に対して松永経済産業次官が、我々も責任をしっかりと負う、金融機関も支えてほしいと語つたと、これも報道されている。官房長官のさっきの話も報道されている。それで数日以内に、融資の要請から数日以内に二兆円がぱんと貸されている。それでも官房長官は関係ないとおっしゃるんですか。

○国務大臣(枝野幸男) 松永次官の発言は承知をしておりますし、私の発言は、三月三十一日の後、五月の十三日の私の記者会見だと思えますが、最近、私の発言、報道が、記者会見どおり報道していただけないことが多くて困っているんですが、私が申し上げましたのは、三月三十一日だったと思いますが、地震発生の前後に、このプラントの収束等の東京電力の責任ということも考慮をされたのだろうというふうには思いますが、新たな追加融資がなされています、そのことについては国民の皆さんにもしっかりと周知をしなけ

ればいけないだろうというふうに思っております。それから、三月十一日以前からの融資については云々かんぬんと申し上げておまして、報道は若干私は、私の発言を踏み越えたものではないかと思っております。

○小野次郎君 まあ、そう言っていただけはいんですけれども、言うまでもないですが、憲法八十五条というのがあります。「国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。」と。ですから、どんな形であれ、政府が私たち国会あるいは国民が知らないところで多額の企業債務を、支払について保証するような約束を与えていけば、それは最後は必ず国民の負担に戻ってくるわけですから、それをしてはいけないということは官房長官はもう百も御承知だと思いますので、注意喚起だけさせていただきます。

もう一点、東電について質問させていただきますが、この賠償財源を捻出するために、菅総理も国民の理解が得られるだけのリストラが必要だと、東電は、そういうふうにおっしゃっています。

さて、うちの同僚議員が東電の社長に、それじゃ社員の退職金、年金の引下げを考えていますかと聞いたら、二度までもそれは考えていませんと明確に社長から断られましたけれども、この総理の国民の理解が得られるリストラというのは、私はJALの場合と同じように当然社員の了解を、三分の二とか何か規定の了解を取らなきゃいけませんけれども、その了解を取るような働きかけを経営陣はすべきだし、これだけパブリックな問題になっているわけですから、国が支援するという方向出てきているわけですから、政府としても東京電力に、結果はともかくそういう努力をすべきだというのは働きかけるべきだと思いますが、働きかけは行われたのか、あるいは行う予定があるのか、お伺いいたします。

○国務大臣(枝野幸男君) 政府としては個々具体的な経営合理化努力の内容については申し上げておりませんが、東京電力として、賠償とそれから

原発の安定と電力の安定供給以外については、最大限の経営合理化と経費削減を行うことを求め、それについて東京電力社長からそれに応じるというお答えをいただいています。

なおかつ、それらについてしっかりとなされているかどうか具体的なチェックを行うために、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に依拠することを求め、これについても確認をいたしているところでございまして、本日、東京電力に関する経営・財務調査委員会が具体的調査をスタートさせたところでございまして、ここにおいて、それぞれ経営であるとか財務の専門家の皆さん、第三者性を持った皆さんが調査をしていただきますので、今御提起いただいた点も含めて具体的にどういうところで幾ら歳出カットができるのかということについての調査結果が出てくると思います。それを踏まえて東京電力には対応していただくものと考えております。

○小野次郎君 そういう客観的に判断していただく活動が始まるわけですから、それに期待したいと思えますけれども、それまでのこの三か月間のしがらみが悪い方の影響を与えないように、できる限りの国民の理解が得られるだけのいう大まかな基準というものは崩してはいけないと思いますので、是非それは貫いていただきたいと思います。

汚染水の海洋投棄の話をお伺いしますが、これはもう官房長官にも海江田大臣にも内閣委員会、予算委員会でも何度か質問しています。最初に海洋に汚染水を流さざるを得なかった事情についてはお伺いしましたけれども、これを再びやってはいかないんじゃないかと。これは国内の漁業の問題もありますけれども、国際的にも日本の国際的信用にかかわる問題ではないですかということを申し上げて、海江田大臣からもあるいは枝野官房長官からも、二度とないようにならねますという御趣旨の答弁をいただいています。何かその後も、雨は降るし、そしてまた低温、低温で収束させるための水を掛ける作業の方も続いているようです

けれども、何かニュースを見ているとはらはらしているんです、だんだんだんだん水位が上がったとか言っていますので。

これ大丈夫なんでしょうね。二度目の海に流すということはないというこのお約束は守っていただけるんでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) 冷温停止に向けた、汚染水を循環させて浄化をして、新たな水を使うんじゃないという水は何度も使うということであふれないようにするということに向けた対応は、確かにいろいろと、全て計画どおりにいっているわけではございませんが、一定の様々なトラブルがあるだろうということを前提にしながら計画を立てているところでございまして、本格運用の開始が十七日ごろを予定ということで、今最終的なチェック段階に入っております。

当然動き出してもいろんなことはあり得ると思いますが、一定の余裕を持って進めておりますので、今のところ何とかあふれ出すというような御心配が及ばないように、できる方向に進んでおりますし、しっかりとそれが進むように、東京電力はもとよりでございますが、政府としても万全の支援とチェックを進めてまいりたいと思っております。

○小野次郎君 ひとつよろしくお願いいたします。

最後の質問ですが、電力の自由化の話、総理もそういう趣旨のお話をされているように思いますが、私には、電力の地域独占の廃止とか送電の分離、さらには地域、企業、個人による電力発電なり売買なりの自由化ということを進めるべきだと思っているんですけれども、政府としては電力自由化の対象についてどんなイメージというか、視野に置いて検討をされているんでしょうか。松下副大臣、よろしくお願いたします。

○副大臣(松下忠洋君) お尋ねの電力の自由化についてですが、安定供給の確保それから環境への適合、これを十分考慮した上で、市場原理の活用を図っていくという観点からこれまでも

様々な議論を行ってまいりました。こうした議論を踏まえて、平成十二年以降ですけれども、小売自由化の対象範囲を順次拡大してきております。また同時に、現在、電力量にして約三分の二の需要家が契約する電力会社を選択できるようになっているわけでありまして。

御指摘の発送電分離や電力自由化の範囲等を含む今後のエネルギー政策の在り方についてですけれども、今回の事故原因についてまず徹底的な検証を行うこと、そして、その検証結果を踏まえて国民各層の御意見をしっかりと伺っていかないと、かぬと、こう考えておりますし、予断なく議論を行って答えを出していきたいと、そのように考えております。

○小野次郎君 この問題は、経済産業省だけでなく政府全体で考えていただきたいと思うんですね。

私は自分で自然エネルギー立国なんていうことを度々最近言っていますが、その考え方の中に地産地消、エネルギーについても地産地消という考え方が重要だと思えます。つまり、一方で節電というんですか、省エネをしなさいと言われていて、どこで、自分の使っているエネルギーはどんな発電所でつくっているかも分からないで使い一方でいたところで、急に一割減らせ、一五%減らしましょうと言われると、何かこう上から押し付けられた感じがしますけれども、エネルギーをできるだけ地域でつくりますように、あるいは自分の家でもつくれるものはつくりますようにという発想になつて、そこで足りないところは電力会社から買うという発想になつてくれば、その節電という意味は即自分が節電した分だけ得するというふうにもつながるんで、エネルギーはつくられるだけつくろう、で、使うエネルギーを減らせばそれだけ払うお金が安くなるんだというように地産地消の考え方を地域でも事業所でも個人でもお持ちになるようなことが重要なかなと思うんですね。もう一つは、規制改革が必要な部分があると思

うんです。僕が要するに経産副大臣に経産省だけ考えなくていいと言った意味は、日本の持つ資源の中でエネルギーをつくるために使えないのに使っていない資源があるんですね。

一つは海面、海水面みたいなと、もう漁業権だとかなかなか手を出せない。もう一つは農地。これは農水省が大変厳しく管理していますけれども、現実には、みんな知っているとおり、至る所に不耕作地がある。だけど、そこを何か別のエネルギー生産に使うとしたら、もう県の農政部も市役所もみんな飛んできて、駄目だ駄目だと言いに来るわけですね。駄目だとは言いに来るんだけれども、じゃ何に使うのかということについては今まで示していなかったわけで、それがエネルギー生産に使えるということであれば、非常にこれはやっぱり今の時代、有効じゃないかと思うんですが、農地についてもお考えいただく必要があるだろうと思うし、あとは地熱だとか水力のときでいうと山の方ですね、環境省でしょうかね、公園とか何かの関係の規制でやはり手が出せない。

恐らく経産省が今までいろんな見積りや何かをしてきた自然エネルギーのコストとかという計算をするときにも、そういった使えない資源については想定しないで考えてきたんだと思うんですが、今もう日本の社会全体がエネルギーが足りないかもしれないという事態になっているわけですから、是非内閣自体が主導権を持って、ほかの省庁が持っている、エネルギー生産に回せるんじゃないかと、バイオマスなんているのもやっぱり農水省関係するわけですけども、資源を持ち寄って、もう一方で事業所も個人もそして地域もつくるんだと、節電するんだという形でやっていく中で電力の自由化をそれにかおせていけば、非常に何か違った社会の構造が見えてくるんじゃないかと思うんですけれども、官房長官、もう一度、この電力自由化に向けた内閣としての取組についてお話をいただければと思います。

○国務大臣(枝野幸男) これは、短期的には、

東京電力は経営上のいろんな意味の問題もございすし、福島原発の事故を踏まえながら、安全対策を取って全国の原子力発電所を再稼働させないといけないという短期的な問題をまずはしっかりとやり、この事故の検証をしっかりとやるということがまず先にあって、ただその上で、中期的な課題として御指摘のようなことについてはゼロベースでしっかりと議論していく必要があると思っておりますし、これについては先ほど答弁されておりましたが、国家戦略室が省庁横断的に担当して、その担当の玄葉大臣からも御答弁ございましたとおり、電力の分散化ということを進めていく、それから様々な自然エネルギーについて生かしていくという御指摘いただいた方向をしっかりと踏まえて省庁横断的に前に進めていきたいと、その方向性は明確であるというふうに思っております。

○小野次郎君 これで私の質問を終わります。

○糸数慶子君 無所属の糸数慶子です。よろしくお願ひいたします。

まず、震災関係についてであります。これも男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援等についてお伺いをいたしました。

内閣府は五月の十日から、岩手県それから盛岡市と共同で電話による女性の悩み、そして暴力相談窓口設置したと。そして、この開設と同時に、相談員が避難所を訪問して直接相談を行うという新たな事業を実施しているというふうに伺っております。これまで委員会でも女性が相談することのできる窓口、特に避難所等において直接相談できるような窓口の必要性を訴えてまいりましたので、この事業を高く評価し、改めて御質問させていただきます。

これまで、電話相談の受付状況、それから避難所等においての訪問の実施状況、事業の周知方法についてどのような状況で展開しているのか、また、こういう事業は岩手県以外にも広げていくべきだというふうに考えますが、今後他県において

も展開していくことができるのでしょうか、そしてまたその計画があるかどうか、お伺ひいたします。

○政府参考人(岡島敦子君) 岩手県において実施している相談事業につきましては、五月十日から一か月間を見ますと、内容としては様々内容の御相談、電話相談が寄せられております。また、訪問相談につきましては、宮古市、釜石市、山田町、大槌町におきまして一か月間で計十五回実施いたしました。また、本事業の周知につきましては、事業内容及び電話番号を記載したチラシを作成し、避難所や関係機関へ配布したほか、生活協同組合の御協力によりまして延べ二万枚以上の配布を行っております。また、地元新聞の広報欄には毎日掲載していただいております。

内閣府といたしましては、岩手県以外の被災地におきましても地域の実情やニーズに応じて相談事業を進めていきたいと考えております。

○糸数慶子君 これ、やはり被災者のニーズに合致するように、現地の状況も踏まえて柔軟に是非事業を進めていただきたいということを改めてお願いをしたいと思います。

次に、東日本大震災に関する新たな事業、男女共同参画の観点からの災害対応、そして災害復興等アドバイザー派遣、この事業についてお伺ひをしたいと思います。

自治体の希望に応じてアドバイザーを派遣するという事業の募集を五月中旬から行っているということですが、そこで、この事業の目的、そしてアドバイザーの担う役割、事業の詳細とこれまでの応募状況についてお伺ひをしたいと思います。また、アドバイザーとしてどのような人が想定されているのか、併せてお伺ひいたします。

○政府参考人(岡島敦子君) 地域における男女共同参画を推進するため、内閣府におきましては、地域おこし、町づくり、防災、防犯などの様々な地域課題につきまして、男女共同参画の観点から解決するための指導、助言を行うアドバイザーの方を派遣する事業を実施しております。

アドバイザーの方は非常に多様でいらつしやうなところでございす。本年度は五月十日から募集を開始いたしました。現在、地方公共団体からの応募を受け付けているところでございす。

東日本大震災への対応に当たりましては、避難所の運営や仮設住宅の運営、復興、町づくりなど、男女共同参画の観点からの取組が重要でございす。このため、アドバイザー派遣事業を被災地におきまして災害対応あるいは復興などに大いに活用していただきたいと考えておりまして、受付期間を延長するなど、被災地のニーズに柔軟に対応しながら事業を行ってまいります。

なお、別の事業でございす。女性や生活者の視点を復興に生かしていくことを目的といたしまして、六月二十八日に宮城県や仙台市と共同で関係団体とも連携してシンポジウムを開催いたします。

今後とも女性の視点到った災害対応を進めるとともに、復興の担い手としての女性の活躍を応援してまいります。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

避難所の運営を始めとする被災者支援における男女共同参画の視点というのは大変大事だということに思ひます。

去る六月十一日には日本学術会議で、復旧復興の全ての段階に男女共同参画の視点が重要だということに既にシンポジウムも開催されたというふうな聞いております。被災地の女性を含めて全国から女性団体が集まってきたということで、また改めて六月二十八日、現地でのシンポジウムを行われるということでございす。是非とも提案されました要望も踏まえて、六月十一日のシンポジウムの提案もあつたようですが、さらには現地のニーズに合致した支援になるように、是非事業を進めていただきたいと思ひます。

被災地については以上で質問を終わらせていた

だきまして、次に沖縄関係についてお伺いをしたいと思います。

まず、沖縄の普天間基地の移設問題についてであります。沖縄県を始め県内の市町村、そして議会、そして沖縄の地域で暮らしている住民は、とりわけこの基地周辺に暮らしている住民にとって本当に今気の休まる状況にないというのが沖縄の現実であります。

日々基地から派生する様々な事件や事故、それから爆音に苦しめられ、軍人やそれから軍属、その家族の引き起こす様々な事件、事故で結局は県民が犠牲を強いられるという状況であります。それが、それに対する現在の政府の姿勢、まさに県民にとって米国の擁護そして米国の追随であるという、そういう結果になっていきます。私ども、何としても沖縄県民としては、日米両政府とも全く県民の安心、安全という、暮らしに対する安心、安全、そこには目を向けられていないような気がいたしてなりません。とりわけ、基地の負担軽減というふうによくおっしゃいますけれども、過重な基地負担を強いられているのが今のこの事件や事故の現状ではないかというふうに思います。

例えば、米軍の軍属の引き起こした交通死亡事故ですが、これは公務で不起訴となるということがありました。さらには、嘉手納基地それから普天間基地での爆音でございましてけれども、この爆音に対してもう容認の限度を超しているというところで嘉手納爆音訴訟、第三次起こっています。さらに、消えたはずの普天間基地の嘉手納統合案でありますけれども、再び浮上しているという状況で、世界一危険だと言われているという状況で、飛行場の危険性の除去どころか、ますます負担が増えていくという状況が展開されつつあります。

例えば、テスト飛行中に何度も墜落事故を起こし、これは米国内でも、ちよっと例えは悪いかもしれませんが言わなければならないオスブレイ、これを普天間の基地に配備するという、さらには久米島町の硫黄島では米軍の実弾射撃訓練、こ

の訓練場を改めて今ある島を硫黄島島に移していくという検討がなされているという、まさに県民にとっては実現不可能な普天間基地の滑走路、この件に関してもV字案に決めていくという、この一連の動きは本当にごく最近の今県内で起こっている状況であります。

県民は本当に悩み苦しみ、怒り悲しみといましようか、こういうのが実は今の沖縄の基地の状況であります。そこで伺いたします。去る十三日に北澤防衛大臣は沖縄県庁で仲井眞知事と会談されました。この会談の目的と大臣の発言された内容の要旨、仲井眞知事の発言された内容の要旨、併せてこの知事発言に対する政府の見解をお示しいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(広田一君) 御答弁申し上げます。まず、北澤大臣と仲井眞知事との会談の目的、要旨でございしますが、先ほど委員の方から御紹介がございましたように、去る六月十三日、北澤大臣は、来週にも開催をされます2プラス2において議論する予定になっております普天間飛行場の移設問題等について、仲井眞知事と説明すべく沖縄を訪問したところでございます。

【委員長退席、理事相原久美子君着席】
具体的に、大臣からは、普天間飛行場の代替施設の形状につきましてはV字形とし、期限については、当初は二〇一四年ということでございますが、これはなかなか現実的には困難である、しかしながらできる限り早期の実現を図ることで調整したい、そういったことを知事の方にお伝えをしました。

また、これも委員の方からお話ございましたオスブレイの沖縄配備につきましては、沖縄の意向といったものを踏まえながら、そして同時に御理解をちょうだいするよう努力してまいりたい、そういった旨を御説明したものと承知をしております。

これに對しまして仲井眞知事の方からは、普天間飛行場の移設問題については県外移設を求める旨、またオスブレイの沖縄配備につきましては騒

音そして安全性に係るデータ等をもっとしっかりと出してもらわないと配備には反対せざるを得ない、そういった旨の回答があったというふうに承知をいたしております。

次に、知事のこの発言に対する見解でございませけれども、仲井眞知事に今回の訪問によって十分に御納得をいただいたというふうには私たちが考えてはおりませんが、2プラス2で議論する予定になっている事柄について事前に知事に御説明できたことで、少なくとも当方、私たちの誠意といったものは酌み取ってもらったのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

○糸数慶子君 今、知事は政府の意向を受け取っているのではないかとおっしゃいますが、とんでもないと思ひます。その後の知事の発言に関しましては、是非とも北澤大臣に対して、いわゆる2プラス2の中で、県民の思いというのは大臣がお伝えしたことでないということ、実際には知事がおっしゃったことをこの2プラス2の中でしっかりと組上げて議論をしていただきたいというところをおっしゃっておりますので、このことに対しては是非組上にのせていただくように提案したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(広田一君) この2プラス2については、今まさに最後の詰め等をしているところでございまして、無論、沖縄県側の考え方、こういったことは十分踏まえながら、一方で我が国の国益そして日米同盟の深化のためにどうすべきか、こういったことを考えながら2プラス2の協議に臨んでいきたいというふうな考えております。

○糸数慶子君 知事のおっしゃった中身としては、いわゆる県外移設を求めているということ、これに關して今、日米合意をされている辺野古のV字案に対しては撤回をしていただきたいという、そういう意思であります。それから、これから普天間基地の危険性の除去とそれから即時閉鎖、返還についてということをおっしゃっていると思うわけですが、それに関しては今回の2プラ

ス2の協議の中で基本方針としては是非ともお示しをいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○政府参考人(高見澤将林君) ちよっと具体的なお話でございしますので私の方からお答えをさせていただきます。住宅や学校等が密集しているところ、長期間存在しているという危険な状況にあるということ、それから、これまでも負担の軽減あるいは危険性除去に係る様々な取組をしてきたという点、それから、危険性除去の根本的な解決というのは一刻も早く移設を実現することだということ、ということでございまして、そういう中で普天間の固定化ということを直結しないように、今までの日米間の議論の積み重ねを踏まえて、今回2プラス2で一刻も早いその危険性の除去につながるような合意をしたいということで調整をしております。

○糸数慶子君 危険性の除去と言ひながらオスブレイの配備、そして県民の負担を軽減すると言ひながら、いわゆる、今まで私申し上げましたけれども、外來機が普天間あるいは嘉手納基地にやってくる、まさに爆音もひどい状況にあるわけですから、騒音防止協定がしっかりと結ばれているにもかかわらず遵守されていないという状況で、どこをもつて県民の負担の軽減ということ交渉されるおつもりでしょうか。この爆音の防止協定、騒音防止協定の是非とも遵守を求めているだけのように、この議題に上げていただくようお願いしたいと思ひますけれども、政府の見解を改めて伺ひます。

○政府参考人(梅本和義君) お答え申し上げます。外務省といたしましても、米軍機による騒音問題が周辺の住民の方にとって大変深刻な問題であるということは十分認識をしておるところでございます。まさにそういうような考え方に従いまして、平成八年の日米合同委員会の合意によりまして騒音規制措置というのでできているわけござい

まして、私もいろんな機会にこの遵守を繰り返し米側に求めてきているというところでございませう。

例えば、先般、外務大臣が沖縄を訪問した際にも、これは在沖米軍のトップである四軍調整官のグラック中將に對しまして、同措置の主な項目を一つずつ読み上げて、これの遵守を申し入れたというところでございます。これは、やはり米軍のトップにこの騒音問題の重要性ということを十分認識してもらい、その上で遵守を求めるということで、これは前任の前原大臣が沖縄に行かれた際にも四軍調整官に對して同じように申し入れたところでございます。

また、本年一月……

○糸数慶子君 結構です。

○政府参考人(梅本和義君) よろしゅうございませう。

○糸数慶子君 今大臣が替わるたびに申し入れられている、トップに申し入れるというふうにおっしゃいますが、実際には申し入れたことが守られていないというところに問題があるわけで、今回の2プラス2できちんとそのことを議題に上げていただけるかどうかということをイエスカノーかでお答えください。

○政府参考人(梅本和義君) 2プラス2におきましては、まさにその抑止力を維持しながら沖縄の皆さん方の負担をどうやって下げようかということについても議論が行われるわけでございまして、そういう中で騒音の問題についても適切な形で取り上げていくということではなかろうかというふうに考えております。

○糸数慶子君 是非きちんと取り上げていただくようにお願いしたいと思います。

次に、この2プラス2で取り上げていただきたいのが日米地位協定の改定であります。これは、私何度この委員会でも伺っておりますけれども、成人式に参加するために帰省していた十九歳の與儀功貴さん、米軍属の運転する乗用車に正面衝突されて死亡しましたが、これは日米地位

協定で公務としてみなされて検察側は起訴をいたしませんでした。不起訴になりましたが、しかし那覇検察審査会では、これは起訴相当だということとで判断が示されております。

この死亡事故を含めて、日米地位協定による不平等さ、公平さに欠けるということは枚挙にいとまがございせんけれども、今回のこの與儀さんの死を無駄にしないために、今沖縄では今月の二十五日に日米地位協定の改定を求める集会が予定されております。そして、沖縄県内の各地方自治体、県議会の中でもこのことについてのいわゆる意見書などが取り上げられております。

この2プラス2においても日米地位協定の改定、交渉のテーブルにのせるべきだと考えますが、いかがですか。

○政府参考人(梅本和義君) この地位協定については度々と御提起をいただいておりますけれども、この問題につきましては、いろんな機会に松本外務大臣あるいは防衛大臣の方からお答え申し上げていきますように、日米地位協定につきましては、今後とも日米同盟を更に深化させるよう努めていく中で、普天間飛行場移設問題などの喫緊の課題の進展を踏まえつつ、その対応について検討していく考えであるというのが政府の立場でございます。

その一方で、事件、事故、騒音、環境といった具体的な課題がございまして、こういう課題につきましても、地元の御要望を踏まえ、様々な取組を行っていただいております。今後ともこうした取組を継続していくというのが政府の立場でございます。

○糸数慶子君 是非、日米地位協定の改定は現政権においてもきっちり協定がされていきます。いわゆる社民党、それから国民新党、さらには民主党、これは旧連立といましようか、その中でも日米地位協定の改定をしっかりとやっていくというふうにおっしゃっていらっしゃるようですので、交渉のテーブルに是非上げていただくことを強く要望いたします。

次に、オスプレイの配備についてであります。私はこれまで委員会の中でも随分このオスプレイの配備というのを政府に伺いました。その都度、いわゆるこの件に関しては承知していないと答弁がされたのですが、ところが今回、米国側からこの配備を明らかにいたしますと、本当に正式な配備計画が明らかにされていないにもかかわらず県にオスプレイ配備を伝達するのは、何か意図するものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(高見澤將林君) お答えいたします。

この点については、参議院、衆議院の委員会では北澤防衛大臣からお答えをさせていただいておりとございまして、アメリカは公式にこの配備について決定をしたということではございせん。むしろ、その事前段階として米国防省が公式に発表したということでございましてけれども、これは日本政府あるいは沖縄県に對して相当地慮して、今までの全体の計画が正式に固まる前にそういった意図を表明したものだというふうな理解をしております。

元々、この考え方というのは、老朽化したものを同種の新しい機種に更新をするということで米国の中でもいろいろな基地に配備が既に進んでいるというものでございまして、

一方、この件につきましては、地元の方々の安全あるいは騒音等に対するいろいろな御懸念あるいは御質問等もございまして、私どもとしては、こうした米側の意向というのがあることを現実に置きながら、できるだけ地元に対する情報提供、あるいは御質問に對していろいろな情報を集めて整理をして詳細な情報提供に努力していきたいということで、今努力をしているところでございまして。

○糸数慶子君 大変この答えに對しては不満でございまして。なぜかといいますと、オスプレイ、これまで試験飛行中にもたくさんの方が亡くなつて

いらつしやるという状態があるわけですし、県民の負担の軽減といえながら、この危険なオスプレイを普天間に配備する、基地の固定化になるのではないのでしょうか。配備に関しては強く反対をいたします。

次に、嘉手納統合案についてでございますけれども、この問題は、まさに亡霊のように出てくるというふうに表示いたしましたように、消えては浮上してくる、消えては浮上してくるという状態で、今実は嘉手納町では、去る十二日、嘉手納統合案粉砕を目指す住民集会が開かれました。集会では、日米両政府に對して嘉手納統合案の断念を求め、普天間飛行場の県外、国外移設を要求するスローガンと、基地機能強化そして爆音激化に断固反対をし、負担軽減を求める抗議決議をしたわけでございまして、これは政府として、嘉手納統合案は既に消えたものということで私も理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。イエスカノーかでお答えください。

○政府参考人(高見澤將林君) いわゆる嘉手納統合案でございますけれども、これまでも何度か日米間で検討されて合意に至っていないものでございまして。また、米政府も公式に現行案へのコミットメントは変わらないということを表明をしているところでございまして。

日本政府としては、あくまでも昨年五月の日米合意に基づいて取り組んでいくという方針で2プラス2に臨むということとしております。

○糸数慶子君 嘉手納統合案はないということで理解いたしました。硫黄島への訓練移転についてお伺いしたいと思います。

まず、五月二十三日に開かれた沖縄政策協議会において、北澤防衛大臣は、現在実施されている米軍の鳥島射撃場の訓練を硫黄島へ移すことと、検討しているというふうにおっしゃっていらつしやいます。これは事実でしょうか。

○大臣政務官(広田一君) 御答弁申し上げます。鳥島の射撃場の返還に伴いまして、先ほど委員の方から御指摘のような報道等がされているこ

とは承知しております。その前提となります鳥島射撃場の返還というものは、これはもう平成二十年のころから何度となく沖縄県側から要請をされているところでございまして、防衛省としてもこのことを本当に重く受け止めて、地元負担軽減の観点から何が可能か検討しているところでございます。

ただ一方で、詳細につきましては現時点ではなかなかお答えすることができず段階でないことを御理解を賜りたいというふうに思います。

○糸数慶子君 御理解を賜りたいとおっしゃっていらつしやいますが、とても理解できるものではありません。

なぜかといいますと、実はこの会議でございしますが、これは、沖縄政策協議会は基地負担軽減部会という部会ではなかったでしょうか。基地負担軽減部会が、私たちから考えていきますと、基地負担増加部会というふうに受け止めざるを得ないというふうな現状でございします。

冒頭にも申し上げましたけれども、久米島の鳥島射撃場の移転に関しましては、平良町長は、政府は何の打診もなくまさにこの話を出した、これこそ寝耳に水であるということで、町有地を新たに提供するつもりは毛頭ない、検討が事実ならとても不快だというふう拒否の姿勢を明確にしています。

防衛省として硫黄島の歴史、言語、文化についてどの程度認識されていらつしやるのでしょうか、御説明ください。

○大臣政務官(広田一君) 御答弁申し上げます。御主人の祖父が硫黄島の御出身という糸数委員に比べましたら十分な見識、認識を持っていないということは前もってお断りしながら申し上げますと、硫黄島は現在無人島でございしますが、琉球王朝の時代には硫黄の産地として知られておりました。沖縄で唯一の活火山の島で、温泉が出ていることや、本当に自然環境に恵まれているところだというふうに認識をいたしております。島には史跡であるとか先人の墓地等が残っております。

りまして、今でもかつての住民の皆さんが定期的にお墓参りをされているなど、町民にとりましては大切な心のふるさとである、こういうふうな認識をしているところでございます。

○糸数慶子君 今おっしゃいましたように、活火山の島としても知られております。むしろこの硫黄島を射撃場にするよりも、私たち沖縄県民からすれば県内唯一の活火山であるので、これから先、やはりクリーンエネルギーの、いわゆるある意味活用するためにも必要な島になるのではないかとということもありますし、それから政府に求められているのは、新たなやはり国土のこれは荒渡してはならないというふうに思います、独立国としての毅然たる対応を日米の外交交渉の中で是非上げていただまして、この硫黄島島に關しても、やはり新たな土地を提供して射撃場にするのではなくて、現在の島島を無条件に返していただきたい、それが久米島町民の願いであり、県民の願いでもあります。

(理事相原久美子君退席、委員長着席)

いみじくも先ほど政務官おっしゃいましたけれども、やはりここから、今から七十年前に私の先祖たちはそこに住んでおりましたけれども、一千名近い人たちが活火山でそこに住めないということで泣く泣く現在の久米島の島島に移動したという、移住をしたという経緯もございします。琉球王朝時代に本当に貴重な島として、宝の島として硫黄を取っていたと。これが中国の交易にかなり大きな役目を果たしていたということもありますし、植物群落が今大変貴重なものとして残されておりますし、そういう意味から考えましても、新たな基地の負担ではなく基地の負担軽減のために頑張っていたとくは是非お願いを申し上げます。質問を終わりたいと思います。

○大久保潔重君 皆さん、お疲れさまでございします。民主党の大久保潔重です。本日最後の一般質疑になりました。

震災に關して、今後の電力政策であるとかあるいは生活再建等々、様々な議論がなされてまいりました。死者、行方不明者は二万三千人を超え、今もなお八万四千人を超える方々が避難を余儀なくされております。私自身も、本当に三月十一日以来、私にできることと考えて自分なりの活動を続けてきたつもりでございしますし、三月十一日以降は多く私自身の思いを東日本に寄せてまいりました。

そういう中で、今現在、参議院でも東日本復興特別委員会復興基本法について議論がなされております。今後は、この復興基本法に加え、第二次補正予算あるいはその歳入を担保する特例公債法案など必要な法案を成立して、まさに人、物、金をこの東日本地域に集中的に投入をして復旧復興を成し遂げていかなければいけないというふうな考えております。

実は、私の地元長崎県も、過去、昭和三十三年の諫早大水害、あるいは昭和五十七年は長崎大水害、さらには雲仙・普賢岳の噴火災害、もつと週れば原爆投下という悲惨な歴史を有しております。そういう中で、全国の皆さんから本当に御支援をいただき、また励ましをいただき、見事に復興を遂げてまいりました。東日本地域におかれましても、多少時間は掛かりましても必ず不屈の精神で復興を成し遂げられると、こう確信しております。

ただ、この福島県原発、第一原発のこの事故の問題に關してはちよつとやっぱり事情が異なるかなというふうな考えております。いまだに原子炉の火種は収まっておりません。今後どうなるのかというのには恐らく世界中の誰もが経験したことのない世界でありましようし、だからこそ早急に国内外の英知を集めて、一日でも早い手を打って、どんどん手を打って、収束に向けて取組を進めていかなければいけないのに、やはり三か月もたつて見通しが立っていないというところに恐らく今日の大きな問題があるのかなというふうに考えております。そういうことも踏まえて質問をさせていただきます。

せていただきます。

まず、この福島第一原発、震災後、何が問題かと。やっぱり電源が喪失したということかなとまでは思っておりません。そういう意味で、特に原発サイトの内部は津波によって喪失をした、外部は地震によって喪失した、こういうふうな公表をされておりますが、今まさにこの電源喪失、こういう事態に至った状況というのを、原子力安全委員会、どのように認識されておりますか、お尋ねいたします。

○政府参考人(班目春樹君) おっしゃるとおり、外部電源は、これは地震の影響により送電網がやられたというふうな理解しております。それから、内部の電源といいますが、非常用ディーゼル発電機は、これは津波によって水をかぶったために失われたというふうな理解してございます。

○大久保潔重君 一号機から五号機は恐らくそういう状況だろうと思います。六号機においては、当然外部は地震でやられましたけれども、内部においては津波でやられていないという状況だというふうにも聞いております。

そういうことも踏まえて、今後、どのような見通しでやっていくのかということを是非お聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(班目春樹君) まずは、この全交流電源喪失という事態を引き起こしたということの元々の原因として、長期間にわたるそのようなものがあったというこれは事実でございします。これについては根本的な見直しをさせていただきたいと思ひます。

それから、原子力安全委員会は、これは助言機関といひますか、そういう指針を定めるところなので、規制行政である原子力安全・保安院の方におかれては、我々が示す基本方針に基づいてしっかりとしたチェックを既設の炉に対してやっていただきたというふうな思っているところでございします。

○大久保潔重君 そうしたら、そういう安全委員

会のいわゆる助言を受けて、保安院、どういふうなことを考えておられますか。

○政府参考人(寺坂信昭君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、東京電力の福島第一原子力発電所、一号機から六号機までございまして、外部電源の喪失は共通をしておったものでございすけれども、六号機におきましては非常用ディーゼル三台のうちの一が稼働ができたということによりまして、この六号機とつながっております五号機も電源が確保できた、非常用ディーゼルです、そういった意味で、五号機、六号機につきましては早い段階で冷温停止の状態になったということで、そこまで持っていくことができたということでございます。

ただ、その電源の確保の仕方につきましては、非常用ディーゼルの場所あるいはディーゼル方式、同じようなものがあるよりも、多様なそういったものがある、そういったものも含めまして、まずは緊急の安全対策ということで各電力会社とその対策を取ることを求めてきたわけでございますけれども、あわせて、全体といたしまして、ただいま安全委員長が御答弁申し上げましたように、電源の喪失、これを前提としてどのような対応を考えていくのかということは非常に大事な問題でございます。これまでその点についての準備が不十分なところがございまして、こういったことについても早急に基準の見直し、そういったものも含めまして対応を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○大久保潔重君 あの事故直後に、本当にその当事者の皆さんが右往左往されたわけですね。地震の観測データがその基準値を上回る場所も当然何か所か、五百五十ガルとかですね、そういうのを観測されておりますけれども、多くはその基準値を下回っていたわけですね。それで、いとも簡単に外部の電源がやられたのかということが問題で、さらには、やはり多重系の電源というのをしっかりと確保していく必要があるんじゃないか

ろうかということでも質問をさせていただきまして。

それから、水が漏れているという状況であります。原子炉から漏れた大量の水がタービン建屋などに今たまっております。この水漏れについても、メルトダウンによりスルーしたものと、そういう情報も今日まで相当錯綜したわけでありすけれども、そのメルトダウン以外に、当初の地震の一撃によってプラントが破損したんじゃないかというような、そういう話も聞きますが、それはどういふ認識でございましょうか。

○政府参考人(寺坂信昭君) 先ほど申し上げましたように、地震の最初のことにによりまして電源の喪失ということが起こったわけでございすけれども、その直後には非常用ディーゼル発電機の稼働など、そのような事態になったときの様々な防護システムと申しましょうか、安全を確保するためのシステムは作動をしたというふうに私どもはデータなどから確認をしております。それで、約一時間弱後に大きな津波が襲来いたしました、非常用電源そのものについても確保ができなくなってきたというふうなことでございまして、そういった意味におきましては、その最初の地震によりまして何か大きな破断とかそういったようなものが生じたというふうには見ておりません。

ただ、現実にはどの程度の損傷といえますか、ひととか、そういったものにつきましては、現場の様々な制約から実際に点検とかそういったところまで至っていないというところもございすので、そういったことについての最終的な確認というものはできておりませんけれども、いずれにいたしまして、当初の段階におきましては、非常用発電機の作動を始めたしまして、あるいは大きな圧力の低下とか、そういったものはないかといったようなことでございまして、地震が今回の事態につながった原因というふうには見ておらないところでございす。

○大久保潔重君 水漏れ場所の点検というか、そういう場所の確認というのはなされてないとい

うことでありますけれども、原子炉からは要するに水が漏れているんですね。だから、タービン建屋とか原子炉建屋から水が漏れて、例えば土壌であるとか水質に影響を及ぼしているというのは今は全く分からないということですね。

て、いずれにいたしましても、水の汚染水、これが外部に流出しないように注意深く作業をしつつ、また状況を常に見ておく、そのように考えておるところでございます。

○政府参考人(寺坂信昭君) お答え申し上げます。

各原子炉におきます冷却機能が最終的に喪失をされたわけでございす。そういったことで、いつの時点とか、そういったことについては様々な議論といえますが、データの獲得とか、そういったものによりまして時間の変化とかそういったものについての変化があるわけでございすけれども、いずれにいたしましても、冷却機能を喪失した後、注水が一定時間できなかったというふうなことにによりまして、燃料が溶融して原子炉圧力容器とかあるいは格納容器の温度、圧力、そういったものが上昇して、容器についての損傷ないし漏れが生じているというふうなことでございす。

○大久保潔重君 建屋から外に水が漏れていないと、絶対漏れていないという保証はないというふうな答弁に聞こえました。であるなら、そういう場所が仮にあったとしたら、その水を使う冷却の方法というのはやはりまずいんじゃないかと、これは誰が考えてもそう思うわけであります。特に、電源がいとも簡単に喪失をした、さらには原子炉からメルトダウンによって水漏れが起こったということ、水をを使う冷却は余り効果がないということと同じ意味だと思ふんですけれども、今後やはり水を使った冷却を続けていくわけでありすかね。

その後、炉心を冷却するために注水作業が続いているわけでございすので、そういった水が漏れているというふうな推定をしているわけでございすけれども、それがどの部分からというふうにはそこは確認できておりません。

ただ、建屋の周辺には地下水をくみ上げる井戸、サブドレンと呼んでおるのでございすけれども、そのサブドレンがございまして、その中の滞留水というものを調査をしております。この滞留水の放射能濃度には大きな変動は今のところございせん。それから、滞留水の水位、これが地下水位よりも高くないように管理をしておりますので、現段階におきましては、タービン建屋などから土壌や地下水への漏えい、これはないというふうには私も評価しております。

○大久保潔重君 二号機の使用済燃料プールにおいては空冷による冷却を実施しているというふう聞いております。その効果もお尋ねしたいと思うんですけれども、いろんなことを考えるとやっ

ばりいろんなオプションを持っていていいと思うんですね。だから、水を使わないいわゆる冷却、例えば放熱と空冷による冷却とかそういう話を文献上は私も見聞したことがあります、そういうところを是非検討する必要があると思うんですが、その状況についてお尋ねをいたします。

○政府参考人(寺坂信昭君) 現在の炉心の冷却を続けるということにおきましては、水を利用した冷却というものが一番適しているというふうに考えてございます。空冷とかそういう方式によって冷却が、冷却の力とかそういうことを考えた場合に、やはり水を用いるということが一番適しているのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、御指摘のございました二号機でのシステムの導入に関しましては、これは使用済燃料プールにつきまして温度が高い、そういう状態がございまして。二号機につきましては、そのシステムを導入する前、たしか六十度台の温度がございましたけれども、システムを、この循環のシステムでございまして、これを導入することによりまして現時点では三十度の前半というところまで、非常に効果のある、そういうものというふうに見てございまして、引き続き、今度は三号機につきましてそのような冷却の循環のシステム、この導入に向けての準備をしているところでございまして。

○大久保潔重君 水を使って循環型で冷却をするということですから、しっかりとそれを行っていただきたいと思ひますし、水を使わない冷却法というものは是非これは検討をしていただきたいというふうに思ひます。

今、タービン建屋地下などに十万吨を超える汚染した水がたまっております。オーバーフローの危機は脱したとの報道もありましたけれども、これから恐らくその汚染した水の処理ということに入っていくかと思ひます。これは一日どれぐらいの量を処理するのか、あるいはこの処理能力、どれぐらい薄めることができる、除染するこ

とができるのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(寺坂信昭君) 処理の能力に関しましては、本格的にフル稼働といひますか、そういうことでいきますと、一日千二百トン程度についての処理ができるのではないかとこのように見ているところでございます。それによりまして汚染水の放射能のレベルを下げまして、それで、その新たにできました水をこれをまた注水、そういうものに、冷却のために使っていくというふうな、そういうことでございます。

あわせてまして、放射能のものを取り除いた、残った方の、廃棄物といひますか、そういうものが今度に残るわけでございます、そういうものが今度につきましては、当座、敷地の中で安全を確保しつつ保管をしていく、そして管理をしていくということになっていくというふうな考えてございまして。

○大久保潔重君 水を使った冷却をすれば当然汚染した水が増えるというののはこれは当たり前のことでありまして、そういう選択が一番適しているということとされていくわけですね。

しかし、この汚染した水の処理というの、結局は国産というか自前でできない状況ですね。これは米国のキュリオン、それからフランスのアレバ社の施設によって吸着並びに除染をするわけでありまして、これとて、我が国はこの国土の中に五十基を超える原発を持っているわけですね。そして、国産で、自前で汚染した水の処理をできないのか、あるいは外国のメーカーを使わざるを得ない、頼らざるを得ない何か事情があるのか分りませんけれども、その辺も含めてお尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(寺坂信昭君) 今回の汚染水の処理システムは、委員御指摘のとおり、アメリカのキュリオン社、それからフランスのアレバ社、この技術、設備、これを用いておるところでございます。日本におきましては、私が承知している限りにおきましては、プラント段階、実用的に使えるも

のいうところについてはまだ十分ではなくて、研究段階とかそういうものはあるようでございすけれども、そういうったような国産といひますか、日本で造られるそういう処理装置、そういうものは今回は用いないで、アレバ社とキュリオンの技術と設備を今回は用いているということでございます。

○大久保潔重君 本当に申し訳ないですけれども、先ほど言いましたように、原発をたくさん立地を許している我が国において、やはり自前でできるような、研究段階ではあるけれどもということとしたけれども、実用に向けても是非バックアップをしていただきたいと思ひますし、特に、吸着、除染をするということは、その部分は超高濃度の放射性物質がそこにあるわけですね。その処理方法は全くめどはないということですね。これも大変な事態でありまして、これも含めてしっかりとした高濃度の汚染物質の処理というのを含めて、早急に見直しをお示ししていただきたいというふうに思ひます。

それから、被災地の大量の瓦れきの問題、今日は熊谷委員の方からも質問がありました。やはり、震災を受けて広範囲な被害がありましたので、それは自治体での処理というのやっぱり限界があると思ひますね。そこでお尋ねをいたしますけれども、いわゆる大量の瓦れき、これを今後どう処理していくのか。処理施設も含めて、やはり私はもう広域で集めて、そして民間を上手に活用しながら大型の焼却炉でやっていくというようにすることを考えたとしても、その辺の見直しがあればお示ししていただきたいと思ひます。

○大臣政務官(樋高剛君) まず、大久保先生におかれましては、今回の震災対策、大変御熱心にお取組をいただいております。心から感謝を申し上げます。今先生おっしゃいましたことについてでございますけれども、被災地の各市町村でございますけれども、今着々と瓦れきの搬入が進められており

まして、現在のところ被災三県、岩手、宮城、福島でございますけれども、沿岸部の三十七の市町村におきまして、今仮置場が二百六十八カ所を確保するということまで至つてございます。そして、五百六十七万トン、つまり五百万トンを超える瓦れきが既に搬入を済んでいるというところでございます。

一方で瓦れきの撤去がはかより遅れている市町村もあるのも事実でございます、これは行方不明者の捜索、あるいは量そのものが膨大であること、もちろんそれぞれの市町村によって被災の状況は千差万別、状況は全く異なっているわけでありまして、その中におきまして、実は仮置場への、市町村によつては、まず一次仮置場への搬入が既に一〇〇％終えたという市町村も現在のところございます。

そして、私も環境省をいたしまして、五月の十六日でございますけれども、災害廃棄物の処理指針、マスタープランというのを発表させていただいております。住宅地のそば、住宅地近傍におきましては、台風が本格的にやってまいります八月末までにはまず是一次仮置場に搬入をする。それと同時に、例えばコンクリート殻などをその後再利用、資源として有効利用するというのを除きまして、二十六年三月末、つまり三年以内に処理をするということを目指して今努力をさせていただいているところでございます。

その処理の工程におきまして、やはり中間処理、リサイクル、あるいは焼却によって適切に対処をしていくということが重要であると考えておりまして、やはり処理するに当たつて分別などによつて質を確保するということが実はスピードアップにつながる、またひいてはコストダウンにつながる、このように考えているところでございます。

また、先生おっしゃいますとおり、広域連携、これを積極的に国が全面的にしっかりと行つてまいりたいと思つております。人材、機材、処理施設につきましても、全国的能力をフルに発揮させ

ていただくという形を民間事業者も含めて行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、被災地の生活を取り戻すためにはまず瓦れきの撤去、一丁目一番地だと、このように考えております。全力投球してまいりたいと思います。

○大久保潔重君 非常に力強い御答弁をいただきました。本当に広域で連携をして、民間のいろんなものをフルに活用して、一丁目一番地、瓦れきの処理に当たっていただきたいと思っております。

これは多分全国の、例えば一般廃棄物の処理の問題にしても、今各自治体がやっておりますが、なかなか国の財政もきつし、地方の財政も厳しい中で、非常にこのランニングコストも掛かってくるということもあります。当然、各自治体が焼却をすればCO₂も出るわけでありまして、新しい一般廃棄物の処理のモデルというの今後はやはり我が国も考えていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、また是非御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、やはり問題は、原発地域あるいは原発周辺の放射性物質に汚染した瓦れきの処理でありますけれども、その処理の見通しというものをちょっとお尋ねしたいと思っております。

○大臣政務官(樋高剛君) 今月の五日でございまして、環境省におきまして第二回目の災害廃棄物安全評価検討会という会議を行わせていただきました。これは避難区域を除く福島県の浜通り、中通り地方の仮置場に集積をされている放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理方法について検討をいただいたところでございます。

検討会におきまして、その処理の方向性をお示しをさせていただきました。一点目といたしまして、例えば可燃物については十分な排ガス処理設備を有する焼却施設で焼却をしましょうと。また、二点目といたしましては、焼却灰、灰でござ

いますけれども、これにつきましては管理型の最終処分場で一時保管した後、安全な最終処分場の方法を検討する必要があると。そして、三点目といたしましては、不燃物については最終処分場で埋立てをするということについて検討をさせていただいたところでございます。そして、今度の日曜日でございまして、十九日に第三回目の検討会を行う予定でございまして、放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理の方針を取りまとめたいただけるように検討を急がせていただきたいと、このように考えております。

できるだけ早期に処理を開始、本格的に開始できるようにしっかりと取り組まさせていただきますと、このように考えています。

○大久保潔重君 本日に政務官、力強い御答弁をありがとうございます。我々も国会のサイドからでもしっかりとこの環境省の活動をバックアップをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、今日はホットスポットのモニタリング状況も、これ小野議員の方から質問もありました。先般、日本原子力研究開発機構、いわゆるJAEAが発表したWSPEEDIのデータというのが新聞にも記載をされました。このWSPEEDI、通常よく知られているのはSPEEDIという半径十キロ圏内の予測システムでありますけれども、このWSPEEDIの評価というものを

お尋ねしたいと思っております。

○政府参考人(伊藤洋一君) お答え申し上げます。WSPEEDI、これは緊急時の環境線量情報予測システムの世界版ということになりますけれども、このWSPEEDIにつきましては、独立行政法人でございまして日本原子力研究開発機構が開発した、国内外の原子力事故に当たりまして、その放射性物質の大気拡散、それからそれに伴います公衆への被曝を計算シミュレーションにより予測するものでございます。今回の東京電力の福島第一原子力発電所の事故に際しましては、今委

員御指摘のとおり、同機構におきまして何回かその成果を発表してございますけれども、あくまで原子力研究開発機構の研究開発活動の一環として行われているものと承知してございます。

WSPEEDIにつきましては、今申し上げたような研究開発の一環として開発されているものでありまして、国の原子力防災対策、こちらにおいてその活用が位置付けられているものではございませんけれども、その計算結果につきましては、今後の事故の検証とかいろいろな場面面で有効に活用できるのではないかとこのように考えているところでございます。

○大久保潔重君 研究中でありますけれども、これは日本原子力研究開発機構で研究をしておりますが、予算は文科省の予算でありますよね。是非、日本独自のワールドワイドな緊急予測システムでありますから、是非しっかりと推し進めていただきたいというふうに思います。

それから、今度は高エネルギー加速器研究機構、いわゆるKEK、こちらが三月十五日から三日間、第一原発三十キロ圏外の飛散した放射性物質の挙動について調査をしている。その論文をちょっと先般拝見をいたしましたけれども、この放射性物質の様々な挙動状況というのはどのようにとらえられておられますか。お聞きしたいと思います。

○政府参考人(伊藤洋一君) 大学共同利用研究機関法人高エネルギー加速器研究機構、KEKでございまして、こちらにおかれましては、三月十五日から五月二十六日にかけて、茨城県

のつくば市において環境研究所と共同で大気中の放射性物質、これをサンプリングいたしまして、大気をサンプリングいたしまして、その中に含まれております様々な放射性物質の種類、濃度を測定しております。これまで四十二回ほど測定をいたしまして、その結果を機構のホームページで公開しているというふうに承知してございます。これはあくまで、国の防災計画の一環として行ったというよりは、学術機関として機構が自主的な研究活動と

して行っているものであるというふうに認識してございます。

○大久保潔重君 確かにKEKは何か福島県の方から依頼されて三日間調査をしたというふうなことを言われておりましたけれども、そういう我が国の知的ないわゆる論文とかそういったものを是非、科学技術というのにはもう本当にそういうものの積み重ねでありますから、しっかりと国も支援をして、独自の調査、独自の放射性物質の挙動状況という非常に興味深い内容がありましたので、是非バックアップをしていただけたらというふうに思っております。もうモニタリングも、ホットスポット等々をしっかりと、点ではなくて面でしっかりとモニタリングをしていただきたいと思っております。

ちょっとふと思つたんですけれども、原発じゃなくて、これは世界中で過去、数多くの核実験が行われております。大気圏内の核実験も過去には行われました。相当な数の実験が行われております。それによって飛散した放射性物質、それと今回の福島原発の事故による放射性物質、その判別というのは例えばその県内のそういう地域でできるものなのかどうか、お尋ねしたいと思っております。

○政府参考人(伊藤洋一君) 文科省におきましては、土壌中の試料等に含まれます様々な放射性の物質を分析しながら、事故由来のものであるかどうかも含めまして検証しているところでございます。

例えば、沃素131といったような半減期が八日とかいった短い短寿命の核種につきましては、これは明確に過去の核実験によるものではないということが判別できます。また、それ以外に核実験由来の場合と、それから原子炉の中でできた放射性物質、これにつきましては精密な測定をすることによって同じ物質であってもその同位体の組成比が異なるということが知られてございます。そういうところに着目しながら、今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来した放射性物質であるかどうか、あるいは過去の核実験によるものなのか、そういったことを注意深く見

ているところでございます。

○大久保潔重君 是非その部分も注視をしていただいてやっていただきたいと思ひます。

今日は論点が違いますから、核実験に関してはまた別の機会に質問をさせていただきたいと思ひます。

今後、この原発問題、作業が長期化すれば当然これは作業員の、今現在約三千七百名というふうには発表されておりますが、この作業員の健康管理が非常に大事になってきます。先日、被曝線量が二百五十ミリシーベルトを超えた作業員が約八名になっているということでありまして。なぜそうになったのか、お聞きいたします。

○政府参考人(平野良雄君) 六月十三日の東京電力からの報告によりまして、三月中に緊急作業に従事しました約三千七百名のうち、そのうちの二千四百名につきまして内部被曝の線量の暫定値と三月中の累積外部被曝線量の暫定値を合算した値で二百五十ミリシーベルトを超えるおそれのある者が八人いるということが判明したと。これに関しては大変遺憾であると考えております。

このうち六月十日に被曝線量が確定いたしましたお二人の労働者の震災後の作業内容等を調査いたしました結果、お二人は水素爆発がございました三月の十二日を挟む十一日から十四日まで中央操作室というところにとどまって作業をしていたわけですが、水素爆発直後のマスクの着用が徹底されていなかったという事実があったことを把握しております。その他の方につきましては、今後、日本原子力研究開発機構における精密測定結果を踏まえまして、必要な調査を行うこととしております。

○大久保潔重君 特に原発サイトでの作業員の方というのは汚染水に常に接している状況も想定をされます。やはり、外部被曝に対しては細心の注意を払っていただきたいと思ひますし、これ百ミリシーベルトで〇・五％発がんリスクが高まるというの、これはもうよくよく承知の上だと思ひますから、しっかり指導していただきたいと思ひ

ます。

私は、実は過去、四月、五月、二度Jヴィレッジ、これは二十キロ圏内のいわゆる前線基地であります。訪問をいたしました。四月に訪問したときには大変、もう何というか、中はごった返して、通路に作業員が待機をしていたり、廊下にいろいろな救護物資であるとかが山積している状況でありました。それから、医師はたった一人自衛隊の若い医師がいただけでありました。大変不安そうな顔をされておりました。その一月後の五月に行つたときには、メディカルセンターがもう既に開設をして、放医研からの医師も派遣され、保健師、看護師、約八名ぐらいのスタッフ体制で常駐をされておりました。

本当に、大変な問題はないんだけどもということだったんですけども、やはり安心感というのは大変大きいものがあると思ひますので、しっかりとそのケアをやつていただきたいと思ひますし、当然そのJヴィレッジ、あるいは原発サイトでの環境を、まだたしか上下水道も通っていないというところでありまして、食事もやつとレトルトのカレーができるような状況でありましたけれども、是非そういうところのフォローもやつていただきたいというふうに思ひます。

よく国会でのいろいろな放射線量とか被曝の論議を聞いてきました。一ミリ、二十ミリ、百ミリというのはいくつ出る数字でありまして、しかしそういう中であつてやはり皆さんが混同されているのかと思ひます。いわゆる健康リスク、健康影響の放射線量と、いわゆる防護リスクとしての放射線量というの、これは違ふんです。これね、違ふという認識でいいです。いかがですか。

○委員長(松井孝治君) どなたが御答弁されるでしょうか。

○政府参考人(班目春樹君) 基本的な考え方として、放射線量は正当化と最適化が必要だとされております。すなわち、何らかのメリットがある場合において浴びる量と、それからそういうことなしに浴びる量とは違ふ、まさに先生おっしゃるとお

り、その辺りはしっかりと区別していただきたいと思ひます。

○大久保潔重君 実はその事故直後に、やはり福島県民の皆さんも当然と思ひますが、放射線被曝に對することを今まで人生において考えられた方というのは、そうたくさんいらっしゃらないと思ひます。

私は被曝県の出身であります。もう直後に、当然この放射線被曝に對する疫学データというのは、私はやはり広島と長崎のデータが一番参考になると思ひます。そして、そういう中で、広島大学であつた長崎大学であつた、限られた今の文科省の予算の中で被曝医療の専門家、人材を育成してきたわけでありまして。その直後にも福島県に入つて、放医研も一緒に入つてその体制を整えた。入つた直後は本当に県民の皆さん、まさに動揺と混乱の極みであつたということ聞いておりますが、大分落ち着いたとこれらということでありまして。

今後、特に福島県のいわゆる住民の方におかれましては、当然外部被曝の放射線量もきちっとモニタリングをする必要もあつたけれども、特には今後は内部被曝による影響というのがやっぱり一番健康リスクを考える上で重要であると思ひます。是非その辺のところも、基準値を超える食べ物には食べさせない、そして内部被曝のリスク、下げる方に下げる方にしっかりと議論をして、正しい知識をもつて正しく怖がついていくということとを是非貫いていただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○政府参考人(伊藤洋一君) 福島原子力発電所事故で避難された住民を始めいたします福島県民の皆さんの将来の健康問題につきましまして、きちんと健康管理を行つていくことは大変重要であるというふうに文部科学省としても認識しているところでございます。

住民の方々の被曝線量につきましては、今後、福島県の方で県民健康管理調査の一環として被曝線量の評価も含めまして行われるというふうに聞

いてございます。

福島県からは、この十八日も二回目の検討委員会というのを開くというふう聞いてございます。そこで具体的な線量評価の方法等が話し合われるというふう聞いてございますけれども、文部科学省といたしましても、このような県の活動に對しまして、放射線医学総合研究所あるいは全国の大学の知見等を活用いたしまして専門的観点から協力を申し上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○大久保潔重君 是非お願いをしたいと思ひます。

全国、原発が立地する自治体並びに周辺自治体、この安全、安心の確保のために、当然原子力行政に責任を持つ国として、これは多くの自治体からも御要望があつていふと思ひますが、いわゆるEPZ、防災対策重点地域の見直しを速やかにやる必要があると考えております。安全委員会の防災、耐震の指針についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(班目春樹君) 実は、今日の午後、原子力安全委員会ではこのEPZの見直しを含む防災指針の改定を実施することを決めてございます。なるべく早くこの改定をしていきたいというふうに考えている所存でございます。

○大久保潔重君 本当に地元の方々はそれを要望されておられますし、そしてその中でモニタリングスポットの設置というの、やはり拡大をしていただきたいという思いを持っておりますから、是非御検討いただきたいと思ひます。

今日は内閣府副大臣いらっしゃると思ひますから、もう最後になりますけれども、我が国の国民も世界も、一日でも早いこの福島第一原発の収束を望んでいるわけでありまして。収束とは遮蔽であり、冷却であり、そして汚染水の処理であり、最後は封じ込めということで、是非その収束に向けての見通し、大きな決意を最後に求めて、終わりたいと思ひます。

○副大臣(平野達男君) 福島原発事故、残念な

がら今も継続中であります。この収束に向けて工程表が出されたということについてはもう御承知のとおりでありまして、まずは循環的に安定的に冷温停止が確保される、そして、あわせて、放射性物質が外に放出されない、そういう状況をまず一刻も早く、一日も早くこれを確保するということだろうというふうに思っています。

特に、このことは広く国民、世界だけではなくて、いわゆる警戒区域、計画的避難区域、それから避難準備区域から避難されている方々、この方々はもうこれからの生活設計が立てられないというところで、まず一日も早くこの収束を願っている、特に強く願っているということもございします。

そのためには、もう御案内のとおり、世界最高水準の技術、これまでの経験をここに結集するということがまず基本だろうというふうに思っています。

今日の議論の中にもございましたけれども、これまでもアメリカあるいはロシア、フランス、そういうところの技術者に来ていただいて、連日ディスカッションもして、それを踏まえた上での様々な対策を練ったということも聞いておりますし、汚染水の処理につきましても、様々な見方がございしますけれども、これもアメリカ、フランスの力を借りながらやっているというふうな状況でございます。さらに、IAEAの調査団の報告書が近日中に出てくるというふうに聞いておりますが、その報告書の中でも新しい方策がひょっとしたら見えてくるかもしれません。そういった中で、繰り返しになりますけれども、世界最高水準の技術を結集して現場のこの処理に当たることが基本です。

それから、先ほど大久保議員は大変重要な指摘もされました。三千七百名の職員のことに触れられました。この方々が言わば戦場の中で第一線に立って戦っておられることでありまして、この方々の士気をとにかく低下させない。安全確保も大事でありますけれども、士気を高めるためにはどうすればいいか。いろんな宿舎の問題等々の問題もございしますし、こういったことにもしっかりと

サポートしていくと同時に、我々も含めてこの三千七百名の方々にエールを送るということも大事なのではないかというふうに思います。

○大久保潔重君　ありがとうございます。是非引き続きしっかりとよろしくお願いいたします。終わります。

○委員長(松井孝治君)　本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(松井孝治君)　次に、総合特別区域法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。片山国務大臣。

○国務大臣(片山善博君)　総合特別区域法案につきまして、提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公共団体が、地域における自然的、経済的及び社会的な特性を最大限活用し、かつ、民間事業者、地域住民その他の関係者と相互に密接な連携を図りつつ、自らの判断と責任で主体的に行う取組により、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とするものであります。国は、これらの取組を行う地域に対し、国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域の指定を行い、規制の特例措置の整備その他必要な施策を総合的かつ集中的に講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、政府は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、閣議決定により基本方針を定めることとしております。

第二に、地方公共団体による総合特別区域の指定申請、内閣総理大臣による総合特別区域の指定など、所要の手續を定めております。

第三に、地方公共団体による新たな規制の特例措置等の整備に関する提案手續、新たな規制の特例措置等の必要な施策について協議を行う国と地

方の協議会について、所要の手續を定めております。

第四に、総合特別区域の指定を受けた地方公共団体による総合特別区域計画の認定申請、内閣総理大臣による認定など、所要の手續を定めております。

第五に、地方公共団体の事務に関して政省令により規定された規制の条例委任の特例など、総合特別区域において講ずることができる規制の特例措置等の内容について定めております。

第六に、内閣総理大臣を本部長とする総合特別区域推進本部を内閣に設置することを定めております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松井孝治君)　以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

次回は来る二十一日火曜日午後一時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、総合特別区域法案

総合特別区域法案 総合特別区域法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 総合特別区域基本方針(第七条)

第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置

第一節 国際戦略総合特別区域の指定等(第八条―第十一条)

第二節 国際戦略総合特別区域計画の認定等

(第十二条―第十八条)

第三節 国際戦略総合特別区域協議会(第十九条)

第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

第一款 規制の特例措置(第二十条―第二十五条)

第二款 課税の特例(第二十六条・第二十七条)

第三款 国際戦略総合特区支援利子補給金の支給(第二十八条)

第四款 財産の処分の制限に係る承認の手續の特例(第二十九条)

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務(第三十条)

第四章 地域活性化総合特別区域における特別の措置

第一節 地域活性化総合特別区域の指定等(第三十一条―第三十四条)

第二節 地域活性化総合特別区域計画の認定等(第三十五条―第四十一条)

第三節 地域活性化総合特別区域協議会(第四十二条)

第四節 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

第一款 規制の特例措置(第四十三条―第四十五条)

第二款 課税の特例(第四十五条)

第三款 地域活性化総合特区支援利子補給金の支給(第四十六条)

第四款 財産の処分の制限に係る承認の手續の特例(第四十七条)

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務(第四十八条)

第五章 総合特別区域推進本部(第四十九条―第六十八条)

第六章 雑則(第六十九条―第七十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「総合特別区域」とは、国際戦略総合特別区域(第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域をいう。次項第五号イ及び第七号第二項第三号において同じ。)及び地域活性化総合特別区域(第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域をいう。第三項及び第七号第二項第三号において同じ。)をいう。

2 この法律において「特定国際戦略事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 別表第一に掲げる事業で、第三章第四節第一款の規定による規制の特例措置の適用を受けるもの

二 次に掲げる事業であつて法人により行われるもの

イ 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に特に資するものとして政令で定める事業(ロに掲げるものを除く。)

ロ イの政令で定める事業であつて地方公共団体が当該事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの(前号に掲げる事業に係る規制の特例措置で内閣府令で定めるものの適用を受けて行われるもの又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。)

三 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に資するものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業(第二十八条第一項において「国際戦略総合特区支援貸付事業」という。)であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関 同項において単に「金融機関」という。)により行われるもの

四 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に資する事業(第一号に掲げる事業又は当該事業と併せて実施する事業に限る。)の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十一条に規定する財産をいう。次項第四号において同じ。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。次項第四号において同じ。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業

五 次に掲げる事業であつて市町村(特別区を含む。以下同じ。)により行われるもの

イ 中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この号及び次項第五号において同じ。)が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業(国際戦略総合特別区域における産業の国際競争

争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。ロにおいて同じ。)の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う当該中小企業者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

3 この法律において「特定地域活性化事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 別表第二に掲げる事業で、第四章第四節第一款の規定による規制の特例措置の適用を受けるもの

二 農業、社会福祉、観光、地球環境の保全その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして政令で定める事業

三 地域活性化総合特別区域における農業、観光その他の産業の振興、生活環境の整備、社会福祉の増進その他の地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業(第五十六条第一項において「地域活性化総合特区支援貸付事業」という。)であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関(同項において単に「金融機関」という。)により行われるもの

四 地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する事業(第一号に掲げる事業又は当該事業と併せて実施する事業に限る。)の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡

し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業

五 次に掲げる事業であつて市町村により行われるもの

イ 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業(地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。ロにおいて同じ。)の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う当該中小企業者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

4 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第二十条から第二十三条まで及び第四十三条から第五十二条までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)により規定された規制についての第二十四条及び第五十三条の規定による政令若しくは内閣府令(告示を含む。・主務省令(第六十九条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。以下「内閣府令・主務省令」という。))又は第二十五条及び第五十四条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

5 この法律において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事

務組合若しくは広域連合をいい、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局を含むものとする。

(基本理念)

第三条 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化は、地方公共団体が、これらの実現のために必要な政策課題の解決を図るため、当該地域における自然的、経済的及び社会的な特性を最大限に活用し、かつ、民間事業者、地域住民その他の関係者と相互に密接な連携を図りつつ主体的に行う取組により、地域経済に活力をもたらすとともに、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを基本とし、国が、これらの取組に対して、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体、民間事業者、地域住民その他の関係者による政策課題の解決のための取組が円滑に行われるよう、規制の特例措置の整備、関連する諸制度の改革の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(指定地方公共団体の責務)

第五条 指定地方公共団体(第八条第九項に規定する指定地方公共団体及び第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。次条において同じ。)は、第三条に定める基本理念にのっとり、国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務

を有する。

(関連する施策との連携)

第六条 国及び指定地方公共団体は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の推進に当たっては、都市の国際競争力の強化に関する施策、経済社会の構造改革の推進に関する施策、地域の活力の再生に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

第二章 総合特別区域基本方針

第七条 政府は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針(以下「総合特別区域基本方針」という。)を定めなければならない。

2 総合特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項

二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 次条第一項の規定による国際戦略総合特別区域の指定及び第三十一条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定に関する基本的な事項

四 第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の同条第十項の認定に関する基本的な事項

五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

六 前各号に掲げるもののほか、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し必要な事項

内閣総理大臣は、総合特別区域推進本部が作

成した総合特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、総合特別区域基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による総合特別区域基本方針の変更について準用する。

第三章 国際戦略総合特別区域における特別措置

第一節 国際戦略総合特別区域の指定等

(国際戦略総合特別区域の指定)

第八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができる。

一 総合特別区域基本方針に適合すること。

二 当該区域において産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当地度寄与することが見込まれること。

2 地方公共団体は、前項の規定による申請(以下この節において「指定申請」という。)を行う場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 指定申請に係る区域の範囲

二 前号の区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

3 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることが

一 当該提案に係る区域において特定国際戦略事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定国際戦略事業の実施に関し密接な関係を有する者

4 前項の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第十九条第一項の国際戦略総合特別区域協議会(以下この節において「地域協議会」という。)が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。

6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要(同項の規定により地域協議会における協議をした場合にあつては、当該意見及び当該協議の概要)を添付しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定(以下この条及び次条第一項において単に「指定」という。)をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体(以下この章において「指定地方公共団体」という。)の申請に基づき、国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は国際戦略総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更に

ついて、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、国際戦略総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。

(国際競争力強化方針)

第九条 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する方針(以下「国際競争力強化方針」という。)を定めるものとする。

2 国際競争力強化方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

二 前号の目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に關し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国際競争力強化方針を定めようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、国際競争力強化方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、指定地方公共団体に送付しなければならない。

5 指定地方公共団体は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対して、国際競争力強化方針の変更についての申出をすることができる。

6 内閣総理大臣は、前項の申出について検討を加え国際競争力強化方針を変更する必要があると認めるとき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、国際競争力強化方針を変更しなけ

ればならない。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国際競争力強化方針の変更について準用する。

(新たな規制の特例措置等に関する提案)

第十条 指定申請をしようとする地方公共団体(地域協議会を組織するものに限る。)又は指定地方公共団体(以下この条において「指定地方公共団体等」という。)は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置その他の措置(次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。)の整備その他の国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化の推進に關し政府が講ずべき新たな措置に関する提案(以下この条において単に「提案」という。)をすることが出来る。

2 国際戦略総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することが出来る。

3 前項の規定による要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該提案をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと

認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした指定地方公共団体等に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、第四項又は前項の総合特別区域推進本部の議に先立ち、当該提案について当該協議会における協議をしなければならない。

(国と地方の協議会)

第十一条 内閣総理大臣、国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長(以下この条において「内閣総理大臣等」という。)は、国際戦略総合特別区域ごとに、当該国際戦略総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業、当該事業を実施するために必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する施策の推進に關し必要な協議を行うための協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を組織することができる。

2 指定地方公共団体の長は、協議会が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

4 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 地方公共団体の長その他の執行機関(指定地方公共団体の長を除く。)

二 地域協議会を代表する者

三 特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

四 その他特定国際戦略事業の実施に關し密接な関係を有する者

5 第一項の協議会を行うための会議(以下この条において単に「会議」という。)は、内閣総理大臣

等及び前項の規定により加わった者又はこれらの指名する者をもって構成する。

6 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

7 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

8 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 協議会の庶務は、内閣府において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 国際戦略総合特別区域計画の認定

(国際戦略総合特別区域計画の認定)

第十二条 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るための計画(以下「国際戦略総合特別区域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 国際戦略総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第九条第二項第一号の目標を達成するために国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業の内容及び実施主体に関する事項

二 前号に規定する特定国際戦略事業ごとの第四節の規定による特別の措置の内容

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に規定する特定国際戦略事業に関する事項

3 前項各号に掲げるもののほか、国際戦略総合

特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 国際戦略総合特別区域の名称
- 二 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 三 前二号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

4 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び第二項第一号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5 特定国際戦略事業を実施しようとする者は、当該特定国際戦略事業を実施しようとする国際戦略総合特別区域に係る指定地方公共団体に対し、当該特定国際戦略事業をその内容に含む国際戦略総合特別区域計画の作成についての提案をすることができる。

6 前項の指定地方公共団体は、同項の提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画を作成する必要があると認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

7 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとする場合において、第十九条第一項の国際戦略総合特別区域協議会が組織されているときは、当該国際戦略総合特別区域計画に定める事項について当該国際戦略総合特別区域協議会における協議をしなければならない。

8 第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

- 一 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要
- 二 第五項の提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画についての認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要

三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要

9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該指定地方公共団体に

10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、国際戦略総合特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 総合特別区域基本方針及び当該国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に適合するものであること。
- 二 当該国際戦略総合特別区域計画の実施が当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条から第十四条までにおいて単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができる。

12 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業に関する事項について、当該特定国際戦略事業に係る関係行政機関の長（以下この節において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定に関する処理期間）

第十三条 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第十二項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

（認定国際戦略総合特別区域計画の変更）

第十四条 認定を受けた指定地方公共団体は、認定を受けた国際戦略総合特別区域計画（以下「認定国際戦略総合特別区域計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第十二条第四項から第十三項まで及び前条の規定は、前項の認定国際戦略総合特別区域計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。）を受けた指定地方公共団体（以下この節において「認定地方公共団体」という。）に対し、認定国際戦略総合特別区域計画（認定国際戦略総合特別区域計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第十六条 内閣総理大臣は、認定国際戦略総合特別区域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定国際戦略総合特別区域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定国際戦略事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第十七条 内閣総理大臣は、認定国際戦略総合特別区域計画が第十二条第十項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第十二条第十三項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の認定の取消しについて準用する。

（認定地方公共団体への援助等）

第十八条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定国際戦略総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定国際戦略総合特別区域計画に係る特定国際戦略事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定国際戦略事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定国際戦略総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第三節 国際戦略総合特別区域協議会

第十九条 地方公共団体は、第八条第一項の規定による国際戦略総合特別区域の指定の申請、第十二条第一項の規定により作成しようとする国際戦略総合特別区域計画並びに認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国際戦略総合特別区域協議会(以下この条及び第二十八条第一項において「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 地域協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 前項の地方公共団体
二 特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該地方公共団体が作成しようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

4 地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあっては、地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。

- 一 特定国際戦略事業を実施し、又は実施しようとする者
二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする国際戦略総合特別区域計画

画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

7 地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

第一款 規制の特例措置

(通訳案内士法の特例)

第二十条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業(通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るため、国際戦略総合特別区域通訳案内士をいう。以下この項において同じ。)の育成、確保及び活用を図る事業をいう。別表第一の一の項において同じ。)を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を

受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業に係る国際戦略総合特別区域通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。

2 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内士法(昭和二十四年法律第二十号)第二条に規定する通訳案内士をいう。以下同じ。)を行うことを業とする。

3 国際戦略総合特別区域通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。

4 第一項の認定を受けた指定地方公共団体が行う当該指定に係る国際戦略総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該国際戦略総合特別区域の区域において、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第九項及び第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その業務に関して国際戦略総合特別区域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域を明示してするものとし、当該国際戦略総合特別区域以外の区域を表示してはならない。

8 通訳案内士法第三章の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条(見出しを含む。)及び第二十七条(見出しを含む。)中「通訳案内士登録簿」とあるのは「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体(総合特別区域法第二十條第一項の認定を受けた指定地方公共団体(同法第十八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条において同じ。)をい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあっては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。)」と、同法第二十条第一項及び第二十二條中「第十八条」とあるのは「総合特別区域法第二十條第十八条」とあるのは「総合特別区域法第二十條第十八条において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一條、第二十二條、第二十三條第一項及び第二十四條から第二十七條までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十二條見出しを含む。中「通訳案内士登録証」とあるのは「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録証」と、同法第二十五條第一項第三号中「第四條各号」とあるのは「総合特別区域法第二十條第五項各号」と、同法第二十六條中「第二十一條第一項」とあるのは「総合特別区域法第二十條第八項において準用する第二十一條第一項」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第四章の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務について準用する。

この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「総合特別区域法第二十条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同法第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあっては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「総合特別区域法又は同法」と、同項、同法第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

10 通訳案内士法第三十五条の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同法第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあっては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）の長」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

11 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六項の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により国際戦略総合特別区域通訳案内士の登録を受けた者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

12 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七項の規定に違反した者
- 二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者
- 三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

13 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

14 第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（建築基準法の特例）

第二十一条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際戦略建築物整備事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第一の二の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際戦略総合特別区域内の建築物に対する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十八条第一項から第十二項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁」とあるのは「特定行政庁が、総合特別区域法（平成二十三年法律第二十一号）第二十一条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画に定められた同条第二項に規定する基本方針（以下

この条において「認定計画基本方針」という。）に適合すると認めて許可した場合その他」と、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第二項から第十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁」とあるのは「特定行政庁が、認定計画基本方針に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

2 前項の国際戦略総合特別区域計画には、第十二条第二項第三号に掲げる事項として、当該国際戦略建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該国際戦略総合特別区域内の用途地域（建築基準法第四十八条第十三項に規定する用途地域をいう。第四十四条第二項において同じ。）の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。

第二十二條 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、特別用途地区国際戦略建築物整備事業（建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、国際戦略総合特別区域内の特別用途地区（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。以下同じ。）内において、産業の国際競争力の強化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第一の三の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体の日以後は、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用する。

2 前項の国際戦略総合特別区域計画には、第十二条第二項第三号に掲げる事項として、当該特別用途地区国際戦略建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項

の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）

第二十三条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、工場等新增設促進事業（国際戦略総合特別区域において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新増設を行うことを促進する事業をいう。第五項第二号及び別表第一の四の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る。以下この条において「認定市町村」という。）は、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（第十一項において「工場立地法準則」といい、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この条において「地域産業集積形成法」という。）第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は地域産業集積形成法第十一条第一項の規定により条例が定められた場合）にあっては、その準則又はその条例（以下この条において「地域産業集積形成法準則等」という。）を含む。）に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 前項の規定により準則を定める条例(以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等条例」という。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた認定市町村の長が行うものとする。

3 前項の規定により認定市町村の長が事務を行う場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該国際戦略総合特別区域については、市町村の長に関する規定として当該認定市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「総合特別区域法平成二十三年法律第 号」第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

4 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行により地域産業集積形成法準則等の適用を受けないこととなつた特定工場(工場立地法第六条第一項に規定する特定工場をいう。以下この条において同じ。)については、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例が施行されている間は、地域産業集積形成法第十二条第三項の規定は、適用しない。

5 国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた市町村は、次に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由の発生により当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の適用を受けないこととなつた区域において当該事由の発生前に当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の適用を受けた特定工場について、条例で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所

要の経過措置を定めることができる。

一 第八条第九項又は第十項の規定による国際戦略総合特別区域の指定の解除又はその区域の変更

二 第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更(第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を定めないこととするものに限る。)の認定

三 第十七条第一項の規定による第一項の認定の取消し

6 前項の規定により経過措置を定める条例(以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例」という。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例を定めた市町村の長が行うものとする。

7 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第二十三条第五項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替へるものとする。

8 国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の施行により地域産業集積形成法準則等の適用を受けないこととなつた特定工場については、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が施行されている間は、地域産業集積形成法第十二条第三項の規定は、適用しない。

9 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出であつて国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行の日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされてい

ないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

10 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例が定められている場合にあっては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場(当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなつたものに限る。)については、それぞれ当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、同項各号に掲げる事由の発生の日又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日(以下この項及び次項において「特定日」という。)前に第二項又は第六項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた市町村の長(指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の長を除く。)にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、特定日以後においては、当該市町村の存する都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がさ

れていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

12 前項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 前二項の規定は、国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例が定められている場合にあっては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場(当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなつたものに限る。)については、それぞれ当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、同項各号に掲げる事由の発生の日又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日(以下この項及び次項において「特定日」という。)前に第二項又は第六項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた市町村の長(指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の長を除く。)にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、特定日以後においては、当該市町村の存する都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がさ

れていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

14 前二項の規定は、国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例が定められている場合にあっては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場(当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなつたものに限る。)については、それぞれ当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、同項各号に掲げる事由の発生の日又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日(以下この項及び次項において「特定日」という。)前に第二項又は第六項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた市町村の長(指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の長を除く。)にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、特定日以後においては、当該市町村の存する都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がさ

された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第二十五条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、地方公共団体事務政令等規制事業(政令又は主務省令により規定された規制(指定地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。)に係る事業をいう。以下この条及び別表第一の六の項において同じ。)を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

第二款 課税の特例

第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二号又は第三号又は口に掲げる事業を実施する法人(内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体(内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。)が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。)であつて、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 指定法人は、内閣府令で定めるところによ

り、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

3 認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 指定法人の指定及びその取消しの手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十七条 専ら国際戦略総合特別区域内において認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二号第二号口に掲げる事業を実施する法人であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(当該国際戦略総合特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するものに限る。以下この条において「指定特定事業法人」という。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

一 第八条第一項の規定による当該国際戦略総合特別区域の指定の日以後に設立された法人

二 前号に掲げるもののほか、当該認定国際戦略総合特別区域計画の認定の日以後に、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二号第二号口に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した法人

2 指定特定事業法人は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

3 認定地方公共団体は、指定特定事業法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 認定地方公共団体は、第一項の規定による指

定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 指定特定事業法人の指定及びその取消しの手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 国際戦略総合特区支援利子補給金の支給

第二十八条 政府は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている国際戦略総合特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定国際戦略総合特別区域計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、当該国際戦略総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの(以下この条において「指定金融機関」という。)が、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二号第二号第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金(以下この条において「国際戦略総合特区支援利子補給金」という。)を支給する旨の契約(以下この条において「利子補給契約」という。)を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする国際戦略総合特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定められる額を超えることとならないようにしなければならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする国際戦略総合特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにしなければならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、国際戦略総合特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により国際戦略総合特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた国際戦略総合特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高(当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする)。

6 利子補給契約により政府が国際戦略総合特区支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第二十九条 認定地方公共団体が認定国際戦略総合特別区域計画に基づき第二号第二号第四号に掲げる事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務

第三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構

は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第五号に掲げる事業を行う認定地方公共団体(市町村に限る。)に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

第四章 地域活性化総合特別区域における特別の措置

第一節 地域活性化総合特別区域の指定等

(地域活性化総合特別区域の指定)

第三十一条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる。

一 総合特別区域基本方針に適合すること。
二 当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的發展に相当程度寄与することが見込まれること。

2 地方公共団体は、前項の規定による申請(以下この節において「指定申請」という。)を行う場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 指定申請に係る区域の範囲
二 前号の区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容
3 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることができる。

一 当該提案に係る区域において特定地域活性化事業を実施しようとする者
二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定地域活性化事業の実施に関し密接な関係を有する者

4 前項の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域協議会(以下この節において「地域協議会」という。)が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。

6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要(同項の規定により地域協議会における協議をした場合にあつては、当該意見及び当該協議の概要を添付しなければならない)。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定(以下この条及び次条第一項において単に「指定」という。)をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体(以下この章において「指定地方公共団体」という。)の申請に基づき、地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は地域活性化総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、地域活性化総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該地域活性化総合特別区域

の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。
(地域活性化方針)

第三十二条 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する方針(以下「地域活性化方針」という。)を定めるものとする。

2 地域活性化方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

二 前号の目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項
三 前二号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、地域活性化方針を定めようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、地域活性化方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、指定地方公共団体に送付しなければならない。

5 指定地方公共団体は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対して、地域活性化方針の変更についての申出をすることができる。

6 内閣総理大臣は、前項の申出について検討を加え地域活性化方針を変更する必要があると認めるとき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、地域活性化方針を変更しなければならない。
7 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による地域活性化方針の変更について準用する。
(新たな規制の特例措置等に関する提案)

第三十三条 指定申請をしようとする地方公共団体(地域協議会を組織するものに限る。)又は指定地方公共団体(以下この条において「指定地方公共団体等」という。)は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置その他の特別の措置(次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。)の整備その他の地域活性化総合特別区域における地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に関する提案(以下この条において単に「提案」という。)をすることができる。

2 地域活性化総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をしよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該提案をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。
6 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした指定地方公共団体等に通知しなければならない。
7 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、第四項又は前項の総合特別区域推

進本部の議に先立ち、当該提案について当該協議会における協議をしなければならない。

(国と地方の協議会)

第三十四条 内閣総理大臣、国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長(以下この条において「内閣総理大臣等」という。)は、地域活性化総合特別区域ごとに、当該地域活性化総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業、当該事業を実施するために必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する施策の推進に関し必要な協議を行うための協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を組織することができる。

2 指定地方公共団体の長は、協議会が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

4 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 地方公共団体の長その他の執行機関(指定地方公共団体の長を除く。)

二 地域協議会を代表する者

三 特定地域活性化事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

四 その他特定地域活性化事業の実施に関し密接な関係を有する者

5 第一項の協議を行うための会議(以下この条において単に「会議」という。)は、内閣総理大臣等及び前項の規定により加わった者又はこれらの指名する者をもって構成する。

6 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協

力を求めることができる。

7 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができ。

8 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 協議会の庶務は、内閣府において処理する。前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 地域活性化総合特別区域計画の認定等

(地域活性化総合特別区域計画の認定)

第三十五条 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るための計画(以下「地域活性化総合特別区域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 地域活性化総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第三十二条第二項第一号の目標を達成するために地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業の内容及び実施主体に関する事項

二 前号に規定する特定地域活性化事業ごとの第四節の規定による特別の措置の内容

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に規定する特定地域活性化事業に関する事項

3 前項各号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域活性化総合特別区域の名称

二 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

三 前二号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域における地域の活性化のために必要な事項

4 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び第二項第一号に規定する実施主体(以下この章において単に「実施主体」という。)の意見を聴かなければならない。

5 特定地域活性化事業を実施しようとする者は、当該特定地域活性化事業を実施しようとする地域活性化総合特別区域に係る指定地方公共団体に対し、当該特定地域活性化事業をその内容に含む地域活性化総合特別区域計画の作成についての提案をすることができる。

6 前項の指定地方公共団体は、同項の提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画を作成する必要があると認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

7 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとする場合において、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域協議会が組織されているときは、当該地域活性化総合特別区域計画に定める事項について当該地域活性化総合特別区域協議会における協議をしなければならない。

8 第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

二 第五項の提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画についての認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

三 前項の規定による協議をした場合にあつては、当該協議の概要

9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、地域活性化総合特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 総合特別区域基本方針及び当該地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に適合するものであること。

二 当該地域活性化総合特別区域計画の実施が当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

する特定地域活性化事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

11 内閣総理大臣は、前項の認定(以下この条から第三十七条までにおいて単に「認定」という。)を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができる。

12 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業に関する事項について、当該特定地域活性化事業に係る関係行政機関の長(以下この節において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第三十六条 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の

処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第十二項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定地域活性化総合特別区域計画の変更)

第三十七条 認定を受けた指定地方公共団体は、認定を受けた地域活性化総合特別区域計画(以下「認定地域活性化総合特別区域計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第三十五条第四項から第十三項まで及び前条の規定は、前項の認定地域活性化総合特別区域計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第三十八条 内閣総理大臣は、第三十五条第十項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。)を受けた指定地方公共団体(以下この節において「認定地方公共団体」という。)に対し、認定地域活性化総合特別区域計画(認定地域活性化総合特別区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第三十九条 内閣総理大臣は、認定地域活性化総合特別区域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定地域活性化総合特別区域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定地域活性化総合特別区域計画並びに認定

事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第四十条 内閣総理大臣は、認定地域活性化総合特別区域計画が第三十五条第十項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第三十五条第十三項の規定は、第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の認定の取消しについて準用する。

(認定地方公共団体への援助等)

第四十一条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定地域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定地域活性化総合特別区域計画に係る特定地域活性化事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められ、かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定地域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第三節 地域活性化総合特別区域協議会

第四十二条 地方公共団体は、第三十一条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定の申請、第三十五条第一項の規定により作成しうとする地域活性化総合特別区域計画並びに認

定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、地域活性化総合特別区域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 前項の地方公共団体
二 特定地域活性化事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

4 地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあっては、地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。

一 特定地域活性化事業を実施し、又は実施しようとする者
二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

7 地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四節 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

第一款 規制の特例措置

(通訳案内士法の特例)

第四十三条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業(通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、地域活性化総合特別区域通訳案内士をいう。以下この項において同じ。)の育成、確保及び活用を図る事業をいう。別表第二の一の項において同じ。)を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業に係る地域活性化総合特別区域通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。

2 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

3 地域活性化総合特別区域通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。

4 第一項の認定を受けた指定地方公共団体が行う当該指定に係る地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該地域活性化総合特別区域の区域において、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第九項及び第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その業務に関して地域活性化総合特別区域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た地

域活性化総合特別区域の区域を明示してするものとし、当該地域活性化総合特別区域以外の区域を表示してはならない。

8 通訳案内士法第三章の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む）及び第二十七条（見出しを含む）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「総合特別区域法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第四章の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

10 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

11 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録を受けた者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

12 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

13 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

14 第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（建築基準法の特例）

第四十四条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化建築物整備事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第二の二の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域内の建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十二項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十八條第一項ただし書中「特定行政庁」とあるのは「特定行政庁が、総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第四十四条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画に定められた同条第二項に規定する基本方針（以下この条において「認定計画基本方針」という。）に適合すると認めて許可した場合その他」と、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第二項から第十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁」とあるのは「特定行政庁が、認定計

画基本方針に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

2 前項の地域活性化総合特別区域計画には、第三十五条第二項第三号に掲げる事項として、当該地域活性化建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該地域活性化総合特別区域内の用途地域の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。

第四十五条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特別用途地区地域活性化建築物整備事業（建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、地域活性化総合特別区域内の特別用途地区内において、地域の活性化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第二の三の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体については、当該認定を同法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用する。

2 前項の地域活性化総合特別区域計画には、第三十五条第二項第三号に掲げる事項として、当該特別用途地区地域活性化建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

（酒税法の特例）

第四十六条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特定農業者特定酒類製造事業、地域活性化総合特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律、平成六年法律第四十六号（第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場

において飲用に供する業を営む農業者（以下この条において「特定農業者」という。）が、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、次の各号に掲げる酒類を製造する事業をいう。以下この条及び別表第二の四の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者が当該特定農業者特定酒類製造事業の実施主体として当該認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に定められた者に限る。以下この条において「認定計画特定農業者」という。）が、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類を製造するため、当該各号に定める酒類の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条及び次条において同じ。）を申請した場合においては、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しない。

一 酒税法第三条第十三号（二を除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）以外の果実を原料としたものを除く。同条第十三号に規定する果実酒の製造免許

二 酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさな

2

前項の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲

若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第四十六条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第四十六条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨」とする。

3 第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が製造した同号に掲げる酒類は、当該酒類の製造免許を受けた者が同項の地域活性化総合特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、販売してはならない。

4 税務署長は、次に掲げる場合には、第一項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 第三十一条第九項又は第十項の規定により同条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合又はその区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が地域活性化総合特別区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合

二 第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として特定農業者特定酒類製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつた場合

三 第四十条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合
四 第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合
五 第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規

定に違反した場合

5 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

第四十七条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特産酒類製造事業（地域活性化総合特別区域内において生産される当該地域の特産物である農産物を用いて次の各号に掲げる酒類を製造する事業をいう。以下この条及び別表第二の五の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類を製造しようとする者（当該特産酒類製造事業の実施主体として当該認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に定められた者に限る。以下この条において「認定計画特定農業者」という。）が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定の適用については、同項第七号中「六キロリットル」とあるのは「二キロリットル」と、同項第十五号中「六キロリットル」とあるのは「一キロリットル」と、同条第四号中「第七条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第七条第二項」とする。

一 酒税法第三条第十三号（二を除く。）に規定する果実酒（当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。）同条第十三号に規定する果実酒の製造免許
二 酒税法第三条第二十一号に規定するリ

キユーール(酒類)他の製造場において製造されたものに限り。及び農産物(当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したもので、当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限り。又はこれらと他の物品(酒類及び農産物を除く。)を原料としたものに限り。同号に規定するリキユーールの製造免許

2 前項の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第四十七条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」とする。

3 税務署長は、次に掲げる場合には、第一項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 第三十一条第九項又は第十項の規定により同条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合又はその区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が地域活性化総合特別区域内に所在しないこととなるものに限り。がされた場合

二 第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更(第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として特産酒類製造事業を定めないこととするものに限り。の認定があつた場合

三 第四十条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合

四 第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなつた場合

4 酒税法第七條第三項第三号果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

(老人福祉法の特例)

第四十八条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、民間事業者特別養護老人ホーム設置事業(地域活性化総合特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム(老人福祉法昭和三十一年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)の入所定員の総数が、老人福祉法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この項において同じ。)のうち当該地域活性化総合特別区域内にある区域であつて、当該区域における地域の活性化を図るため特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認められるものにおいて、選定事業者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)である法人が特別養護老人ホームを設置する事業をいう。別表第二の六の項において同

じ。を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、選定事業者である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該地域活性化総合特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において単に「中核市」という。))においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。))の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。

2 都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

一 老人福祉法第十七条第一項の基準に適合すること。

二 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。

三 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。

四 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に關する経験、熱意及び能力を有すること。

五 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。

六 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。

3 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、第一項の認可を与えなければならない。

4 都道府県知事は、前項の認可を与えるに当たつて、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができ。

5 老人福祉法第十五条第六項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十九条並

びに附則第七条の規定の適用については、選定事業者である法人を社会福祉法人とみなす。この場合において、同法第十五条第六項中「第四項の認可の」とあるのは「総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第四十八条第一項の認可の」と、同項及び同法附則第七条第一項中「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地」とあるのは「特別養護老人ホームの所在地」と、「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員」とあるのは「特別養護老人ホームの入所定員」と、同法第十五条第六項中「第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき」とあるのは「当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と、「第四項の認可を」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第一項の認可を」と、同法第十五条の二第二項中「前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第一項」と、同法第十六条第四項中「第十五条第六項」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第五項の規定により読み替へて適用する第十五条第六項」と、同項並びに同法第十九条及び附則第七条中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、同法第十九条第一項及び附則第七条第一項中「第十五条第四項」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第一項」と、同法第十九条第二項及び附則第七条第二項中「前項」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第五項の規定により読み替へて適用する前項」と、同条

第一項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき」とあるのは「当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」とする。

（河川法及び電気事業法の特例等）

第四十九条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による許可（以下この条から第五十二条までにおいて「河川法第二十三条等の許可」という。）を受けた水利使用（流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水のみを利用する水力発電事業（以下「特定水力発電事業」という。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定水力発電事業については、次条から第五十二条までの規定を適用する。

一 当該認定の申請に、第三十五条第八項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面のほか、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものであること。
イ 当該特定水力発電事業に係る水利使用に關する計画（国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。次号並びに次条第

一 項及び第三項において「特定水利使用計画」という。）

ロ 当該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容（国土交通省令で定める事項が記載されたものに限る。）

二 指定地方公共団体が、当該認定の申請に先立ち、地域協議会（当該特定水力発電事業に係る水利使用に關し河川法第二十三条等の許可を行う河川管理者（河川法第七條（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九條第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四條第一項に規定する一級河川をいう。次条及び第五十一条において同じ。）の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長をいう。次条第三項及び第五十二条において同じ。）を構成員とするものに限る。次条第二項及び第三項において同じ。）を組織し、当該地域協議会において当該特定水力発電事業に係る特定水利使用計画が協議されていること。

第五十条 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用（前条の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条から第五十二条までにおいて「特定発電水利使用」という。）に關し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合においては、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議すること（を要しない）。

2 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川（河川法第五條第一項に規定する二級河川をいう。以下この条及び次条において同じ。）の特定発電水利使用に關し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場

合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、地域協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。

3 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に關し河川法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつたときは、同法第三十八条の規定にかかわらず、地域協議会を構成する者であつて当該地域協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。

4 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に關し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第七十九条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。

5 準用河川（河川法第百條第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用に關する同項において準用する同法の規定の特例については、前三項の規定に準じて政令で定める。

第五十一条 都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に關し河川法第二十三条等の許可の申請があつたときは、電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第百三条第一項の規定にかかわらず、意見を付して経済産業大臣に報告し、及びその意見を求めることを要しない。

第五十二条 河川管理者は、水利使用に關する河川法第二十三条等の許可の申請に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第六條に規定する通常要すべき標準的な期間（以下この条において「標準処理期間」という。）を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第五十三条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。以下この条及び別表第二の八の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めることにより、規制の特例措置を適用する。（地方公共団体の事務に關する規制についての条例による特例措置）

第五十四条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（指定地方公共団体の事務に關するものに限る。以下この条において同じ。）に係る事業をいう。以下この条及び別表第二の九の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

第二款 課税の特例

第五十五条 認定地域活性化総合特別区域計画に定められている第二條第三項第二号に掲げる事業を実施する株式会社（内閣府令で定める要件に該當するものとして認定地方公共団体（内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下同じ。）が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。）により発行さ

れる株式を払込により個人が取得した場合に
は、当該個人に対する所得税の課税について
は、租税特別措置法で定めるところにより、課
税の特例の適用があるものとする。

2 指定会社は、内閣府令で定めるところによ
り、その指定に係る事業の実施の状況を認定地
方公共団体に報告しなければならない。

3 認定地方公共団体は、指定会社が第一項の内
閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めると
きは、その指定を取り消すことができる。

4 認定地方公共団体は、第一項の規定による指
定をしたとき、又は前項の規定による指定の取
消をしたときは、遅滞なく、その旨を公表し
なければならない。

5 指定会社の指定及びその取消しの手続に関し
必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 地域活性化総合特区支授利子
補給金の支給

第五十六条 政府は、認定地域活性化総合特別区
域計画に定められている地域活性化総合特区支
援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定
地域活性化総合特別区域計画に係る地域協議会
の構成員であり、かつ、当該地域活性化総合特
区支授貸付事業の適正な実施の確保を考慮して
内閣府令で定める要件に該当するものとして内
閣総理大臣が指定するもの（以下この条におい
て「指定金融機関」という。）が、当該認定地域活
性化総合特別区域計画に定められている第二條
第三項第三号の内閣府令で定める事業を行うの
に必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付け
について利子補給金（以下この条において「地域
活性化総合特区支授利子補給金」という。）を支
給する旨の契約（以下この条において「利子補給
契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶこと
ができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合に
は、各利子補給契約により当該年度において支
給することとする地域活性化総合特区支授利子
補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定め

る額を超えることとならないようにしなければ
ならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該
利子補給契約により支給することとする地域活
性化総合特区支授利子補給金の総額が、当該利
子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日か
ら起算して五年間について、内閣府令で定める
償還方法により償還するものとして計算した当
該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内
閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算し
た額を超えることとならないようにしなければ
ならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、地域
活性化総合特区支授利子補給金を支給すべき当
該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当
該貸付けが最初に行われた日から起算して五年
間における当該貸付けの貸付残高としなければ
ならない。

5 政府は、利子補給契約により地域活性化総合
特区支授利子補給金を支給する場合には、当該
利子補給契約において定められた地域活性化総
合特区支授利子補給金の総額の範囲内におい
て、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間に
おける当該利子補給契約に係る貸付けの実際の
貸付残高（当該貸付残高が第三項の規定により
計算した貸付残高を超えるときは、その計算し
た貸付残高に同項の利子補給率を乗じて計算
した額を、内閣府令で定めるところにより、支
給するものとする。

6 利子補給契約により政府が地域活性化総合特
区支授利子補給金を支給することができる年限
は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年
度以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規
定する指定の要件を欠くに至つたと認めるとき
は、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に
関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四款 財産の処分の制限に係る承認

の手続の特例

第五十七条 認定地方公共団体が認定地域活性化
総合特別区域計画に基づき第二條第三項第四号
に掲げる事業を行う場合においては、当該認定
地方公共団体がその認定を受けたことをもつ
て、補助金等に係る予算の執行の適正化に関す
る法律第二十二條に規定する各省各庁の長の承
認を受けたものとみなす。

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備
機構の行う地域活性化総合
特区施設整備促進業務

第五十八條 独立行政法人中小企業基盤整備機
構は、認定地域活性化総合特別区域計画に定めら
れている第二條第三項第五号に掲げる事業を行
う認定地方公共団体（市町村に限る。）に対し、
当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付け
を行うことができる。

第五章 総合特別区域推進本部
（設置）

第五十九條 総合特別区域における産業の国際競
争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総
合的かつ集中的に推進するため、内閣に、総合
特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置く。
（所掌事務）

第六十條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 総合特別区域基本方針の案の作成に関する
こと。

二 第八條第七項（同条第九項及び第十項にお
いて準用する場合を含む。）、第九條第三項
（同条第七項において準用する場合を含む。）、
第十二條第十一項（第十四條第二項において
準用する場合を含む。）、第三十一條第七項
（同条第九項及び第十項において準用する場
合を含む。）、第三十二條第三項（同条第七項
において準用する場合を含む。）又は第三十五
條第十一項（第三十七條第二項において準用
する場合を含む。）の規定により、内閣総理大
臣に意見を述べること。

三 認定国際戦略総合特別区域計画及び認定地
域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な
実施のための施策の総合調整及び支援措置の
推進に関すること。
四 前二号に掲げるもののほか、総合特別区域
基本方針に基づく施策の実施の推進に関する
こと。
五 前各号に掲げるもののほか、総合特別区域
における産業の国際競争力の強化及び地域の
活性化の推進に関する施策で重要なものの企
画及び立案並びに総合調整に関すること。

第六十一條 本部は、総合特別区域推進本部長、
総合特別区域推進副本部長及び総合特別区域推
進本部員をもって組織する。

第六十二條 本部の長は、総合特別区域推進本部長
（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣
をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員
を指揮監督する。

（総合特別区域推進副本部長）
第六十三條 本部に、総合特別区域推進副本部長
（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長
官及び総合特別区域担当大臣（内閣総理大臣の
命を受けて、総合特別区域における産業の国際
競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の
総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を
助けることをその職務とする国務大臣をいう。）
をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（総合特別区域推進本部員）
第六十四條 本部に、総合特別区域推進本部員
（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての
国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）
第六十五條 本部は、その所掌事務を遂行するた
め必要があると認めるときは、国の行政機関、地
方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法

(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第六十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第六十七条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第六十八条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(主務省令)

第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事

院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

(命令への委任)

第七十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第七十一条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(訓令又は通達に關する措置)

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域に關するものについては、これらの区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(通訳案内士法の一部改正)

第四条 通訳案内士法の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条に次の二号を加える。

四 総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第二十條第九項において準用する第三十三條第一項の規定により国際戦

略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 総合特別区域法第四十三條第九項において準用する第三十三條第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 次のイ又はロに掲げる施設

イ 総合特別区域法(平成二十三年法律

第 号)第二条第二項第五号イに規定する事業(総務省令で定めるものを除く。)を行う者が市町村(特別区を含む。ロにおいて同じ。)から同号イの資金の貸

付を受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの

ロ 総合特別区域法第二条第三項第五号イに規定する事業(総務省令で定めるものを除く。)を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの

(印紙税法の一部改正)

第六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十二号から第十四号」を「第十二号から第十五号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項の次に次のように加える。

七の二 市町村長

総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)による同法第二十条第八項及び第四十三條第八項において準用する通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第十八條の登録、同法第二十三條第一項の届出、同法第二十四條の再交付又は同法第二十五條第二項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の二十一の項の次に次のように加える。

二十一の二 都道府県知事

総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三條第八項において準用する通訳案内士法第十八條の登録、同法第二十三條第一項の届出、同法第二十四條の再交付又は同法第二十五條第二項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の六の項の次に次のように加える。

六の二 市町村長

総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三條第八項において準用する通訳案内士法第十八條の登録、同法第二十三條第一項の届出、同法第二十四條の再交付又は同法第二十五條第二項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第二十六号中「昭和二十四年法律第二百十号」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十六の二 総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三條第八項において準用する通訳案内士法第十八條の登録、同法第二十三條第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五條第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第八条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条に次の二号を加える。

四 総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第二十條第九項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 総合特別区域法第四十三條第九項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第三十條及び第五十八條の規定による貸付けを行うこと。

第十七條第二項中「第十五條第一項第十三号及び第十四号」を「第十五條第一項第十四号及び第十五号」に、「同條第一項第十五号」を「同條第一項第十六号」に改める。

第十八條第一項第一号中「及び第十二号」を「から第十三号まで」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第二号中「同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第三号中「第十五條第一項第十五号」を「第十五條第一項第十六号」に改め、同項第四号中「第十五條第一項第十六号」を「第十五條第一項第十七号」に改め、同項第五号中「第十五條第一項第十七号」を「第十五條第一項第十八号」に改め、同項第六号中「第十五條第一項第十八号」を「第十五條第一項第十九号」に改める。

第二十二條第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

附則第十四條の表第十八條第一項第一号の項中「第十二号」を「第十三号まで」に改め、同表第二十二條第一項の項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第十条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項第三号の五の次に次の一号を加える。

三の六 総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第八條第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関する事

法第十二條第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関する事

第二十八條第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関する事

第三十條第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関する事

第三十五條第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関する事

同法第五十六條第一項に規定する指定金融機関の指

定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関する事並びに総合特別区域(同法第二條第一項に規定する総合特別区域をいう)における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(国土交通省設置法の一部改正)
第十一条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第四條第二十二號の二中「及び地域限定通訳案内士」を「地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士」に改める。

別表第一(第二條第二項関係)

項	事	業	関係条項
一	国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業		第二十條
二	国際戦略建築物整備事業		第二十一條
三	特別用途地区国際戦略建築物整備事業		第二十二條
四	工場等新增設促進事業		第二十三條
五	政令等規制事業で第二十四條の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの		第二十四條
六	地方公共団体事務政令等規制事業で第二十五條の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの		第二十五條

別表第二(第二條第三項関係)

項	事	業	関係条項
一	地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業		第四十三條
二	地域活性化建築物整備事業		第四十四條
三	特別用途地区地域活性化建築物整備事業		第四十五條
四	特定農業者特定酒類製造事業		第四十六條
五	特産酒類製造事業		第四十七條
六	民間事業者特別養護老人ホーム設置事業		第四十八條
七	特定水力発電事業		第四十九條から第五十二條まで
八	政令等規制事業で第五十三條の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの		第五十三條
九	地方公共団体事務政令等規制事業で第五十四條の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの		第五十四條

平成二十三年六月二十七日印刷

平成二十三年六月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F